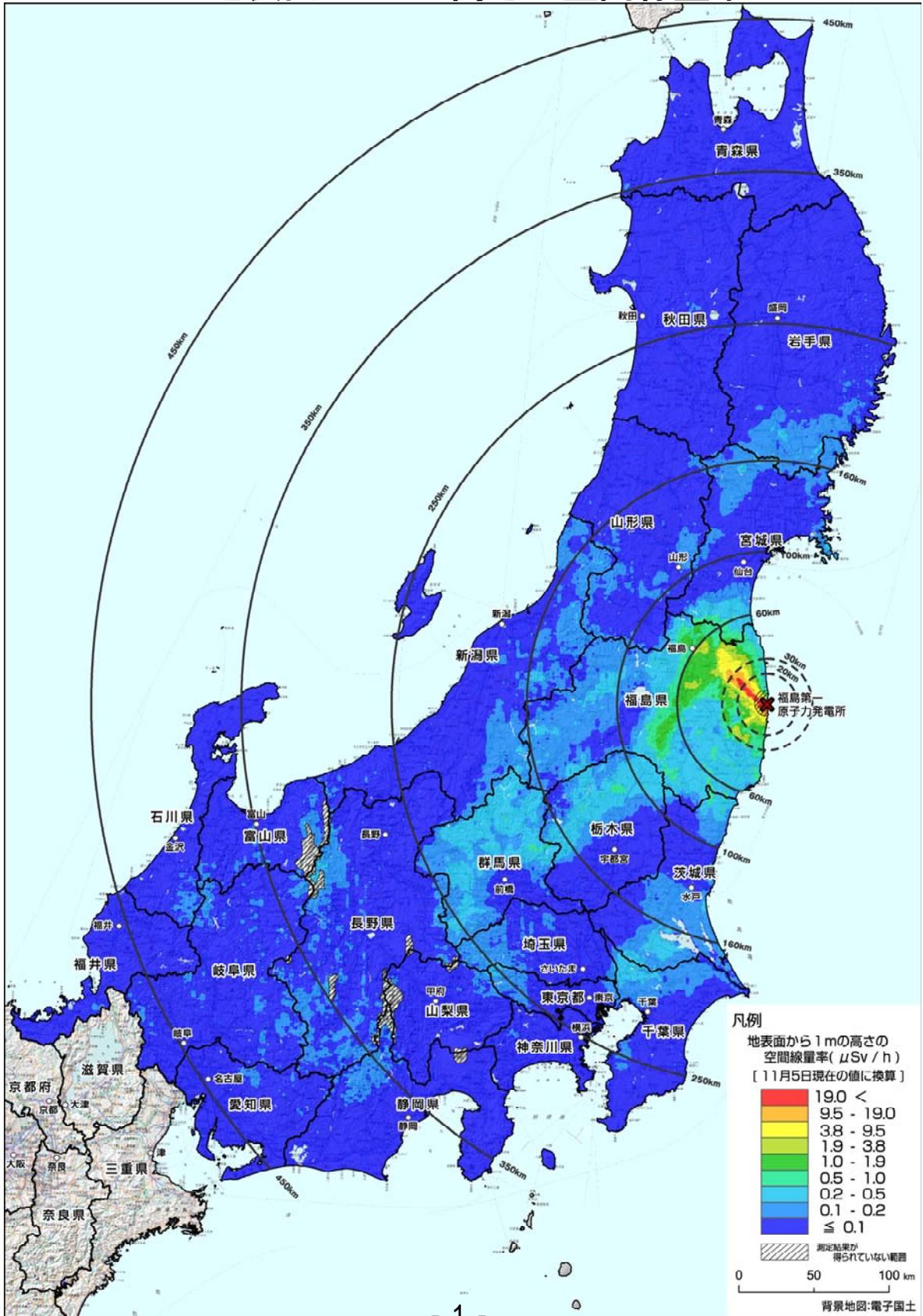


(参考1)

第4次航空機モニタリングの測定結果を反映した東日本全域の 地表面から1m高さの空間線量率



※本マップには天然核種による空間線量率が含まれています。

別紙

食安発0317第3号
平成23年3月17日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

放射能汚染された食品の取り扱いについて

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出されたところである。

このため、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、当分の間、別添の原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることがないよう販売その他について十分処置されたい。

なお、検査に当たっては、平成14年5月9日付け事務連絡「緊急時における食品の放射能測定マニュアルの送付について」を参照し、実施すること。

別添

○飲食物摂取制限に関する指標

核 種	原子力施設等の防災対策に係る指針における 摂取制限に関する指標値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種 (²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cm 放射能濃度の 合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀物	
	肉・卵・魚・その他	

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

[トップ](#) > 福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について

福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について

標記の件について、福島県教育委員会等に発出しましたので、お知らせします。

23文科ス第134号
平成23年4月19日

福島県教育委員会
福島県知事
福島県内に附属学校を置く国立大学法人の長 殿
福島県内に小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省生涯学習政策局長 板東久美子
初等中等教育局長 山中伸一
科学技術・学術政策局長 合田隆史
スポーツ・青少年局長 布村幸彦

福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について(通知)

去る4月8日に結果が取りまとめられた福島県による環境放射線モニタリングの結果及び4月14日に文部科学省が実施した再調査の結果について、原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解を受け、校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方(以下、「暫定的考え方」という。)を下記のとおり取りまとめました。

については、学校(幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校を指す。以下同じ。)の校舎・校庭等の利用に当たり、下記の点に御留意いただくとともに、所管の学校及び域内の市町村教育委員会並びに所轄の私立学校に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただき、必要な指導・支援をお願いします。

記

1. 学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安について

学校の校舎、校庭、園舎及び園庭(以下、「校舎・校庭等」という。)の利用の判断について、現在、避難区域と設定されている区域、これから計画的避難区域や緊急時避難準備区域に設定される区域を除く地域の環境においては、次のように国際的基準を考慮した対応をすることが適当である。

国際放射線防護委員会(ICRP)のPublication109(緊急時被ばくの状況における公衆の防護のための助言)によれば、事故継続等の緊急時の状況における基準である20～100mSv/年を適用する地域と、事故収束後の基準である1～20mSv/年を適用する地域の併存を認めている。また、ICRPは、2007年勧告を踏まえ、本年3月21日に改めて「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベル(1)として、1～20mSv/年の範囲で考えることも可能」とする内容の声明を出している。

このようなことから、幼児、児童及び生徒(以下、「児童生徒等」という。)が学校に通える地域においては、非常事態収束後の参考レベルの1～20mSv/年を学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とし、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適切であると考えられる。

1「参考レベル」：これを上回る線量を受けることは不適切と判断されるが、合理的に達成できる範囲で、線量の低減を図ることとされているレベル。

また、児童生徒等の受ける線量を考慮する上で、16時間の屋内(木造)、8時間の屋外活動の生活パターンを想定すると、20mSv/年に到達する空間線量率は、屋外3.8 μ Sv/時間、屋内(木造)1.52 μ Sv/時間である。したがって、これを下回る学校では、児童生徒等が平常どおりの活動によって受ける線量が20mSv/年を超えることはないと考えられる。さらに、学校での生活は校舎・園舎内で過ごす割合が相当を占めるため、学校の校庭・園庭において3.8 μ Sv/時間以上を示した場合においても、校舎・園舎内での活動を中心とする生活を確保することなどにより、児童生徒等の受ける線量が20mSv/年を超えることはないと考えられる。

2. 福島県における学校を対象とした環境放射線モニタリングの結果について

(1)文部科学省による再調査により、校庭・園庭で3.8 μ Sv/時間(幼稚園、小学校、特別支援学校については50cm高さ、中学校については1m高さの数値:以下同じ)以上の空間線量率が測定された学校については、別添に示す生活上の留意事項に配慮するとともに、当面、校庭・園庭での活動を1日あたり1時間程度にするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である。

なお、これらの学校については、4月14日に実施した再調査と同じ条件で国により再度の調査をおおむね1週間毎に行い、空間線量率が $3.8 \mu\text{Sv}/\text{時間}$ を下回り、また、翌日以降、再度調査して $3.8 \mu\text{Sv}/\text{時間}$ を下回る値が測定された場合には、空間線量率の十分な低下が確認されたものとして、(2)と同様に扱うこととする。さらに、校庭・園庭の空間線量率の低下の傾向が見られない学校については、国により校庭・園庭の土壌について調査を実施することも検討する。

(2)文部科学省による再調査により校庭・園庭で $3.8 \mu\text{Sv}/\text{時間}$ 未満の空間線量率が測定された学校については、校舎・校庭等を平常どおり利用して差し支えない。

(3)(1)及び(2)の学校については、児童生徒等の受ける線量が継続的に低く抑えられているかを確認するため、今後、国において福島県と連携し、継続的なモニタリングを実施する。

3. 留意点

(1)この「暫定的考え方」は、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、平成23年4月以降、夏季休業終了(おおむね8月下旬)までの期間を対象とした暫定的なものとする。

今後、事態の変化により、本「暫定的考え方」の内容の変更や措置の追加を行うことがある。

(2)避難区域並びに今後設定される予定の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在する学校については、校舎・校庭等の利用は行わないこととされている。

(3)高等学校及び専修学校・各種学校についても、この「暫定的考え方」の2.(1)、(2)を参考に配慮されることが望ましい。

(4)原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解は文部科学省のウェブサイトで確認できる。

別添

児童生徒等が受ける線量をできるだけ低く抑えるために取り得る学校における生活上の留意事項

以下の事項は、これらが遵守されないと健康が守られないということではなく、可能な範囲で児童生徒等が受ける線量をできるだけ低く抑えるためのものである。

1校庭・園庭等の屋外での活動後等には、手や顔を洗い、うがいをする。

2土や砂を口に入れないように注意する(特に乳幼児は、保育所や幼稚園において砂場の利用を控えるなど注意が必要。)。

3土や砂が口に入った場合には、よくうがいをする。

4登校・登園時、帰宅時に靴の泥をできるだけ落とす。

5土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。

お問合せ先

原子力災害対策支援本部(放射線の影響に関すること)

電話番号:03-5253-4111(内線4605)

スポーツ・青少年局学校健康教育課保健管理係(学校に関すること)

電話番号:03-5253-4111(内線2976)

(スポーツ・青少年局学校健康教育課)

[文部科学省ホームページトップへ](#)

[ページの先頭に戻る](#)

[会見・報道・お知らせ](#) [政策・審議会](#) [白書・統計・出版物](#) [申請・手続き](#) [文部科学省の紹介](#) [教育](#) [科学技術・学術](#)
[スポーツ](#) [文化](#)

[御意見・お問合せ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権について](#) [アクセシビリティへの対応について](#)

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 電話番号:03-5253-4111(代表) 050-3772-4111 (IP 電話代表)
[案内図](#)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

市内48か所の放射線量測定結果

測定機器：アロカ(株)製NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ(TCS-161)
測定日：H23.5.31～H23.6.3

No.	学校名	校庭			砂場			No.	学校名	校庭			砂場		
		5cm	50cm	100cm	5cm	50cm	100cm			5cm	50cm	100cm	5cm	50cm	100cm
1	木下小学校	0.27	0.22	0.23	0.20	0.22	0.23	28	本埜中学校	0.25	0.22	0.21	0.36	0.37	0.37
2	小林小学校	0.40	0.35	0.34	0.29	0.31	0.33	29	滝野中学校	0.17	0.16	0.15	0.19	0.19	0.19
3	大森小学校	0.21	0.20	0.20	0.26	0.28	0.28			園庭			砂場		
4	船穂小学校	0.20	0.19	0.18	0.12	0.14	0.15			5cm	50cm	100cm	5cm	50cm	100cm
5	永治小学校	0.33	0.30	0.31	0.25	0.29	0.31	30	大森幼稚園	0.28	0.25	0.25	0.22	0.26	0.27
6	木刈小学校	0.48	0.38	0.34	0.35	0.37	0.35	31	瀬戸幼稚園	0.13	0.13	0.14	0.28	0.25	0.24
7	内野小学校	0.18	0.16	0.18	0.33	0.30	0.27	32	もとの幼稚園	0.40	0.31	0.30	0.25	0.26	0.30
8	原山小学校	0.23	0.20	0.23	0.28	0.26	0.28	33	木下保育園	0.15	0.17	0.16	0.28	0.30	0.28
9	小林北小学校	0.34	0.31	0.30	0.31	0.27	0.28	34	大森保育園	0.20	0.17	0.18	0.29	0.26	0.25
10	小倉台小学校	0.37	0.30	0.37	0.30	0.30	0.34	35	内野保育園	0.11	0.10	0.10	0.33	0.26	0.25
11	高花小学校	0.22	0.21	0.23	0.20	0.20	0.23	36	木刈保育園	0.25	0.23	0.23	0.50	0.40	0.34
12	西の原小学校	0.19	0.18	0.16	0.19	0.20	0.19	37	高花保育園	0.39	0.30	0.28	0.36	0.33	0.30
13	原小学校	0.19	0.19	0.18	0.18	0.22	0.24	38	西の原保育園	0.23	0.20	0.18	0.47	0.40	0.35
14	六合小学校	0.38	0.31	0.30	0.16	0.21	0.23	39	もとの保育園	0.25	0.19	0.18	0.24	0.24	0.20
15	宗像小学校	0.09	0.10	0.10	0.13	0.15	0.15			駐車場			屋上		
16	平賀小学校	0.10	0.10	0.11	0.09	0.12	0.14			5cm	50cm	100cm	5cm	50cm	100cm
17	いには野小学校	0.11	0.09	0.08	0.25	0.29	0.31	40	印西市役所	0.32	0.22	0.19	0.43	0.32	0.29
18	本埜第一小学校	0.21	0.20	0.17	0.23	0.25	0.26	41	印旛支所	0.26	0.21	0.19	0.11	0.08	0.09
19	本埜第二小学校	0.21	0.20	0.17	0.17	0.19	0.22	42	本埜支所	0.38	0.33	0.30	0.11	0.10	0.10
20	滝野小学校	0.18	0.14	0.14	0.28	0.27	0.26			公園の中心			砂場		
21	印西中学校	0.41	0.40	0.40	0.20	0.32	0.36			5cm	50cm	100cm	5cm	50cm	100cm
22	船穂中学校	0.29	0.24	0.20	0.24	0.23	0.28	43	大塚前公園	0.42	0.39	0.39	0.25	0.24	0.26
23	木刈中学校	0.35	0.30	0.34	0.38	0.35	0.36	44	印旛中央公園	0.19	0.20	0.22	0.27	0.25	0.26
24	小林中学校	0.35	0.31	0.31	0.24	0.34	0.35	45	大門下児童公園	0.50	0.36	0.37	0.36	0.30	0.35
25	原山中学校	0.23	0.20	0.20	0.23	0.27	0.26	46	松山下公園	0.41	0.31	0.34	—	—	—
26	西の原中学校	0.22	0.19	0.19	0.15	0.19	0.19	47	草深公園	0.31	0.26	0.28	—	—	—
27	印旛中学校	0.15	0.14	0.15	0.12	0.13	0.16	48	滝野公園	0.28	0.25	0.24	—	—	—

単位：μSV/h(マイクロナンベルト/毎時)

印西クリーンセンター 焼却灰 測定結果

第1回測定結果 平成23年6月29日試料採取、平成23年6月30日測定
測定者：中外テクノス株式会社

試料	項目	元素	測定結果	単位
主 灰	放射性ヨウ素	I-131	不検出	Bq/kg (wet)
	放射性セシウム	Cs-134	1,070	
		Cs-137	1,200	
		合計	2,270	
飛 灰	放射性ヨウ素	I-131	不検出	
	放射性セシウム	Cs-134	6,670	
		Cs-137	7,300	
		合計	13,970	

第2回測定結果 平成23年7月8日試料採取、平成23年7月11日測定
測定者：中外テクノス株式会社

試料	項目	元素	測定結果	単位
主 灰	放射性ヨウ素	I-131	不検出	Bq/kg (wet)
	放射性セシウム	Cs-134	651	
		Cs-137	703	
		合計	1,354	
飛 灰	放射性ヨウ素	I-131	不検出	
	放射性セシウム	Cs-134	5,300	
		Cs-137	5,990	
		合計	11,290	

第3回測定結果 平成23年7月20日試料採取、平成23年7月21日測定
測定者：中外テクノス株式会社

試料	項目	元素	測定結果	単位
主 灰	放射性ヨウ素	I-131	不検出	Bq/kg (wet)
	放射性セシウム	Cs-134	467	
		Cs-137	530	
		合計	997	
飛 灰	放射性ヨウ素	I-131	不検出	
	放射性セシウム	Cs-134	3,340	
		Cs-137	3,870	
		合計	7,210	

第4回測定結果 平成23年7月27日試料採取、平成23年7月29日測定
測定者：中外テクノス株式会社

試料	項目	元素	測定結果	単位
主灰	放射性ヨウ素	I-131	不検出	Bq/kg (wet)
	放射性セシウム	Cs-134	947	
		Cs-137	1,110	
		合計	2,057	
飛灰	放射性ヨウ素	I-131	不検出	
	放射性セシウム	Cs-134	3,780	
		Cs-137	4,450	
		合計	8,230	

第5回測定結果 平成23年8月10日試料採取、平成23年8月11日測定
測定者：中外テクノス株式会社

試料	項目	元素	測定結果	単位
主灰	放射性ヨウ素	I-131	不検出	Bq/kg (wet)
	放射性セシウム	Cs-134	576	
		Cs-137	677	
		合計	1,253	
飛灰	放射性ヨウ素	I-131	不検出	
	放射性セシウム	Cs-134	2,530	
		Cs-137	2,790	
		合計	5,320	

第6回測定結果 平成23年8月22日試料採取、平成23年8月22日測定
測定者：中外テクノス株式会社

試料	項目	元素	測定結果	単位
主灰	放射性ヨウ素	I-131	不検出	Bq/kg (wet)
	放射性セシウム	Cs-134	530	
		Cs-137	613	
		合計	1,143	
飛灰	放射性ヨウ素	I-131	不検出	
	放射性セシウム	Cs-134	1,920	
		Cs-137	2,270	
		合計	4,190	

除染に関する緊急実施基本方針

平成 23 年 8 月 26 日
原子力災害対策本部

1. 本方針の目的

- ① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により生じた放射性物質による汚染に対する不安を一日でも早く解消するため、国は、県、市町村、地域住民と連携し、放射性物質による汚染の除去に責任を持って取り組んでまいります。
- ② 現在、国会にて「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案」が審議されています。今後、同法案が成立した場合には、政府は、同法案の枠組みに基づき計画的かつ抜本的に除染を推進することとなります。
しかし、同法案の施行にあたっては、区域の設定や技術基準の策定などを慎重に行う必要があるため、実際に同法に基づく抜本的な除染措置が実施できるのは、一定期間経過後にならざるを得ません。
- ③ しかしながら、除染は直ちにに取り組む必要のある喫緊の課題であり、同法案に基づく除染の枠組みが動き出すまでの間、まずは原子力災害対策本部が除染の緊急実施に関する基本方針を示し、県、市町村、地域住民と連携して除染の取組を推進します。
- ④ なお、この緊急実施基本方針は同法案の趣旨と整合的なものであり、緊急実施基本方針に定める内容は、同法案が成立しその枠組みが立ち上がり次第、順次移行することとなります。

2. 除染実施における暫定目標

- ① 国際放射線防護委員会（ICRP）の 2007 年基本勧告及び原子力安全委員会の「基本的考え方」¹を踏まえ、緊急時被ばく状況²（現在の運用では、追加被ばく線量³が年間 20 ミリシーベルト以上）にある地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指します。

¹ 「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的考え方について」（平成 23 年 7 月 19 日原子力安全委員会）

² 「緊急時被ばく状況」とは、原子力事故または放射線緊急事態の状況下において、望ましくない影響を回避もしくは低減するために緊急活動を必要とする状況。

³ 「追加被ばく線量」とは、自然被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量を指すものとする。

- ② 長期的な目標として、現存被ばく状況⁴（現在の運用では年間20ミリシーベルト以下の地域）にある地域においては追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目標とします。
- ③ 除染実施の具体的な目標として、放射性物質に汚染された地域において、2年後までに、一般公衆の推定年間被ばく線量を約50%減少した状態を実現することを目指します。
- 原子力災害対策本部が実施した試算によれば、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然要因による減衰（ウェザリング効果）によって、2年を経過した時点における推定年間被ばく線量は、現時点での推定年間被ばく線量と比較して約40%減少します。
- 除染によって少なくとも約10%を削減することで上記50%減少を実現するとともに、更なる削減の促進を目指します。
- ④ また、放射線の影響が成人より大きい子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、今後2年間で学校、公園など子どもの生活環境を徹底的に除染することによって、2年後までに、子どもの推定年間被ばく線量がおおむね60%減少した状態を実現することを目指します⁵。
- 原子力災害対策本部が実施した試算によれば、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然要因による減衰（ウェザリング効果）によって、2年を経過した時点における子どもの推定年間被ばく線量は、現時点での推定年間被ばく線量と比較して約40%減少します。
- 除染によって少なくとも約20%を削減することで上記60%減少を実現するとともに、更なる削減の促進を目指します。
- ⑤ 上記目標は、除染を緊急的に実施するために、限られた情報に基づき決定した暫定的な目標です。今後、詳細なモニタリングとデータの蓄積、子どもの実際の被ばく線量の実測調査、除染モデル事業などを通じ精査を重ね、定期的に目標を見直します。

⁴ 「現存被ばく状況」とは、緊急事態後の長期被ばくを含む、管理に関する決定を下さなければならぬ時に、既に存在している被ばく状況。

⁵ 現時点の空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルト（年間累積被ばく線量20ミリシーベルト）の地点を前提に計算。また、現時点より以前に既に除染が行われている場合には、除染を行う前の線量水準からの比較で目標の達成を検証する。

3. 除染の進め方

(1) 基本的考え方

- (ア) 国は責任をもって除染を推進します。
- (イ) 国は、安全かつ円滑に除染が行われるよう環境を整備するため、財政措置、除染・測定機器の効率的な整備・運用、人材育成、専門家派遣などの支援を実施します。
また、国は、特に高い線量の地域も含め、各地域でのモデル事業を通じて、効果的な除染方法、費用、考慮事項など除染に必要な技術情報（「除染技術カタログ」）などを継続的に提供します。
- (ウ) 国は、除染に伴って生じる放射性物質に汚染された土壌等の処理について責任を持って対応します。
- (エ) 上記の取組を進めるに当たり、国は、国際社会と連携・協力しつつ、国内外の叡智を結集して対応します。

(2) 線量の水準に応じた地域別の対応

(ア) 避難指示を受けている地域

- ① 事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあるため避難指示を受けている地域（計画的避難区域）では、除染の実施に当たって高いレベルの技術が必要であるとともに、作業員の安全の確保に十分な配慮が必要であるため、避難指示が解除され住民が帰還するまで、県及び市町村と連携の上、国が主体的に除染を実施します。
- ② 現在の警戒区域についても、自治体機能自体が移転していること、立入りが制約されていることから、避難指示が解除され住民が帰還するまで、県及び市町村と連携の上、国が除染を実施します。

ただし、これらの区域の市町村が希望する場合には、安全性が確保されている前提で、市町村自らが除染計画を作成し実施することも可能であり、国は財政支援、専門家派遣などを通じて全面的に協力します。

③これらの区域の中でも、特に追加被ばく線量が年間20ミリシーベルトを大幅に超える区域においては、まずは、国が除染のモデル事業を実施することで、高線量地域における効率的・効果的な除染技術や作業員の安全を確保するための方策を確立します。

(イ) その他追加被ばく線量がおおむね年間1から20ミリシーベルトの間の地域

① 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以下の地域は、放射性物質による汚染が及んでいるものの、行政機能は域内にあり住民も居住しており、個別事情や住民のニーズを把握しているコミュニティ単位での計画的な除染が最も効果的であると考えられます。

② 市町村において、「市町村による除染実施ガイドライン」に基づき、汚染の状況や住民のニーズに応じた除染計画を策定していただき、国はその円滑な実施を支援してまいります。

なお、市町村が除染計画を策定するにあたり、他の主体が管理する公的施設の除染が含まれる場合には、その管理主体と連携して取り組むことが望まれます。

[除染計画で検討すべき事項]

1. 目標設定
2. 除染対象毎の方針及び方法の決定
3. 実施主体
4. 仮置場の確保

③ 年間1～20ミリシーベルトの間の地域の中でも比較的線量の高い地域においては、汚染状況を改善するためには面的な除染が必要と考えられます。

他方、比較的線量が低い区域においては、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然要因による減衰（ウェザリング効果）などを勘案すると、基本的に面的な除染は必要ではありませんが、側溝や雨樋など局所的に高線量を示す箇所を除染が重要です。

国は、市町村の除染計画の作成・実施に全面的に協力します。具体的には、専門家の派遣、財政支援、モニタリング結果や作業上の留意点などの住民への情報提供、測定機器の提供などを、市町村それぞれの状況に応じて実施します。

④ なお、県、国などが管理する公的施設については、その管理責任主体が、市町村の策定した除染計画に基づき、市町村と密に連携し、除染を実施します。

(ウ) 追加被ばく線量がおおむね1ミリシーベルト以下の地域

- ① おおむね年間1ミリシーベルト以下の地域は、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然要因による減衰（ウェザリング効果）などを勘案すると、基本的に市町村単位での面的な除染が必要な線量の水準ではありません。
- ② 他方、側溝や雨樋など局所的に高線量を示す箇所があることから、国は、県及び市町村と連携し、住民を含めた関係者が安全かつ効率的・効果的に除染を行えるよう必要な支援を行います。

4. 除染に伴って生じる土壌等の処理

- ① 除染に伴って生じる土壌、また地域に存在する稲わらやたい肥、がれきなどの処理は、円滑かつ迅速な除染の実施に不可欠です。
- ② こうした土壌等の処理に関し、長期的な管理が必要な処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うこととし、早急にその建設に向けたロードマップを作成し、公表いたします。
- ③ しかしながら、こうした抜本的な対応には一定規模の処分場の確保及び整備のための時間が必要であり、これを待っていたのでは迅速な除染が進まない恐れがあります。
- ④ 従って、除染に伴って生じる土壌等は、当面の間、市町村又はコミュニティ毎に仮置場を持つことが現実的であり、国としては、財政面・技術面で市町村の取組に対する支援に万全を期して参ります。

5. 県の協力

- ① 県は各市町村が除染を計画し実施する際、必要に応じて横断的な調整機能を担います。
- ② また、国と連携し、地域住民が安全かつ効率的・効果的に除染を行えるよう、モニタリング結果や生活上の留意点などの情報提供や、測定機器の提供などの環境整備を実施します。

以上

放射線等に対する対応について

放射線等問題に関し、印西市としては、安心感を高めることができるようにする取組みが必要との判断から、子供達の利用する施設を優先に、放射線量の低減化に資する取組みを行ってまいります。

1 市立幼稚園、小学校、中学校、保育園

- (1) 各幼稚園、小学校、中学校、保育園の放射線量を定期的に定点測定し、公表するとともに、放射線簡易測定器を配備し、詳細に測定する。
- (2) 各幼稚園、小学校、中学校、保育園に積算線量計を配備し、人に対する積算線量を測定し、公表する。
- (3) 各幼稚園、小学校、中学校、保育園内の側溝等について、清掃・洗浄を行う。
- (4) 各幼稚園、小学校、中学校、保育園において、芝生の刈込み、除草、枯葉や落ち葉の処理、樹木の剪定等の日常の清掃活動を通して、放射性物質がたまりにくい環境を整える。
- (5) 給食の食材については、今後も、食材の産地を公表するとともに、食品の安全情報を収集し、安全が確認されたものを使用し、安全・安心な給食の提供に努める。
- (6) 放射線量低減化対策についての実証実験を行い、その結果とその後の推移を踏まえ、放射線量が市内で相対的に高い校庭、園庭から、実施していく。

2 私立幼稚園、保育園

- (1) 市において各幼稚園、保育園の放射線を定期的に測定し、公表するとともに、必要に応じて、放射線簡易測定器の貸出しを行う。
- (2) 人に対する積算線量を測定のため、各幼稚園、保育園に積算線量計の貸出しを行う。

(3) 各幼稚園、保育園が放射線量低減策を実施しようとする場合は、支援を行う。

3 公園

通常管理業務の中で放射線量の低減を図るとともに、放射線量低減化対策等についての実証実験を行い、その結果とその後の推移を踏まえ、放射線量が市内で相対的に高い公園から、実施していく。

放射線量除染実証実験について

この度、国から「除染に関する緊急実施基本方針」が示されました。当該方針では、地域の線量に応じて市町村が除染計画を策定することとしており、このようなことから印西市では、もとの幼稚園・小林北小学校・大塚前公園・小倉台西公園において放射線量低減化実証実験を行っております。

この実証実験で得られたデータは、今後、小・中学校の校庭や保育園・幼稚園の園庭等で効果的な除染活動が実施できるよう、今後も経過を観察し、公表します。

放射線量低減化実証実験の概要

1. 対象地点

- ①もとの幼稚園 住所 印西市中根 1403-8
- ②小林北小学校 住所 印西市小林北 5-1-5
- ③大塚前公園 住所 印西市小倉 1-385
- ④小倉台西公園 住所 印西市小倉台 2-4

2. 対象地点

園内・校庭内・公園内を対象とし、地表から5 cmの地点での計測。

3. 低減化対策

①もとの幼稚園

園内2, 100 m²の表土を約3 cm削りその部分の1, 350 m²にはグリーンダスト舗装(4 cm)を行い、150 m²には芝生を植栽し、残り600 m²は表土を削ったままとした。

②小林北小学校

校庭9, 000 m²の表土を1 cm削ったままとした。

③大塚前公園

対策	対策内容
芝生の深刈り	芝の根茎を残す程度の深さで深刈りする。
芝生の天地返し	表土5 cmを掘り起こし横に置き、さらに20 cm掘り、表土の5 cmの部分の土を敷きならし、20 cm部分の土をその上に覆土し、新たな芝を張る。

④小倉台西公園

ダスト(土)の天地返し	表土5cmを掘り起こし横に置き、さらに20cm掘り、表土の5cmの部分の土を敷きならし、20cm部分の土をその上に覆土し、新たなダストを敷きならす。
-------------	--

4. 測定数値

① もとの幼稚園

単位： μ SV

対象名	実験前 9月6日	実験後 9月28日	備考	実験前 との比較	実験前と の比較%
表土	0.424	0.110	グリーンダスト部分	Δ 0.314	Δ 74%
	0.571	0.148	芝張り部分	Δ 0.423	Δ 74%
	0.450	0.175	表層の剥離部分	Δ 0.275	Δ 61%

②小林北小学校

単位： μ SV

対象名	実験前 9月20日	実験後 9月28日	備考	実験前 との比較	実験前と の比較%
表土	0.301	0.175	校庭中央部分	Δ 0.126	Δ 42%

③大塚前公園

単位： μ SV

対象名	実験前 9月6日	実験後 3週間 9月27日	備考	実験前 との比較	実験前と の比較%
芝生 深刈り	0.492	0.448	芝の部分	Δ 0.044	Δ 9%
天地返 し	0.501	0.217	芝の部分	Δ 0.284	Δ 57%

④小倉台西公園

単位： μ SV

対象名	実験前 9月6日	実験後 3週間 9月27日	備考	実験前 との比較	実験前と の比較%
ダスト (土)	0.414	0.155	ダスト(土)の部分	Δ 0.259	Δ 63%

平成二十三年三月十一日に発生した東北
地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の
事故により放出された放射性物質による
環境の汚染への対処に関する特別措置法

基本方針

平成23年11月11日

目 次

1. 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向
2. 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項
 - (1) 国による監視及び測定
 - (2) 地方公共団体による監視及び測定
3. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 対策地域内廃棄物の処理に関する事項
 - (3) 指定廃棄物の処理に関する事項
 - (4) 対策地域内廃棄物及び指定廃棄物以外の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する事項
4. 土壌等の除染等の措置に関する基本的事項
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 除染特別地域に関する事項
 - ①除染特別地域の指定に関する事項
 - ②除染特別地域に係る土壌等の除染等の措置の方針
 - (3) 除染実施区域に関する事項
 - ①汚染状況重点調査地域の指定に関する事項
 - ②除染実施計画を定める区域の指定に関する事項
 - ③除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置の方針
 - (4) 土壌等の除染等の措置の実施に当たって配慮すべき事項その他土壌等の除染等の措置の推進に関し必要な事項
5. 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項
6. その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項
 - (1) 汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等
 - (2) 調査研究、技術開発等の推進等
 - (3) 住民理解の促進等
 - (4) その他配慮すべき事項

1. 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染が生じており、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成 23 年 8 月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下「法」という。）が議員立法により可決・成立し、公布された。

今後の我が国の事故由来放射性物質による環境の汚染への対処（以下「環境汚染への対処」という。）は、本基本方針にのっとり、関係者の連携の下、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響が速やかに低減されるよう、また、復興の取組が加速されるよう、取り組むこととする。

環境の汚染への対処についての基本的な方向は、次のとおりである。

- ① 環境汚染への対処に関しては、関係原子力事業者（事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。以下同じ。）が一義的な責任を負う。また、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることから、環境汚染への対処に関して、国の責任において対策を講ずるとともに、地方公共団体は、当該地域の自然的社会的条件に応じて、国の施策に協力するものとする。
- ② 関係原子力事業者は、環境汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないものとする。また、関係原子力事業者以外の原子力事業者も、国又は地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならないものとする。
- ③ 事故由来放射性物質による環境の汚染は広範にわたるものであるとともに、例えば、土壌等の除染等の措置（事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。以下同じ。）の対象に住民が所有する土地等が含まれることから、国及び地方公共団体は、環境汚染への対処に対して住民参加等への協力を求めるものとする。
- ④ 環境汚染への対処については、各省庁、関係地方公共団体、研究機関等の関係機関、事業者等が総力を結集し、一体となっただけ速やかに行うものとする。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意が必要である。
- ⑤ 既に得られている国内外の科学的・技術的知見を踏まえ、迅速に環境汚染への対処を行うものとする。また、これらの知見の発展を踏まえて、より効果的かつ効率的に環境汚染への対処が行われるよう手法の見直しを図るものとする。
- ⑥ 土壌等の除染等の措置を進めるに当たっては、とりわけ子どもへの対応に十

分配慮することが必要であり、子どもの生活環境（学校、公園等）において優先的に実施するものとする。

- ⑦ 国は、できるだけ速やかに除染等の措置等（土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分をいう。以下同じ。）及び事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を実施する必要があることを踏まえ、基準等の設定を行うものとする。
- ⑧ 中間貯蔵施設（相当量の土壌及び廃棄物を一定の期間安定的に集中して貯蔵及び管理する施設をいう。以下同じ。）及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うものとする。
- ⑨ 国及び地方公共団体は、除染等の推進に当たって住民参加等への協力を求めるとともに、正確かつ迅速な情報提供及び地域住民とのリスクコミュニケーションを実施するものとする。
- ⑩ 上記の取組を進めるに当たり、国は、国際社会と連携・協力しつつ、国内外の叡智を結集して対応すること。また、当該取組により得られた経験・知見及び教訓を国際社会と共有するものとする。

本基本方針は、策定当時の知見、技術水準等に基づき定めたものである。国は、環境汚染への対処の進捗状況を定期的に点検するとともに、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定の結果、技術開発の状況等も踏まえて、この基本方針を適宜見直すものとする。

なお、この基本方針は、「除染に関する緊急実施基本方針」（平成23年8月26日原子力災害対策本部）を引き継ぐものである。

2. 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項

線量の把握及び推定、事故由来放射性物質による環境の汚染に係る対策の検討等のため、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について、きめ細かい監視及び測定の実施が必要である。国及び地方公共団体は、次に定めるとおり、監視及び測定を行うものとする。

（1）国による監視及び測定

- ① 国は、対策の検討及び推進、一体的で分かりやすい情報提供等に資するため、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について、きめ細やかな監視及び測定を実施するものとする。
- ② 国は、きめ細やかな監視及び測定を実施するため、責任をもって、地方公共団体、原子力事業者等との調整を図り、適切な役割分担の下、統一的な監視及び測定の体制を整備するものとする。
- ③ 国は、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等の効果を広域的に把握するため、定期的な監視及び測定を行うものとする。
- ④ 国は、監視及び測定の結果得られた情報を、国民に対して速やかに公開する

ものとする。

(2) 地方公共団体による監視及び測定

地方公共団体は、国や原子力事業者等との連携のもと、地域に根差した監視及び測定を実施するよう努めるものとし、国や原子力事業者等と連携して監視及び測定で得られた情報を活用及び発信するものとする。

3. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

土壌等の除染等の措置に伴い生ずる廃棄物や、生活地近傍の災害廃棄物など、住民の生活の妨げとなる廃棄物の処理を優先するものとする。

事故由来放射性物質による人の健康や生活環境への影響をできる限り早く低減していくためには、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物の処理体制、施設等を可能な範囲で積極的に活用し、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を進めていくことが重要である。

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物、とりわけ土壌等の除染等の措置に伴い生ずる廃棄物の量が膨大であること等にかんがみ、安全性を確保しつつ、可能な限りにおいて、可燃物と不燃物の分別、焼却等の中間処理等により減容化を図る必要がある。減容化により事故由来放射性物質が濃縮され、法第17条第1項の指定廃棄物に該当することとなったものについては、法に基づき、国がその処理を行う。また、安全性を確保しつつ、例えば、コンクリートくずを被災地の復興のための資材として活用する等の廃棄物の再生利用を図ることとする。

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、特定廃棄物の量・運搬先等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置をとるものとする。また、安全な処理のため、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」(平成23年6月3日原子力安全委員会。以下「当面の考え方について」という。)において示された考え方を踏まえ、処理等に伴い周辺住民が追加的に受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにするものとする。また、最終的な処分に当たっては、管理期間終了以後についての科学的に確からしいシナリオ想定に基づく安全性評価において、処分施設の周辺住民が追加的に受ける線量が年間10マイクロシーベルト以下であること等について原子力安全委員会が示した判断の「めやす」を満足するものとする。なお、災害廃棄物については、事故由来放射性物質による汚染が著しいもの、解体工事に時間を要するもの等、特に処理が困難であるものを除き、災害廃棄物の仮置場の確保を前提として、平成24年3月末までを目途に災害廃棄物の仮置場への移動を行う。土壌等の除染等の措置に伴って発生する廃棄物については、当該措置の進捗と整合を図りながら処理を行うものとする。

(2) 対策地域内廃棄物の処理に関する事項

法第 11 条第 1 項の汚染廃棄物対策地域は、線量が高く廃棄物が特別な管理が必要な程度に汚染されその処理の実施に当たって高いレベルの技術が必要となる可能性が高いこと及び作業員の安全の確保への十分な配慮が必要であること、国の指示に基づき立入りが制限されていること等の事情を勘案し、その範囲を指定するものとする。

法第 13 条第 1 項の対策地域内廃棄物の処理は、環境省が行う。

(3) 指定廃棄物の処理に関する事項

指定廃棄物の指定基準については、放射性物質による汚染のレベルに応じて求められる処理方法及び平常時に廃棄物処理を行っている市町村の処理技術、処理施設等の能力等の実態を勘案し、設定するものとする。

指定廃棄物の処理は、水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については厚生労働省、公共下水道・流域下水道に係る発生汚泥等については国土交通省、工業用下水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については経済産業省、集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物等及び農林業系副産物については農林水産省と連携して、環境省が行う。また、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとする。

(4) 対策地域内廃棄物及び指定廃棄物以外の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する事項

対策地域内廃棄物及び指定廃棄物以外の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を行う際は、排ガス・排水等の放射性物質の監視測定を行い、その結果を踏まえて事故由来放射性物質の拡散を防止するための措置を講ずるものとする。

4. 土壌等の除染等の措置に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

土壌等の除染等の措置の対象には、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等が含まれるが、これらは極めて広範囲にわたるため、まずは、人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に特別地域内除染実施計画又は除染実施計画を策定し、線量に応じたきめ細かい措置を実施する必要がある。この地域の中でも特に成人に比べて放射線の影響を受けやすい子どもの生活環境については優先的に実施することが重要である。また、事故由来放射性物質により汚染された地域には、農用地や森林が多く含まれている。農用地における土壌等の除染等の措置については、農業生産を再開できる条件を回復させるという点を配慮するものとする。森林については、住居等近隣における措置を最優先に行うものとする。

土壌等の除染等の措置に係る目標値については、国際放射線防護委員会 (ICRP) の 2007 年基本勧告、原子力安全委員会の「今後の避難解除、復興に向けた放射線

防護に関する基本的な考え方について」(平成23年7月19日原子力安全委員会)等を踏まえて設定するものとする。具体的には、

- ① 自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量(以下「追加被ばく線量」という。)が年間20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すものとする。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意が必要である。

この目標については、土壌等の除染等の措置の効果、モデル事業の結果等を踏まえて、今後、具体的な目標を設定するものとする。

- ② 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、次の目標を目指すものとする。

ア 長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること。

イ 平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少した状態を実現すること。

ウ 子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成25年8月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約60%減少した状態を実現すること。

これらの目標については、土壌等の除染等の措置の効果等を踏まえて適宜見直しを行うものとする。

(2) 除染特別地域に関する事項

① 除染特別地域の指定に関する事項

法第25条第1項の除染特別地域は、線量が高く土壌等の除染等の措置の実施に当たって高いレベルの技術及び作業員の安全の確保への十分な配慮が必要であること、国の指示に基づき立入りが制限されている地域であること等を踏まえ指定するものとする。

② 除染特別地域に係る土壌等の除染等の措置の方針

除染特別地域のうち、追加被ばく線量が特に高い地域以外の地域については、平成26年3月末までに、住宅、事業所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圏周辺の森林等において土壌等の除染等の措置を行い、そこから発生する除去土壌等(除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を、適切に管理された仮置場へ逐次搬入することを目指すものとする。

追加被ばく線量が特に高い地域においては、まずは国がモデル事業を実施することで、線量が特に高い地域における効率的・効果的な除染技術及び作業員の安全を確保するための方策を確立した上で、特別地域内除染実施計画を策定し、段階的に土壌等の除染等の措置を進めるものとする。

除染特別地域内には、農用地、森林、道路、河川等様々な土地が含まれる。除染特別地域内の土壌等の除染等の措置については、当該土地の利用及び管理に関して知見・情報を有する関係省庁から人材面も含めた協力を得ながら、環境省が行う。

また、特別地域内除染実施計画の策定に当たっては、地域ごとの実情を踏まえ、優先順位や実現可能性を踏まえた計画とするとともに、その前提として、除去土壌等の量に見合った仮置場を確保する必要がある。

(3) 除染実施区域に関する事項

①汚染状況重点調査地域の指定に関する事項

法第 32 条第 1 項の汚染状況重点調査地域については、その地域の追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以上となる地域について、指定するものとする。

②除染実施計画を定める区域の指定に関する事項

法第 36 条第 1 項の除染実施計画を定める区域については、その区域の追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以上となる区域について、指定するものとする。

③除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置の方針

追加被ばく線量が比較的高い地域については、必要に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行うことが適当である。追加被ばく線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行うとともに、地域の実情に十分に配慮した対応を行うことが適当である。

また、除染実施計画の策定に当たっては、特別地域内除染実施計画と同様、地域ごとの実情を踏まえ、優先順位や実現可能性を踏まえた計画とするとともに、その前提として、除去土壌等の量に見合った仮置場を確保する必要がある。

除染実施計画は、状況の変化に応じて、適時適切に見直すことが適当であり、そのために、土壌等の除染等の措置を実施した者は、当該措置による線量の変化等に関するデータを取るとともに、除染実施計画の策定者は、これらのデータの蓄積を含めた進捗状況の管理を確実にを行うことが肝要である。

計画策定者が、法第 36 条第 3 項の協議会を設置する場合には、除染実施計画の効果的かつ円滑な実施を図るため、放射性物質や除染等の措置等の専門家等もメンバーに加え、必要な知見を取り入れることが適当である。国は、計画策定者が当該協議会を設置する場合には、自ら管理する土地等に係る除染等の措置等を実施する立場として参加するのみならず、必要な科学的・技術的知見を提供するものとする。また、国、地方公共団体等が管理する土地を占有する者及び当該土地において工作物を設置する者がいる場合には、計画策定者は、当該者についても協議会への参加を促すことが適当である。

(4) 土壌等の除染等の措置の実施に当たって配慮すべき事項その他土壌等の除染等の措置の推進に関し必要な事項

土壌等の除染等の措置の実施に当たっては、飛散流出防止の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとるものとする。また、水を用いて土壌等の除染等の措置を行った場合は、事故由来放射性物質を含む排水が発生する。土壌等の除染等の措置を実施する者は、洗浄等による排水による流出先への影響を極力避けるため、水による洗浄以外の方法で除去できる事故由来放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、工夫を行うものとする。

また、土壌等の除染等の措置を実施した者は、当該措置が適切に実施されたことを確認するため、当該措置の前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行う必要がある。さらに、地形等の理由により、土壌等の除染等の措置を行った土地等が、再度事故由来放射性物質により汚染される場合があることが想定される。このため、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、当該措置の後に定期的なモニタリングを行うものとする。

このほか、除去土壌等の発生量は膨大になることが想定され、土壌等の除染等の措置を実施する際、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、できるだけ除去土壌等の発生抑制に配慮することが、除染等の措置等を迅速かつ効率的に進めるためには必要である。

また、国は、迅速な土壌等の除染等の措置の推進のため、費用対効果が高くかつ効果の実証された除染方法を標準的な方法として示すものとする。

5. 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項

除去土壌の収集、運搬、保管及び処分の実施に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、除去土壌の量・運搬先等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとるものとする。また、安全な運搬、保管等のため、「当面の考え方について」において示された考え方を踏まえ、減容化、運搬、保管等に伴い周辺住民が追加的に受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにするものとする。

このほか、除去土壌の収集及び運搬は、その途上における不法投棄の防止等のため、迅速に行うよう努めるものとする。

また、仮置場等の確保等の観点から、除去土壌について、技術の進展を踏まえつつ、保管又は処分の際に可能な限り減容化を図るとともに、減容化の結果分離されたもの等汚染の程度が低い除去土壌について、安全性を確保しつつ、再生利用等を検討する必要がある。

6. その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項

(1) 汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等の取組

を迅速かつ着実にいき、人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するためには、仮置場、中間貯蔵施設及び処分場等といった施設の確保が必要不可欠である。このため、これらの施設の確保に当たっては、次の方針のとおり、取り組むものとする。

- ① 対策地域内廃棄物の仮置場の確保については、市町村の協力を得つつ環境省が行うものとする。また、指定廃棄物については、国、国の委託業者等に引き渡されるまでの間、当該指定廃棄物が排出された施設の管理者や当該指定廃棄物の占有者等が保管し、国は必要に応じこれらの者が行う保管を支援するものとする。
- ② 土壌等の除染等の措置を迅速に実施するため、当分の間、市町村又はコミュニティごとに除去土壌等の仮置場を確保する必要がある。これらの仮置場の確保については、ア) 除染特別地域に係るものについては、環境省が市町村の協力を得つついき、イ) 除染実施区域に係るものについては、国が財政的・技術的な責任を果たしつつ、市町村が行うものとする。
- ③ 土壌等の除染等の措置を実施した土地において、除去土壌等をやむを得ず現場保管する必要がある場合は、土壌等の除染等の措置を実施した者は、当該土地の所有者等の意見を踏まえつつ、当該所有者等に保管させることができるものとする。
- ④ 事故由来放射性物質により高濃度に汚染された廃棄物及び土壌が相当量発生している都道府県については中間貯蔵施設を確保するものとする。
- ⑤ ④の都道府県以外の都道府県においては、除去土壌等の処理は、当該除去土壌等が生じた都道府県内において行うものとする。
- ⑥ 中間貯蔵施設及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うものとする。
- ⑦ 中間貯蔵後の扱いについては、今後の技術開発の状況を踏まえて検討するものとする。
- ⑧ 仮置場及び処分場等の用地の確保については、公有地の積極的な活用を含め、国、地方公共団体等が連携・協力して行うものとする。
- ⑨ 仮置場、中間貯蔵施設及び処分場等の確保及び維持管理は、周辺住民の健康及び周辺の環境保全に十分配慮しつつ行うことが必要である。具体的には、周辺の環境保全に当たっては、仮置場については、住民等に対して、環境保全上の配慮事項をわかりやすく提供するものとし、中間貯蔵施設及び処分場の確保に当たっては、当該施設による環境影響の評価等を行い、その結果に応じた適切な環境保全措置を講ずる等の措置をとるものとする。

(2) 調査研究、技術開発等の推進等

国は、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立環境研究所等をはじめとする様々な研究機関の取組の支援及びこれらの研究機関との連携の確保を行うなど、除去土壌等の量の抑制のための技術や、事故由来放射性物質によ

り汚染された廃棄物及び土壌の減容化のための技術の開発・評価・公表を積極的に進めるものとする。

また、国は、環境汚染への対処に係る新規技術、材料等について、実用可能性や費用対効果を評価・公表する仕組みを構築し、産学官の研究開発の成果を活用するものとする。

(3) 住民理解の促進等

国及び地方公共団体は、除染等の推進に当たって住民参加等への協力を求めるとともに、環境汚染への対処の実施内容及びその効果等について、適時適切に地域住民等に対して周知する等、正確かつ迅速な情報提供及び地域住民とのリスクコミュニケーションを実施するものとする。

また、国は、地方公共団体による住民説明会への専門家の派遣等により、適確な知識の普及啓発を行うものとする。

(4) その他配慮すべき事項

このほか、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関して配慮すべき事項は、次に定めるとおりである。

①作業を行う者の安全の確保

環境汚染への対処の実施に当たっては、作業を行う者の安全が確保されることが大前提である。

このため事業者は、環境汚染への対処に従事する者の放射線防護等労働安全衛生に細心の注意を払い、当該従事者が受ける線量の管理、当該従事者が知識を得る機会の提供等を行うものとする。また、国等が環境汚染への対処に関して事業者へ委託する場合には、事業者が当該管理等を確実に行うよう指導するものとする。

また、地方公共団体は、住民、ボランティア等が土壌等の除染等の措置を行う場合にあつては、当該措置を行うに当たっての作業方法及び留意事項を周知すること、専門家の助言及び指導を得ること等により、土壌等の除染等の措置が安全かつ着実に行われるようにするものとする。このため国は、専門家の派遣、必要な情報の提供等必要な措置を行うものとする。

②地元雇用の確保

環境汚染への対処に当たっては、地元雇用の確保に配慮するものとする。

③再生品の活用

廃棄物の再生利用の推進のため、安全性を確保しつつ、可能な限り廃棄物の再生品（セメントや再生砕石等）の活用を図るものとする。

○環境省令第三十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十一条第一項、第二十五条第一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定に基づき、汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十四日

環境大臣 細野 豪志

汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（汚染廃棄物対策地域の指定の要件）

第二条 法第十一条第一項の環境省令で定める要件は、第一号に該当し、第二号に該当しないこととする。

一 次のいずれかに該当すること。

- イ 警戒区域設定指示（事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長に対して行った同法第二十条の四第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。ロにおいて同じ。）若しくは計画的避難指示（原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った避難のための計画的な立退きを行うことの指示をいう。ロにおいて同じ。）の対象区域であること、又はこれらの対象区域であったこと。
- ロ その区域の大部分が警戒区域設定指示若しくは計画的避難指示の対象区域である市町村又はこれらの対象区域であった市町村の区域であること。

二 その区域内にある廃棄物（法第十一条第一項の規定による汚染廃棄物対策地域の指定後において対策

地域内廃棄物に該当することとなるものに限る。)の収集、運搬、保管及び処分が相当程度実施されていることその他の事情から国が当該廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要があると認められない区域であること。

(除染特別地域の指定の要件)

第三条 前条の規定は、法第二十五条第一項の環境省令で定める要件について準用する。この場合において、前条第二号中「その区域内にある廃棄物(法第十一条第一号の規定による汚染廃棄物対策地域の指定後において対策地域内廃棄物に該当することとなるものに限る。)の収集、運搬、保管及び処分」とあるのは「その区域に係る除染等の措置等」と、「当該廃棄物の収集、運搬、保管及び処分」とあるのは「除染等の措置等」と読み替えるものとする。

(汚染状況重点調査地域の指定の要件)

第四条 法第三十二条第一項の環境省令で定める要件は、一時間当たり〇・二三マイクロシーベルト未満の放射線量とする。

(除染実施計画を定める区域の要件)

第五条 法第三十六条第一項の環境省令で定める要件は、一時間当たり〇・二三マイクロシーベルト未満の放射線量とする。

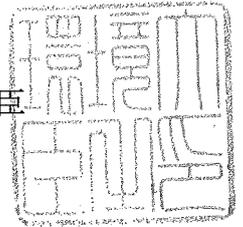
附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十四年一月一日）から施行する。

環水大総発第111228001号
平成23年12月28日

印西市長 殿

環 境 大 臣

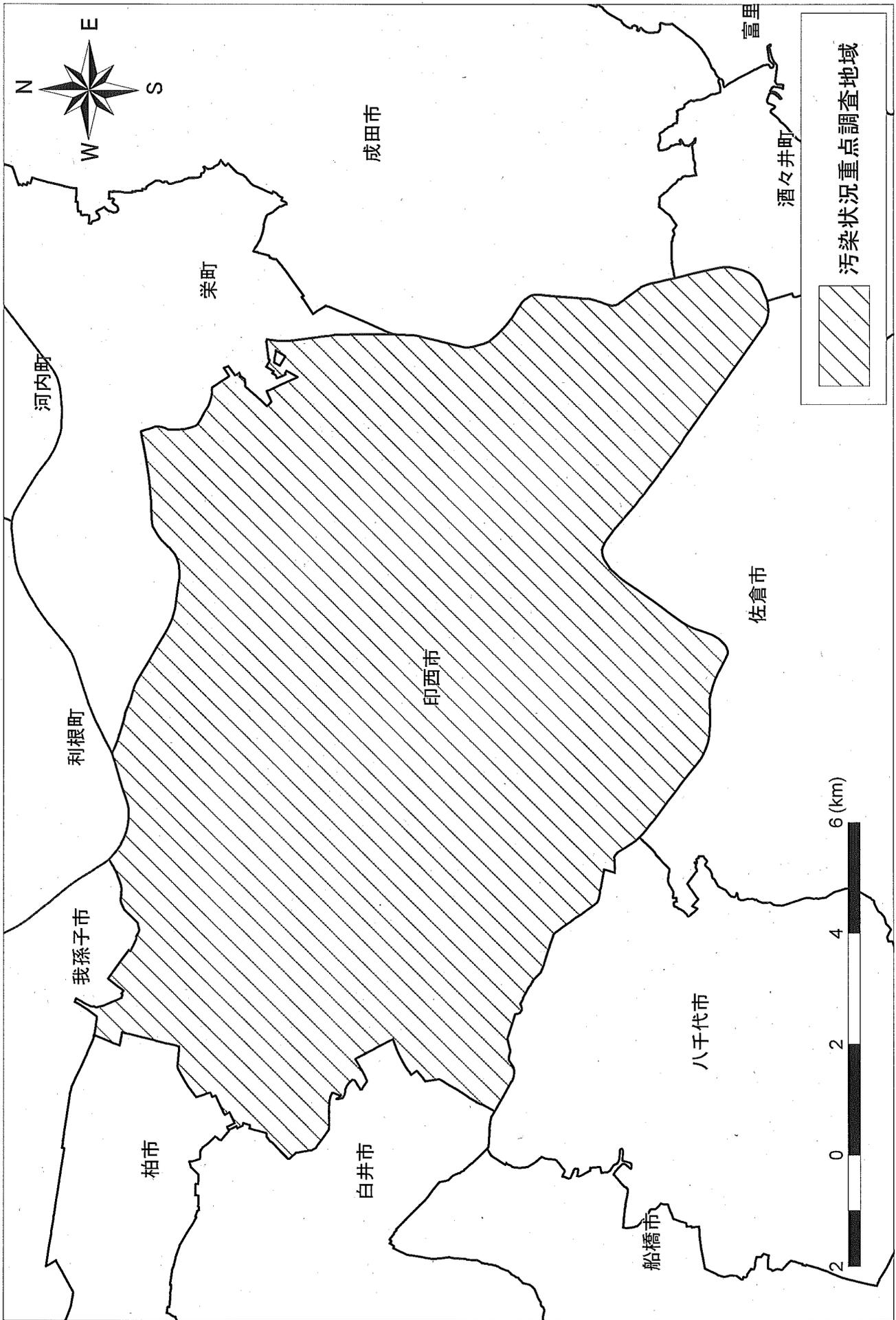


汚染状況重点調査地域の指定について（通知）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第32条第1項の規定に基づき、貴市内の下記の区域を汚染状況重点調査地域として指定したので、同条第4項の規定に基づき通知する。

記

1. 汚染状況重点調査地域の区域
印西市の区域
2. 汚染状況重点調査地域を指定した年月日
平成23年12月28日

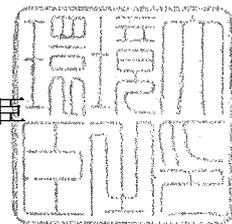


環水大総発第111209001号

平成23年12月13日

印西市長 殿

環 境 大 臣



汚染状況重点調査地域の指定について

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十二条第一項の規定に基づき、貴市全域を汚染状況重点調査地域として指定したいので、当該指定を行うことについて、同条第三項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

印西環第646号

平成23年12月13日

環 境 大 臣 殿

千葉県印西市長 山 崎 山 洋



汚染状況重点調査地域の指定について（回答）

平成23年12月13日付け環水大総発第111209001号をもって伺いがありました標記につきまして、異議はありません。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法
(平成二十三年八月三十日法律第百十号)

最終改正:平成二五年六月二一日法律第五四号

[第一章 総則\(第一条 第六条\)](#)

[第二章 基本方針\(第七条\)](#)

[第三章 監視及び測定の実施\(第八条\)](#)

[第四章 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等](#)

[第一節 関係原子力事業者の措置等\(第九条・第十条\)](#)

[第二節 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理\(第十一条 第二十四条\)](#)

[第三節 除染等の措置等\(第二十五条 第四十二条\)](#)

[第五章 費用\(第四十三条 第四十五条\)](#)

[第六章 雑則\(第四十六条 第五十九条\)](#)

[第七章 罰則\(第六十条 第六十三条\)](#)

[附則](#)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下本則において単に「事故」という。)により当該原子力発電所から放出された放射性物質(以下「事故由来放射性物質」という。)による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子力事業者」とは、[原子力災害対策特別措置法](#)(平成十一年法律第百五十六号)[第二条第三号](#)に規定する原子力事業者をいい、「関係原子力事業者」とは、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。

- 2 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(土壌を除く。)をいう。
- 3 この法律において「土壌等の除染等の措置」とは、事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。
- 4 この法律において「除去土壌」とは、第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は第三十五条第一項に規定する除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌をいう。
- 5 この法律において「水道事業者」又は「水道用水供給事業者」とは、それぞれ[水道法](#)(昭和三十二年

法律第百七十七号) [第三条第五項](#) に規定する水道事業者又は水道用水供給事業者をいい、「水道施設」とは、[同条第八項](#) に規定する水道施設をいう。

- 6 この法律において「公共下水道」、「流域下水道」、「公共下水道管理者」、「発生污泥等」及び「流域下水道管理者」の意義は、それぞれ[下水道法](#) (昭和三十三年法律第七十九号) [第二条第三号](#) 及び[第四号](#)、[第四条第一項](#)、[第二十一条の二第一項](#)並びに[第二十五条の三第一項](#)に規定する当該用語の意義による。
- 7 この法律において「工業用水道事業者」とは、[工業用水道事業法](#) (昭和三十三年法律第八十四号) [第二条第五項](#) に規定する工業用水道事業者をいい、「工業用水道施設」とは、[同条第六項](#) に規定する工業用水道施設をいう。
- 8 この法律において「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」、「産業廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」、「一般廃棄物処理基準」、「特別管理一般廃棄物処理基準」、「一般廃棄物処理施設」、「産業廃棄物処理基準」、「特別管理産業廃棄物処理基準」及び「産業廃棄物処理施設」の意義は、それぞれ[廃棄物の処理及び清掃に関する法律](#) (昭和三十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。) [第二条第二項](#) から[第五項](#) まで、[第六条の二第二項](#)及び[第三項](#)、[第八条第一項](#)、[第十二条第一項](#)、[第十二条の二第一項](#)並びに[第十五条第一項](#)に規定する当該用語の意義による。
- 9 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

(国の責務)

第三条 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

(原子力事業者の責務)

第五条 関係原子力事業者は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体を実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力しなければならない。

- 2 関係原子力事業者以外の原子力事業者は、国又は地方公共団体を実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、国又は地方公共団体を実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本方針

第七条 環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、最新の科学的知見に基づき、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向
 - 二 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項
 - 三 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項
 - 四 土壌等の除染等の措置に関する基本的事項
 - 五 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項
 - 六 その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項
- 3 環境大臣は、第一項の規定により基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 環境大臣は、基本方針につき第一項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 第一項及び前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 監視及び測定の実施

- 第八条** 国は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定体制を速やかに整備するとともに、自ら監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するよう努めるものとする。

第四章 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等

第一節 関係原子力事業者の措置等

(関係原子力事業者による廃棄物の処理等)

- 第九条** 事故に係る原子力事業所内の廃棄物の処理並びに土壌等の除染等の措置及びこれに伴い生じた土壌の処理並びに事故により当該原子力事業所外に飛散したコンクリートの破片その他の廃棄物の処理は、次節及び第三節の規定にかかわらず、関係原子力事業者が行うものとする。

(関係原子力事業者による協力措置)

- 第十条** 関係原子力事業者は、この法律に基づく措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、専門的知識及び技術を有する者の派遣、当該措置を行うために必要な放射線障害防護用器具その他の資材又は機材であって環境省令で定めるものの貸与その他必要な措置(以下「協力措置」という。)を講じなければならない。
- 2 国又は地方公共団体は、この法律に基づく措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該関係原子力事業者に対し、協力措置を講ずることを要請することができる。
 - 3 地方公共団体は、前項の規定による要請を受けた関係原子力事業者が当該要請に応じないときは、その旨を環境大臣に通知することができる。
 - 4 環境大臣は、第二項の規定による要請を受けた関係原子力事業者が正当な理由がなくてその要請に係る協力措置を講じていないと認めるときは、当該要請を受けた関係原子力事業者に対し、当該協力措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 5 環境大臣は、前項の規定による勧告を受けた関係原子力事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二節 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理

(汚染廃棄物対策地域の指定)

第十一条 環境大臣は、その地域内において検出された放射線量等からみてその地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から国がその地域内にある廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、汚染廃棄物対策地域として指定することができる。

- 2 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 3 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に該当するものを、汚染廃棄物対策地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

(汚染廃棄物対策地域の区域の変更等)

第十二条 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該汚染廃棄物対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による汚染廃棄物対策地域の区域の変更又は汚染廃棄物対策地域の指定の解除について準用する。

(対策地域内廃棄物処理計画)

第十三条 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、当該汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物(当該廃棄物が当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された場合にあっては当該搬出された廃棄物を含み、環境省令で定めるものを除く。以下「対策地域内廃棄物」という。)の適正な処理を行うため、遅滞なく、対策地域内廃棄物の処理に関する計画(以下「対策地域内廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

- 2 対策地域内廃棄物処理計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 対策地域内廃棄物の量及び処理量の見込み
 - 二 対策地域内廃棄物処理計画の目標
 - 三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項
 - 四 その他対策地域内廃棄物の適正な処理に関し必要な事項
- 3 環境大臣は、対策地域内廃棄物処理計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣は、対策地域内廃棄物処理計画を定めたときは、遅滞なく、これを公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

(対策地域内廃棄物処理計画の変更)

第十四条 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域の区域の変更により、又は対策地域内廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、対策地域内廃棄物処理計画を変更することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による対策地域内廃棄物処理計画の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(国による対策地域内廃棄物の処理の実施)

第十五条 国は、対策地域内廃棄物処理計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならない。

(水道施設等における廃棄物の調査)

第十六条 次の各号に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、当該各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について、環境省令で定める方法により調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならない。

- 一 水道施設であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する水道事業者又は水道用水供給事業者 当該水道施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの
- 二 公共下水道であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する公共下水道管理者又は流域下水道であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する流域下水道管理者 当該公共下水道又は当該流域下水道に係る発生汚泥等
- 三 工業用水道施設であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する工業用水道事業者 当該工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの
- 四 第二十四条第一項に規定する特定一般廃棄物処理施設である焼却施設の設置者(市町村が廃棄物処理法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する第二十四条第一項に規定する特定一般廃棄物処理施設である焼却施設にあつては、管理者)又は同条第二項に規定する特定産業廃棄物処理施設である焼却施設の設置者 当該焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻
- 五 集落排水施設であって環境省令で定める要件に該当するものを管理する者 当該集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物その他の環境省令で定めるもの

2 環境大臣は、前項各号に掲げる者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定等)

第十七条 環境大臣は、前条第一項の規定による調査の結果、同項各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。

2 前条第一項各号に掲げる者は、当該各号に定める廃棄物であつて前項の規定による指定に係るものが、国、国の委託を受けて当該廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者その他第四十八条第一項の環境省令で定める者に引き渡されるまでの間、環境省令で定める基準に従い、これを保管しなければならない。

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定の申請)

第十八条 その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料する者（関係原子力事業者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、当該廃棄物について前条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。

- 2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。
- 3 環境大臣は、第一項の申請があった場合において、申請に係る調査が環境省令で定める方法により行われたものであり、かつ、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が同項の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請に係る廃棄物について、前条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、第十六条第一項の規定による調査とみなす。
- 4 環境大臣は、第一項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る廃棄物が保管されている場所に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。
- 5 前条第二項の規定は、第一項の申請をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「当該各号に定める」とあるのは「当該申請に係る」と、「前項」とあるのは「第十七条第一項」と読み替えるものとする。

（国による指定廃棄物の処理の実施）

第十九条 国は、第十七条第一項の規定による指定に係る廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）の収集、運搬、保管（同条第二項（前条第五項において準用する場合を含む。）の規定による保管を除く。次条、第四十八条第一項、第四十九条第三項、第五十条第三項、第五十一条第二項及び第六十条第一項第三号において同じ。）及び処分をしなければならない。

（特定廃棄物の処理の基準）

第二十条 対策地域内廃棄物又は指定廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

（廃棄物処理法の適用関係）

第二十一条 対策地域内廃棄物であって事故由来放射性物質により汚染されていないものについては、廃棄物処理法の規定は、適用しない。

第二十二条 廃棄物処理法第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「汚染された物」とあるのは、「汚染された物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第一条に規定する事故由来放射性物質によつて汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の規定に基づき廃棄される物、放射性物質汚染対処特措法第十三条第

一項に規定する対策地域内廃棄物、放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物その他環境省令で定める物を除く。)を除く。)」とする。

(特定一般廃棄物等の処理の基準)

第二十三条 前条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物(一般廃棄物に該当するものに限る。)であって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの(環境省令で定めるものに限る。以下「特定一般廃棄物」という。)の処理を行う者(一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者に限る。)は、当該基準のほか、環境省令で定める基準に従い、特定一般廃棄物の処理を行わなければならない。

2 前条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物(産業廃棄物に該当するものに限る。)であって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの(環境省令で定めるものに限る。以下「特定産業廃棄物」という。)の処理を行う者(産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準)が適用される者に限る。)は、当該基準のほか、環境省令で定める基準に従い、特定産業廃棄物の処理を行わなければならない。

3 特定一般廃棄物を輸出しようとする者に係る廃棄物処理法第十条の規定(この規定に係る罰則を含む。)の適用については、同条第一項第三号中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは、「特別管理一般廃棄物処理基準」及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十三条第一項の環境省令で定める基準」とする。

4 特定産業廃棄物を輸出しようとする者に係る廃棄物処理法第十五条の四の七の規定(この規定に係る罰則を含む。)の適用については、同条第一項中「同条第一項第四号中「市町村」とあるのは「同条第一項中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、同項第三号中「一般廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十三条第二項の環境省令で定める基準(以下この号において「特別処理基準」という。)」と、「特別管理一般廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準及び特別処理基準」と、同項第四号中「市町村」と、「読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める」とあるのは、「同条第二項第一号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるものとする」とする。

5 特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を焼却する場合に係る廃棄物処理法第十六条の二の規定(この規定に係る罰則を含む。)の適用については、同条第一号中「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは、「特別管理産業廃棄物処理基準及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十三条第一項又は第二項の環境省令で定める基準」とする。

6 第一項に規定する者が特定一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物処理法第十九条の三及び第十九条の四の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、廃棄物処理法第十九条の三第一号中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準)又は平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十三条第一項の環境省令で定める基準(第三号及び次条第一項において「特別処理基準」という。)」と、

同条第三号中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準」若しくは特別処理基準」と、廃棄物処理法第十九条の四第一項中「特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理一般廃棄物処理基準」又は特別処理基準」とする。

7 第二項に規定する者が特定産業廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物処理法第十九条の三及び第十九条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、廃棄物処理法第十九条の三第二号中「産業廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準若しくは平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十三条第二項の環境省令で定める基準(以下この条及び第十九条の五第一項において「特別処理基準」という。)」と、「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準若しくは特別処理基準」と、同条第三号中「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準」若しくは特別処理基準」と、廃棄物処理法第十九条の五第一項中「産業廃棄物処理基準」とあるのは「産業廃棄物処理基準若しくは特別処理基準」と、「特別管理産業廃棄物処理基準」とあるのは「特別管理産業廃棄物処理基準若しくは特別処理基準」とする。

(特定一般廃棄物処理施設等の維持管理の基準)

第二十四条 一般廃棄物処理施設であって環境省令で定める要件に該当するもの(以下「特定一般廃棄物処理施設」という。)の設置者(市町村が廃棄物処理法第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する特定一般廃棄物処理施設にあつては、管理者。第三項において同じ。)は、当分の間、廃棄物処理法第八条の三第一項の環境省令で定める技術上の基準のほか、環境省令で定める技術上の基準に従い、当該特定一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

2 産業廃棄物処理施設であって環境省令で定める要件に該当するもの(以下「特定産業廃棄物処理施設」という。)の設置者は、当分の間、廃棄物処理法第十五条の二の三第一項の環境省令で定める技術上の基準のほか、環境省令で定める技術上の基準に従い、当該特定産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

3 特定一般廃棄物処理施設の設置者が当該特定一般廃棄物処理施設の維持管理を行う場合に係る廃棄物処理法第九条の二第一項第一号及び第九条の三第十項の規定(廃棄物処理法第九条の二の規定に係る罰則を含む。)の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十四条第一項の環境省令で定める技術上の基準を含む。)」とする。

4 特定産業廃棄物処理施設の設置者が当該特定産業廃棄物処理施設の維持管理を行う場合に係る廃棄物処理法第十五条の二の七第一号の規定(この規定に係る罰則を含む。)の適用については、同号中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十四条第二項の環境省令で定める技術上の基準を含む。)」とする。

第三節 除染等の措置等

(除染特別地域の指定)

第二十五条 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみてその

地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分(以下「除染等の措置等」という。)を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、除染特別地域として指定することができる。

- 2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 環境大臣は、除染特別地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。
- 5 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に該当するものを、除染特別地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

(除染特別地域の区域の変更等)

第二十六条 環境大臣は、除染特別地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該除染特別地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による除染特別地域の区域の変更又は除染特別地域の指定の解除について準用する。

(除染特別地域内の汚染の状況の調査測定)

第二十七条 国は、除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができる。

- 2 国は、前項の調査測定をしたときは、その結果を公表しなければならない。
- 3 国の行政機関の長は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をするため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地又は工作物に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定をさせ、又は調査測定のため必要な最小量に限り土壌その他の物を無償で収去させることができる。
- 4 国の行政機関の長は、その職員に前項の規定による立入り、調査測定又は収去をさせようとするときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地若しくは工作物の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。
- 5 第三項の規定による立入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立入り、調査測定又は収去を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(特別地域内除染実施計画)

第二十八条 環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、当該除染特別地域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画(以下「特別地域内除染実施計画」という。)を定めなければならない。

- 2 特別地域内除染実施計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるも

のとする。

- 一 除染等の措置等の実施に関する方針
 - 二 特別地域内除染実施計画の目標
 - 三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項
 - 四 その他除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関し必要な事項
- 3 環境大臣は、特別地域内除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣は、特別地域内除染実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

(特別地域内除染実施計画の変更)

第二十九条 環境大臣は、除染特別地域の区域の変更により、又は除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、特別地域内除染実施計画を変更することができる。

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による特別地域内除染実施計画の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(国による特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施)

第三十条 国は、除染特別地域について、特別地域内除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

- 2 特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置は、関係人(土壤等の除染等の措置を実施しようとする土地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件(以下「土地等」という。)に関し土壤等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者をいう。以下同じ。)の同意を得て、実施しなければならない。
- 3 関係人は、特別地域内除染実施計画が円滑に実施されるよう、特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置に協力しなければならない。
- 4 国は、特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなく関係人又はその所在が知れないため、第二項の同意を得ることができないときは、当該土壤等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壤等の除染等の措置の内容その他環境省令で定める事項を官報に掲載することができる。
- 5 前項の掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、国に対し、当該土壤等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。
- 6 第四項の掲載があった場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出がなかったときは、当該土壤等の除染等の措置を実施することについて第二項の同意があったものとみなす。
- 7 国は、第二項の同意を得ることができない場合又は第五項の規定により関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があった場合において、当該土壤等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、第二項の同意を得ることなく当該土壤等の除染等の措置を実施することができる。

(除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管)

- 第三十一条** 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等(除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等(これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該土地の所有者等となった者を含む。第五項並びに第三十九条第一項及び第七項において同じ。)に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指示(事故に関して[原子力災害対策特別措置法第十五条第三項](#)又は[第二十条第二項](#)の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長([同法第十七条第一項](#)に規定する原子力災害対策本部長をいう。))が市町村長に対して行った[同法第二十七条の六第一項](#)又は[同法第二十八条第二項](#)の規定により読み替えて適用される[災害対策基本法](#)(昭和三十六年法律第二百二十三号)[第六十三条第一項](#)の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。)の対象区域であること、過失がなく当該土地の所有者等が知らないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壌等を保管することができる。
- 2 国は、前項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壌等を保管させ、又は自らが当該土地において除去土壌等を保管しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなく当該土地の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。
 - 3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。
 - 4 環境大臣は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。
 - 5 除染特別地域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(第二十二条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものに限る。)を当該土壌等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は国が保管する場合には、廃棄物処理法第十二条第二項(特別管理産業廃棄物にあっては、第十二条の二第二項)の規定は、適用しない。

(汚染状況重点調査地域の指定)

- 第三十二条** 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、その地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域(除染特別地域を除く。以下「汚染状況重点調査地域」という。)として指定するものとする。
- 2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 3 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。
 - 4 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。
 - 5 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に適合しないと認められるものを、汚染状況重点調査地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

(汚染状況重点調査地域の区域の変更等)

第三十三条 環境大臣は、汚染状況重点調査地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、当該汚染状況重点調査地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による汚染状況重点調査地域の区域の変更又は汚染状況重点調査地域の指定の解除について準用する。

(汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定)

第三十四条 都道府県知事又は政令で定める市町村の長(以下「都道府県知事等」という。)は、環境省令で定める方法により、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができる。

2 都道府県知事等は、前項の調査測定をしたときは、その結果を公表するよう努めなければならない。

3 都道府県知事等は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をするため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地又は工作物に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定をさせ、又は調査測定のため必要な最小量に限り土壌その他の物を無償で収去させることができる。

4 都道府県知事等は、その職員に前項の規定による立ち入り、調査測定又は収去をさせようとするときは、あらかじめ、土地又は工作物の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなく当該土地若しくは工作物の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。

5 第三項の規定による立ち入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 土地又は工作物の所有者等は、正当な理由がない限り、第三項の規定による立ち入り、調査測定又は収去を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(除染実施区域に係る除染等の措置等の実施者)

第三十五条 次条第一項に規定する除染実施計画の対象となる区域として当該除染実施計画に定められる区域(以下「除染実施区域」という。)内の土地であって次の各号に掲げるもの及びこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に係る除染等の措置等は、当該各号に定める者が実施するものとする。

一 国が管理する土地 国

二 都道府県が管理する土地 当該都道府県

三 市町村が管理する土地 当該市町村

四 環境省令で定める者が管理する土地 当該環境省令で定める者

五 前各号に掲げる土地以外の土地 当該土地が所在する市町村

2 前項の規定にかかわらず、除染実施区域内の土地であって同項第五号に掲げるもののうち農用地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、当該農用地が所在する市町村の要請により、当該農用地が所在する都道府県が除染等の措置等を実施することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、除染実施区域内の土地であつて第一項各号に掲げるもの又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、国、都道府県、市町村、同項第四号の環境省令で定める者又は当該土地等の所有者等が、当該各号に定める者との合意により、除染等の措置等を実施することができる。

(除染実施計画)

第三十六条 都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であって、第三十四条第一項の規定による調査測定の結果その他の調査測定の結果により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画(以下「除染実施計画」という。)を定めるものとする。

- 2 除染実施計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 除染等の措置等の実施に関する方針
 - 二 除染実施計画の対象となる区域
 - 三 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域
 - 四 前号に規定する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置
 - 五 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期
 - 六 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項
 - 七 その他環境省令で定める事項
- 3 都道府県知事等は、除染実施計画に定められるべき事項について調査審議するとともに、当該除染実施計画の効果的かつ円滑な実施を図るため、当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる国、都道府県、市町村、前条第一項第四号の環境省令で定める者その他都道府県知事等が必要と認める者を含む者で組織される協議会を置くことができる。
- 4 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。
- 5 都道府県知事等は、除染実施計画を定めたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、これを公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(除染実施計画の変更)

第三十七条 都道府県知事等は、除染実施区域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、除染実施計画を変更することができる。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による除染実施計画の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施)

第三十八条 第三十六条第二項第三号に規定する除染等の措置等の実施者(以下「除染実施者」という。)は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

- 2 除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置は、関係人の同意を得て、実施しなければならない。
- 3 関係人は、除染実施計画が円滑に実施されるよう、除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置に協力しなければならない。
- 4 国、都道府県又は市町村は、除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなく関係人又はその所在が知れないため、第二項の同意を得ることができないときは、当該土壌等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壌等の除染等の措置の内容その他環境省令で定める事項を官報(都道府県又は市町村にあつては、当該都道府県又は市町村の公報)に掲載することができる。

- 5 前項の掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、同項の掲載をした国、都道府県又は市町村に対し、当該土壤等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。
- 6 第四項の掲載があった場合において、前項に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出がなかったときは、当該土壤等の除染等の措置を実施することについて第二項の同意があったものとみなす。
- 7 国、都道府県又は市町村は、第二項の同意を得ることができない場合又は第五項の規定により関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があった場合において、当該土壤等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれ著しいと認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、第二項の同意を得ることなく当該土壤等の除染等の措置を実施することができる。
- 8 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施者に対し、当該除染実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

(除染実施区域内の土地等に係る除去土壤等の保管)

第三十九条 除染実施者(国、都道府県又は市町村に限る。以下この項及び次項において同じ。)は、除染実施区域内の土地等に係る除去土壤等を、やむを得ず当該除去土壤等に係る土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対し、当該土地において当該除去土壤等を保管させることができる。ただし、過失がなくて当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壤等を保管させることが困難な場合には、当該除染実施者が、当該土地において当該除去土壤等を保管することができる。

- 2 除染実施者は、前項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壤等を保管させ、又は自らが当該土地において除去土壤等を保管しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地の所有者等又はその所在が知れないときは、この限りでない。
- 3 除染実施者は、除去土壤等を保管したとき、又は第一項の規定により土地の所有者等に除去土壤等を保管させたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該土壤等の除染等の措置を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に当該除去土壤等を保管した土地の所在地及び保管の状態その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした除染実施者は、その届出に係る事項が変更されたときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした都道府県知事等に届け出なければならない。
- 5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施区域内の土地等に係る除去土壤等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。
- 6 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。
- 7 除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(第二十二条の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものに限る。)を当該土壤等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は除染実施者が保管する場合には、廃棄物処理法第十二条第二項(特別管理産業廃棄物にあっては、第十二条の二第二項)の規定は、適用しない。

(土壌等の除染等の措置の基準)

第四十条 除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該土壌等の除染等の措置を行わなければならない。

- 2 除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、当該土壌等の除染等の措置を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。
- 3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(除去土壌の処理の基準等)

第四十一条 除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

- 2 除染実施区域に係る除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。
- 3 環境大臣は、前二項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く。)を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する者は、環境省令で定める基準に従い、当該廃棄物の保管を行わなければならない。

(国による措置の代行)

第四十二条 国は、都道府県知事、市町村長又は環境省令で定める者から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、当該都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わって自らこの節(第三十四条、第三十六条及び第三十七条を除く。以下同じ。)に規定する措置を行うものとする。

- 一 当該都道府県、市町村又は環境省令で定める者における除染等の措置等の実施体制
- 二 当該除染等の措置等に関する専門的知識及び技術の必要性
- 2 前項の規定により国がこの節に規定する措置を行う場合においては、当該措置に関する事務を所掌する大臣は、政令で定めるところにより、同項の都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わってその権限を行うものとする。

第五章 費用

(財政上の措置等)

第四十三条 国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(この法律に基づく措置の費用負担)

第四十四条 事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、[原子力損害の賠償に関する法律](#)(昭和三十六年法律第百四十七号)[第三条第一項](#)の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

- 2 関係原子力事業者は、前項の措置に要する費用について請求又は求償があったときは、速やかに支払うよう努めなければならない。

(国の措置)

第四十五条 国は、第三条に規定する社会的な責任に鑑み、地方公共団体等が滞りなくこの法律に基づく措置を講ずることができ、かつ、当該措置に係る費用の支払が関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

(汚染廃棄物等の投棄の禁止)

第四十六条 何人も、みだりに特定廃棄物又は除去土壌(以下「汚染廃棄物等」という。)を捨ててはならない。

(特定廃棄物の焼却の禁止)

第四十七条 何人も、特定廃棄物を焼却してはならない。ただし、国、国の委託を受けて焼却を行う者その他環境省令で定める者が第二十条の環境省令で定める基準に従って行う特定廃棄物の焼却については、この限りでない。

(業として行う汚染廃棄物等の処理の禁止)

第四十八条 国、国の委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者その他環境省令で定める者以外の者は、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行ってはならない。

2 国、都道府県、市町村、第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者(国、都道府県、市町村又は同号の環境省令で定める者から委託を受けて除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者を含む。)その他環境省令で定める者以外の者は、除去土壌の収集、運搬(土壌等の除染等の措置が行われた土地外に搬出するものに限る。第六十条第一項第四号において同じ。)、保管又は処分を業として行ってはならない。

(報告の徴収)

第四十九条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、関係原子力事業者に対し、第十条第一項の規定により当該関係原子力事業者が講ずべき協力措置に関し、必要な報告を求めることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第二項(第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により指定廃棄物の保管を行う者に対し、当該保管に関し、必要な報告を求めることができる。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者その他の関係者に対し、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

4 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めることができる。

5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者に対し、当該除染等の措置等に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第五十条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、関係原子力事業者の事

- 務所、事業場その他の場所に立ち入り、第十条第一項の規定により当該関係原子力事業者が講ずべき協力措置に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十七条第二項(第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により指定廃棄物の保管を行う者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該保管に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において指定廃棄物を無償で収去させることができる。
 - 3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、特定廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において特定廃棄物を無償で収去させることができる。
 - 4 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、当該除染等の措置等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において除去土壌等を無償で収去させることができる。
 - 5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、当該除染等の措置等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において除去土壌等を無償で収去させることができる。
 - 6 前各項の規定により立ち入り、検査又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 7 第一項から第五項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

- 第五十一条** 環境大臣は、第十七条第二項(第十八条第五項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める基準に適合しない指定廃棄物の保管が行われた場合において、指定廃棄物の適正な保管を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、当該指定廃棄物の適正な保管のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 2 環境大臣は、第二十条の環境省令で定める基準に適合しない特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分が行われた場合において、特定廃棄物の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該収集、運搬、保管又は処分を行った者(第十五条又は第十九条の規定により当該収集、運搬、保管又は処分を行った国を除く。)に対し、期限を定めて、当該特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の方法の変更、当該特定廃棄物の適正な処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - 3 環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十条第一項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置が行われた場合において、適正な土壌等の除染等の措置を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、当該土壌等の除染等の措置の方法の変更、適正な土壌等の除染等の措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
 - 一 当該土壌等の除染等の措置を行った者(当該土壌等の除染等の措置を行った国、都道府県又は市町村を除く。)

- 二 第四十条第二項の規定に違反する委託により当該土壌等の除染等の措置が行われたときは、当該委託をした者(当該委託をした国、都道府県又は市町村を除く。)
- 4 環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十一条第一項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域又は除染実施区域に係る除去土壌の収集、運搬、保管又は処分が行われた場合において、除去土壌の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分の方法の変更、当該除去土壌の適正な処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 一 当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行った者(当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行った国、都道府県又は市町村を除く。)
- 二 第四十一条第二項の規定に違反する委託により当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分が行われたときは、当該委託をした者(当該委託をした国、都道府県又は市町村を除く。)
- 5 環境大臣又は除染実施計画を定めた都道府県知事等は、第四十一条第四項の環境省令で定める基準に適合しない除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く。)の保管が行われた場合において、当該廃棄物の適正な保管を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の適正な保管のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 6 前各項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(関係地方公共団体の協力)

第五十二条 国、都道府県及び市町村は、この法律に基づく措置の実施のために必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

(汚染廃棄物等の処理等の推進)

第五十三条 国は、基本方針に基づき、地方公共団体の協力を得つつ、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究、技術開発等の推進等)

第五十四条 国は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減するための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(知識の普及等)

第五十五条 国及び地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に関し、国民の理解と協力を得るため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響及びその影響を低減するための方策に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

第五十六条 削除

(権限の委任)

第五十七条 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(環境省令への委任)

第五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(事務の区分)

第五十九条 第三十四条第一項から第四項まで、第三十五条第一項(第五号に係る部分に限る。)、第二項及び第三項(同条第一項第五号に係る部分に限る。)、第三十六条第一項、第四項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)及び第五項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)、第三十七条第一項、第三十八条第二項(第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る。)、第四項(第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る。)、第七項(第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分に限る。)及び第八項、第三十九条第一項から第四項まで(第三十五条第一項第五号に掲げる土地における除去土壤等の保管に係る部分に限る。)及び第五項、第四十九条第五項、第五十条第五項並びに第五十一条第三項、第四項及び第五項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、[地方自治法](#) (昭和二十二年法律第六十七号) [第二条第九項第一号](#) に規定する [第一号](#) 法定受託事務とする。

第七章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四十六条の規定に違反して、汚染廃棄物等を捨てた者
- 二 第四十七条の規定に違反して、特定廃棄物を焼却した者
- 三 第四十八条第一項の規定に違反して、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行った者
- 四 第四十八条第二項の規定に違反して、除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を業として行った者
- 五 第五十一条第一項から第五項までの規定による命令に違反した者

2 前項第一号及び第二号の罪の未遂は、罰する。

第六十一条 第十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条第六項又は第三十四条第六項の規定に違反して、第二十七条第三項又は第三十四条第三項の規定による立入り、調査測定又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 第三十九条第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者(除染実施者が国、都道府県又は市町村である場合を除く。)
- 三 第四十九条第一項から第五項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第五十条第一項から第五項までの規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した

者

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十条第一項第一号から第四号まで 三億円以下の罰金刑

二 第六十条第一項第五号又は第六十一条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第六十条又は第六十一条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章第二節及び第三節、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条(第一項を除く。)、第五十条(第一項に係る部分を除く。)、第五十一条、第六十条、第六十一条、第六十二条第一号、第二号、第三号(第四十九条第一項に係る部分を除く。)及び第四号(第五十条第一項に係る部分を除く。)並びに第六十三条の規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 第十一条第一項、第二十五条第一項及び第三十二条第一項の規定による指定並びに第二十五条第一項、第三十二条第一項、第四十条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項及び第二項の環境省令の制定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、第十一条、第二十五条、第三十二条、第四十条並びに第四十一条第一項から第三項までの規定の例により行うことができる。

2 第十三条第一項の対策地域内廃棄物処理計画、第二十八条第一項の特別地域内除染実施計画及び第三十六条第一項の除染実施計画の策定に関し必要な手続その他の行為は、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、第十三条、第二十七条、第二十八条、第三十四条及び第三十六条の規定の例により行うことができる。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六条 政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

第七条 政府は、原子力発電所において事故が発生した場合における当該事故に係る原子炉、使用済燃料等に関する規制の在り方等について検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

印西市放射性物質除染実施計画（素案）パブリックコメント実施要領

1. 目的

この要領は、印西市放射性物質除染実施計画（素案）（以下「計画」という。）の策定過程において、情報を広く市民等に対して提供し、意見または提案（以下併せて「意見等」という。）を述べることができる機会を確保することにより、市民の市政への積極的な参画を推進することを目的としたパブリックコメントの実施について必要な事項を定める。

2. 実施主体

計画（素案）に対するパブリックコメント（以下「パブリックコメント」という。）の実施主体は、印西市とする。

3. 素案の提供

パブリックコメントに供する素案は、この要領の定めるところにより市民に対して公表するものとする。

4. 意見等の提出ができる者

市内の区域内に住所を有する者または通勤通学する者とする。

5. 意見等の提出方法

- (1) 意見等は、直接持参・郵便・ファクシミリ・電子メールにより提出できるものとする。
- (2) 様式は、原則として意見書（別記第1号様式）とするが、必要事項が明記されている場合は任意様式も可とする。
- (3) 意見等は、文書または電子的記録として残るものに限る。
- (4) 意見等を提出しようとする者は、氏名及び連絡先を明記しなければならない。明記されていない場合、その意見等は無効とする。
- (5) 意見等の提出先は、下表のとおりとする。

提出手段	提出先
直接持参	本庁舎2階 環境経済部 環境保全課窓口
郵便	〒270-1396 印西市大森2364番地2 印西市役所 環境経済部 環境保全課 放射線対策室
ファクシミリ	FAX番号 0476-42-7242（印西市役所）
電子メール	kankyoka@ml.city.inzai.chiba.jp

6. 意見等の提出期限

平成24年2月28日（火）から3月12日（月）まで ※必着

7. 素案等の公表方法

素案の公表及びパブリックコメント実施のお知らせは、市ホームページ、行政資料室、環境保全課、支所、出張所、公民館及び図書館において2月28日（火）から閲覧に供するものとし、市広報（平成24年3月1日号）にも記事を掲載するものとする。

8. 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、氏名及び連絡先の明記されていないもの、単に賛否の結論を示したものと趣旨が不明確なものは、意見等として取り上げないものとする。
- (2) 意見等は公表するものとする。ただし、印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）第7条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

印西市放射性物質除染実施計画（素案）に対する意見書

印 西 市 長 様

氏 名	
連絡先	[住所又は通勤・通学先]
	[電話番号]

下記の意見等を提出します。

【意見等の内容】※該当する項目も併せてご記入下さい。

提出期限…平成24年3月12日(月) ※必着

提出方法…○直接持参⇒市役所本庁舎2階 環境経済部 環境保全課窓口

○郵 便⇒〒270-1396 印西市大森2364番地2

印西市役所 環境経済部 環境保全課 放射線対策室 宛

○ファクシミリ⇒FAX 番号 0476-42-7242 ※送付文不要

○電子メール⇒ kankyouka@ml.city.inzai.chiba.jp

意見等の公表の際には、個人情報である氏名・連絡先は公表しません。

印西市放射性物質除染実施計画（素案）

1. 基本的な考え方について

本計画は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染に対応し、追加被ばく線量を速やかに低減させるために、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下、「法」という。）が施行されたことを受け、段階的な除染をするために定めるものです。

なお、計画期間は、平成26年3月末日までとし、できる限り早急な除染を実施していくものとしますが、除染の進捗状況、国や県の方針等により、適宜、計画を見直すものとします。

また、除染等の措置については、環境省が示した「除染関係ガイドライン（平成23年12月第1版）」（以下、「除染関係ガイドライン」という。）に沿った方法により実施してまいります。

2. 除染目標

法に基づき、汚染状況重点調査地域に指定された市町村は、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指します。

当市では、除染関係ガイドラインを踏まえて、できるだけ早い時期に、地表面から1m（幼児・小学校等、子供の生活空間においては50cm）の平均空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となるよう除染を進めていきます。

上記の除染目標に加えて、市独自の基準として、子供の生活空間となる施設（幼稚園、保育園、小・中学校）においては、地表面から5cmでの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となることを目指します。

【備考】

- ◆「線量毎時0.23マイクロシーベルト」の根拠は、別紙1「追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方（環境省公表）」による。

3. 除染計画の対象となる区域

印西市内の公共施設のうち学校等の子供の生活空間となる施設（幼稚園、保育園、小学校、公園）毎の平均空間線量測定結果に基づいて、地表面から1m（幼児・小学校等、子供の生活空間においては50cm）の平均空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域を法に基づく除染実施区域に設定します(表1参照)。

また、その他の区域で、地表面から5cmの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の子供の生活空間となる施設を市独自の除染推進区域とします。

表1 除染計画の対象となる区域

単位：マイクロシーベルト

区域名	対象となる字名	空間線量率
木下小学校区	印西市竹袋、別所の一部、宗甫、木下東一丁目、木下東二丁目、木下東三丁目、木下東四丁目、木下南一丁目及び木下南二丁目の全部の区域並びに木下及び平岡の各一部の区域	0.29
大森小学校区	印西市大森の一部、鹿黒の一部、亀成、浅間前及び相島の全部の区域並びに発作、木下及び和泉の各一部の区域	0.27
永治小学校区	印西市浦部、白幡、浦幡新田、小倉、浦部村新田及び高西新田の全部の区域並びに和泉及び発作の各一部の区域	0.30
高花小学校区	印西市高花一丁目、高花二丁目、高花三丁目、高花四丁目、高花五丁目及び高花六丁目の全部の区域並びに草深の一部の区域	0.25
木刈小学校区	印西市木刈一丁目、木刈二丁目、木刈三丁目、木刈四丁目、木刈五丁目、木刈六丁目、木刈七丁目、牧の木戸一丁目及び大塚三丁目の全部の区域	0.30
小倉台小学校区	印西市小倉台一丁目、小倉台二丁目、小倉台三丁目、小倉台四丁目、武西学園台一丁目、武西学園台三丁目、戸神台二丁目及び中央南二丁目の全部の区域	0.31
小林小学校区	印西市小林浅間一丁目、小林浅間二丁目、小林大門下一丁目、小林大門下二丁目及び小林大門下三丁目の全部の区域並びに小林及び平岡の各一部の区域	0.30
小林北小学校区	印西市小林北一丁目、小林北二丁目、小林北三丁目、小林北四丁目、小林北五丁目、小林北六丁目及び小林浅間三丁目の全部の区域並びに小林の一部の区域	0.28
内野小学校区	印西市内野一丁目、内野二丁目、内野三丁目、戸神台一丁目及び中央南一丁目の全部の区域	0.26
原山小学校区	印西市原山一丁目、原山二丁目、原山三丁目及び泉の一部の区域	0.25

西の原小学校区	印西市西の原一丁目、西の原二丁目及び西の原三丁目の全部の区域並びに草深の一部の区域	0.25
原小学校区	印西市原一丁目、原二丁目、原三丁目、原四丁目、東の原一丁目、東の原二丁目及び東の原三丁目の全部の区域並びに草深の一部の区域	0.24
六合小学校区	瀬戸、山田、吉高、萩原及び松虫	0.24
いには野小学校区	美瀬一丁目、美瀬二丁目、舞姫一丁目、舞姫二丁目、舞姫三丁目、若萩一丁目、若萩二丁目、若萩三丁目及び若萩四丁目	0.23
本埜第一小学校区	戸崎、辺田前、荒野、角田、竜腹寺、滝、物木、みどり台、笠神の一部及び1区の一部	0.30
滝野小学校	滝野地区全域	0.23
船穂小学校		0.23
本埜第二小学校		0.26
松崎台公園		0.25
上記施設以外の子供の生活空間となる施設で、今後測定により除染実施区域に設定する区域 ※1		
子供の生活空間となる施設で、除染実施区域に設定しなかった施設における局所的な高線量箇所※2		

※1 国や県が管理する施設が含まれる場合、協議の上、除染対象区分を再設定する。

※2 除染推進区域 宗像小学校、平賀小学校、印旛西部地区公園、日だまり公園、かけっこ公園、おはよう公園、にぎわい公園、さざなみ公園、鎌苅児童遊園、造谷児童遊園、師戸児童遊園、やわら子どもの遊び場。

4. 優先順位の考え方

除染実施にあたっては、子供への対応を十分配慮することが必要であり、市の方針として、子供の生活空間となる施設に重点をおき、以下の対象施設を優先して除染を行います。

(1) 子供の生活空間（幼稚園、保育園、小・中学校）

(2) 利用度の高い施設（公園等）

また、以下の事項について考慮し、除染作業を進めていきます。

ア 空間線量率

イ 除染により発生する汚染廃棄物量

ウ 除染に伴う影響（自然環境への影響や施設利用制限など）

5. 除染の実施主体

印西市が主体となって、関係機関・団体等の意見も踏まえて除染実施計画の策定、除染実施状況の把握、除染実施計画の見直しを行うものとします。

除染対象	実施主体
市立の幼稚園、保育園、小・中学校等	市
私立の幼稚園、保育園	市又は施設管理者
私立の中学校、高校、大学等	市又は施設管理者
各種公園（子供の遊び場、児童遊園、スポーツ公園等）	市
市が管理する公共施設等（市役所、支所、出張所、保健センター、公民館、図書館、文化施設、高齢者・障害者福祉施設、児童施設、スポーツ施設、その他の公共施設）	市（施設管理者が協力）
独立行政法人が管理する土地及び施設	独立行政法人
国、千葉県が管理する土地及び施設	国、千葉県
一部事務組合が管理する土地及び施設	一部事務組合
民有地（住宅「戸建・集合」、商業施設、工場等）	市又は所有者
農地、山林（生活空間に隣接する農地、山林）	

6. 除染方針

除染方法は、原則として除染関係ガイドライン及びこれを踏まえて策定された「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金要領（平成24年2月改訂）」に示される除染方法から選択し実施します。

- ア 除染作業に入る前に、空間放射線量の測定を行います。
- イ 土壌については、表層を削り取るか、表土と下層土を入れ替えます。
- ウ 雨樋下や側溝、排水溝入口などに堆積している土砂を収集します。
- エ 除草、芝刈り、落ち葉等の清掃を行います。
- オ 放水等（一部高圧水）を用いて洗浄等を行います。
- カ 上記の除染作業が困難な箇所については、立入制限の措置をとることにします。
- キ 除染作業の終了後、その効果を確認するための空間放射線量の測定を行います。
- ク 除染後も定期的なモニタリングを行います。

除染対象に応じた除染等の方法

除染対象	除染作業等	内容
公共施設のうち、 学校子どもが多く 利用する施設	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	アスファルト 等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラシ洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	表土除去及び 客土	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の除去 ・客土、圧密による原状回復
	表土除去及び 現場保管	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の上下層の土の入替え、除去 ・現場保管の際の残土による原状回復
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・落葉の除去、除草
	砂場の砂の入替	<ul style="list-style-type: none"> ・砂場の砂の入替
上記以外の公共施 設、商業施設、工 場、集合住宅等	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上、壁面の清掃、拭き取り ・雨樋等の清掃、洗浄
	アスファルト 等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝等の清掃、洗浄
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
戸建住宅	家屋の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面等の清掃、拭き取り、 ・雨樋等の清掃、洗浄 ・汚泥の除去
	コンクリート等 の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定、落葉の除去、除草
道路	路面清掃等	<ul style="list-style-type: none"> ・散水車及び清掃車によるブラッシング ・手作業によるブラシ洗浄 ・歩道洗浄、除草
	側溝等の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・泥等の掻き出し、除草 ・ブラシ洗浄
	法面の除草	<ul style="list-style-type: none"> ・除草
生活圏隣接の森林	枝打ち・落葉除 去等	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
農地（以下に掲げ るものを除く。）	反転耕・深耕	<ul style="list-style-type: none"> ・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化

	農地への措置	・肥料、有機資質材、土壌改良資材等の散布
	除草等	・畦畔・農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
農地（永年性作物が栽培されている農地に限る。）	樹皮の洗浄及び剪定・剪前」	・樹皮の洗浄 ・枝葉の剪定、摘採後の深い刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去
	除草等	・除草 ・水路の清掃、汚泥の除
牧草地	反転耕・深耕	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化
	農地への措置	・肥料、有機資質材、土壌改良資材等の散布
	除草等	・畦畔・農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去

7. 除去土壌等の保管及び管理について

(1) 保管場所

除染に伴い発生する除去土壌等については、最終処分が可能となるまでの間は、原則として除染関係ガイドラインに沿って除染を実施した施設の敷地内において適切に管理（現場保管）することを基本とします。

現場保管ができない市道から出た除去土壌等については、今後設置予定の仮置場で適切に保管することとします。

なお、仮置場は、平成24年度の早期での設置を目指します。

除去土壌等の保管及び管理は、安全確保と周辺環境の二次的汚染を起こさないよう、環境省の除染関係ガイドライン、廃棄物関係ガイドライン（平成23年12月第1版）に沿った適切な方法により実施していきます。

(2) 除去土壌等の運搬

除染対象敷地外に運び出す際は、除去土壌等に含まれる放射性物質が人の健康や生活環境に被害を及ぼさないよう注意します。

8. その他

(1) 財源の確保

原因者負担の原則からすれば、東京電力株式会社が除染に係る費用の全額を負担すべきものです。また、このたびの原子力発電所の事故は、国のエネルギー政策の結果として生じたものです。従って、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負っていることから、国も除染に係る費用等の財政措置を講じるべきものと考えます。

このため、費用については、あらゆる機会を通じて国には確実な財政措置を、東京電力株式会社には賠償を求めていきます。

(2) 注意点

除染作業をする場合は、厚生労働省が示した「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」に準拠して行うものとします。

(3) 実施状況の公表

本計画に基づく、放射線量の測定結果、除染作業の実施状況については、広報、ホームページ等により随時公表します。

9. 除染実施スケジュール

(1) 平成23年度

平成23年度			
区分	市立幼稚園		
実施箇所	園庭、砂場、側溝等		
内容	施設名	実施日	実施内容
	瀬戸幼稚園	平成23年9月1日～ 22日	砂場の砂の入替
		平成24年3月実施予定	園庭等における表土等の除去、ダスト舗装（市独自） 保管土壌の現地埋設を実施予定
	大森幼稚園	平成23年9月1日～ 22日	砂場の砂の入替
		平成24年3月実施予定	園庭等における表土等の除去、ダスト舗装（市独自） 保管土壌の現地埋設を実施予定
	もとの幼稚園	平成23年9月1日～ 22日	砂場の砂の入替 客土 ※客土 砂場の砂の上に砂を追加
		平成23年9月1日～ 22日	園内の側溝清掃、洗浄、汚泥の除去
		平成23年9月1日～ 10月21日	園庭等における表土等の除去、園庭（芝）張り、ダスト舗装（市独自）
		平成24年2月実施予定	ダスト舗装（原状回復）、 保管土壌の埋設を実施予定

平成23年度			
区分	市立保育園		
実施箇所	砂場		
内容	施設名	実施日	実施内容
	大森保育園	平成23年9月8日	砂場の砂の入替等
	木下保育園	平成23年9月9日	
	木刈保育園	平成23年9月13日	
	高花保育園	平成23年9月10日	
	西の原保育園	平成23年9月10日	
	もとの保育園	平成23年9月8日～9日	
	内野保育園	平成23年9月11日	

平成23年度			
区分	市立保育園		
実施箇所	側溝		
内容	施設名	実施日	実施内容
	大森保育園	平成23年12月14日 ～15日	側溝清掃、洗浄、汚泥の除去
	木刈保育園	平成23年12月17日 ～18日	

平成23年度			
区分	市立保育園		
実施箇所	園庭等		
内容	施設名	実施日	実施内容
	大森保育園	平成24年3月実施予定	園庭等における表土等の除去
			保管土壌の現地埋設の実施
	木下保育園	平成24年3月実施予定	園庭等における表土等の除去
			保管土壌の現地埋設の実施
			枝葉の剪定等、落ち葉の除去、除草の実施
	内野保育園	平成24年3月実施予定	園庭等における表土等の除去
			保管土壌の現地埋設の実施
	高花保育園	平成24年3月実施予定	園庭等における表土等の除去
			保管土壌の現地埋設の実施
			枝葉の剪定等、落ち葉の除去、除草の実施
	西の原保育園	平成24年3月実施予定	保管土壌の現地埋設の実施
	もとの保育園	平成24年3月実施予定	保管土壌の現地埋設の実施

平成23年度						
区分	市立幼稚園・保育園、私立幼稚園・保育園、学童保育					
実施箇所	園等のあらゆる場所					
内容	実施日	平成23年 8月17日 電子式個人線量計DOESi-γ 67台購入 平成23年10月27日 電子式個人線量計DOESi-γ 1台購入 合計 68台 平成23年9月27日 積算線量計操作研修会 平成23年10月1日～ 測定開始				
	実施内容	除染対象施設の把握を目的として、園等で生活実態に応じて、受ける年間の被ばく線量を推計する為、電子式個人線量計を学校等に配布し、先生等による放射線量の測定を行う。測定値は、月1～2回程度広報で公表。				
	施設名	大森幼稚園	瀬戸幼稚園	もとの幼稚園	木下保育園	大森保育園
		内野保育園	木刈保育園	高花保育園	西の原保育園	もとの保育園
		木下小学校	小林小学校	大森小学校	船穂小学校	永治小学校
		木刈小学校	内野小学校	原山小学校	小林北小学校	小倉台小学校
		高花小学校	西の原小学校	原小学校	六合小学校	宗像小学校
		平賀小学校	いには野小学校	本埜第一小学校	本埜第二小学校	滝野小学校
		印西中学校	船穂中学校	木刈中学校	小林中学校	原山中学校
		西の原中学校	印旛中学校	本埜中学校	滝野中学校	山ゆり保育園
		どんぐり保育園	銀の鈴保育園	原山保育園	しおん保育園	西の原幼稚園
		天神幼稚園	小林天神幼稚園	きかり幼稚園	しおん幼稚園	原山幼稚園
		木刈学童クラブ	原山学童クラブ	木下学童クラブ	小倉台学童クラブ	西の原学童クラブ
		高花学童クラブ	内野学童クラブ	大森学童クラブ	原・第2学童クラブ	小林学童クラブ
いには野学童クラブ		平賀学童クラブ	滝野学童クラブ	内野第2学童クラブ	永治学童クラブ	
小林第2学童クラブ	クリオネクラブ	市役所				

平成23年度						
区分	市立幼稚園、保育園、小・中学校					
実施箇所	園等のあらゆる場所					
内容	実施日	平成23年5月20日 堀場環境放射線モニターPA-1000 4台購入 平成23年5月23日 堀場環境放射線モニターPA-1000 1台購入 平成23年8月17日 堀場環境放射線モニターPA-1000 42台購入 合計 47台 平成23年9月27日 放射線測定器計操作研修会 平成23年10月1日～測定開始				
	実施内容	除染対象施設の把握を目的として、園等で生活実態に応じて、受ける被ばく線量を推計する為、空間線量計を学校等に配布し、先生等による放射線量の測定を行う。				
	施設名	大森幼稚園	瀬戸幼稚園	もとの幼稚園	木下保育園	大森保育園
		内野保育園	木刈保育園	高花保育園	西の原保育園	もとの保育園
		木下小学校	小林小学校	大森小学校	船穂小学校	永治小学校
		木刈小学校	内野小学校	原山小学校	小林北小学校	小倉台小学校
		高花小学校	西の原小学校	原小学校	六合小学校	宗像小学校
		平賀小学校	いには野小学校	本埜第一小学校	本埜第二小学校	滝野小学校
印西中学校		船穂中学校	木刈中学校	小林中学校	原山中学校	
西の原中学校		印旛中学校	本埜中学校	滝野中学校		

平成23年度						
区分	市立幼稚園、保育園、小・中学校					
実施箇所	園庭、運動場、砂場					
内容	実施日	平成23年5月31日～6月3日				
	実施内容	<p>土壌中の放射性物質測定</p> <p>園庭、運動場の中央付近及び同地点の東西南北5mの地点(計5点)から表土(5cm・200cc)を試料採取し、5地点の試料を混合し1検体、砂場の中央付近及び同地点を中心とした直線上概ね1.5mの地点(計3点)から表土(5cm・200cc)を試料採取し、3地点の試料を混合し1検体とし、1検体中に含まれる放射性ヨウ素(I-131)及び放射性セシウム(Cs-134、Cs-137)について、土壌中(乾土1キログラム(kg)あたり)の濃度(ベクレル(bq))を分析。</p>				
	施設名	大森幼稚園	瀬戸幼稚園	もとの幼稚園	木下保育園	大森保育園
		内野保育園	木刈保育園	高花保育園	西の原保育園	もとの保育園
		木下小学校	小林小学校	大森小学校	船穂小学校	永治小学校
		木刈小学校	内野小学校	原山小学校	小林北小学校	小倉台小学校
		高花小学校	西の原小学校	原小学校	六合小学校	宗像小学校
		平賀小学校	いには野小学校	本埜第一小学校	本埜第二小学校	滝野小学校
印西中学校		船穂中学校	木刈中学校	小林中学校	原山中学校	
西の原中学校		印旛中学校	本埜中学校	滝野中学校		

平成23年度						
区分	市立小・中学校					
実施箇所	小・中学校プール水					
内容	実施日	平成23年6月8日・20日				
	実施内容	学校のプール水の放射性物質濃度の測定を実施。 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析により、放射性ヨウ素（I-131）及び放射性セシウム（Cs-134、Cs-137）の検査の実施。測定にあたっては、使用前、使用中の計2回実施。				
	施設名	木下小学校	小林小学校	大森小学校	船穂小学校	永治小学校
		木刈小学校	内野小学校	原山小学校	小林北小学校	小倉台小学校
		高花小学校	西の原小学校	原小学校	六合小学校	宗像小学校
平賀小学校		いには野小学校	本埜第一小学校	本埜第二小学校	滝野小学校	
木刈中学校						

平成23年度					
区分	市立中学校				
実施箇所	中学校プール水				
内容	実施日	平成23年6月28日			
	実施内容	学校のプール水の放射性物質濃度の測定を実施。 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析により、放射性ヨウ素（I-131）及び放射性セシウム（Cs-134、Cs-137）の検査の実施。測定にあたっては、使用前の1回実施。			
	施設名	印西中学校	船穂中学校	小林中学校	原山中学校
印旛中学校		本埜中学校	滝野中学校		

平成23年度			
区分	市立小・中学校		
実施箇所	砂場の砂の入替		
	施設名	実施日	実施内容
内容	小林小学校	平成23年9月12日	砂場の砂の表砂20cmを剥離しフレキシブルコンテナバッグに詰め、その後に0.100 μ Sv/h以下の新たな砂を20cmを加えた。
	大森小学校	平成23年9月10日	
	永治小学校	平成23年9月12日	
	木刈小学校	平成23年9月8日	
	内野小学校	平成23年9月15日	
	原山小学校	平成23年9月14日	
	小林北小学校	平成23年9月8日	
	小倉台小学校	平成23年9月9日	
	西の原小学校	平成23年9月9日	
	原小学校	平成23年9月10日	
	いには野小学校	平成23年9月10日	
	本埜第一小学校	平成23年9月10日	
	滝野小学校	平成23年9月9日	
	印西中学校	平成23年9月12日	
	船穂中学校	平成23年9月9日	
	木刈中学校	平成23年9月8日	
	小林中学校	平成23年9月8日	
	原山中学校	平成23年9月8日	
	本埜中学校	平成23年9月8日	
滝野中学校	平成23年9月9日		

平成23年度			
区分	市立小・中学校		
実施箇所	砂場		
	施設名	実施日	実施内容
内容	木刈小学校	平成23年9月8日	客土 ※客土 砂場の砂の上に砂を追加
	小倉台小学校	平成23年9月9日	
	西の原小学校	平成23年9月9日	
	印西中学校	平成23年9月12日	

平成23年度			
施設名	市立小・中学校		
実施箇所	校庭の樹木		
	施設名	実施日	実施内容
内容	内野小学校	平成23年9月1日～ 平成23年9月30日	砂場の上を覆っている樹木についての剪定を行う。
	原山小学校		
	小林北小学校		
	小倉台小学校		
	西の原小学校		
	六合小学校		
	宗像小学校		
	木刈中学校		
	原山中学校		

平成23年度						
区分	市立小・中学校					
実施箇所	建屋周辺雨樋					
内容	実施日	平成23年10月28日～平成23年12月20日				
	実施内容	雨樋内に堆積している砂・枯葉等を除去し、フレキシブルコンテナバッグに詰め敷地内の一時仮置場に移動する作業				
	施設名	木下小学校	小林小学校	大森小学校	船穂小学校	木刈小学校
		内野小学校	小林北小学校	高花小学校	西の原小学校	原小学校
		六合小学校	平賀小学校	いには野小学校	本埜第二小学校	滝野小学校
印西中学校		船穂中学校	木刈中学校	小林中学校	原山中学校	
西の原中学校		印旛中学校	本埜中学校	滝野中学校		

平成23年度						
区分	市立小・中学校					
実施箇所	側溝清掃					
内容	実施日	平成23年10月28日～平成23年12月20日				
	実施内容	側溝内に堆積している砂・枯葉等を除去し、フレキシブルコンテナバッグに詰め敷地内の一時仮置場に移動する作業				
	施設名	木下小学校	大森小学校	船穂小学校	木刈小学校	内野小学校
		原山小学校	原小学校	高花小学校	西の原小学校	宗像小学校
		本埜第一小学校	滝野小学校	印西中学校	船穂中学校	木刈中学校
小林中学校		原山中学校	西の原中学校	印旛中学校	本埜中学校	
小林北小学校		本埜第二小学校	小林小学校	永治小学校	小倉台小学校	

平成23年度			
施設名	市立小学校		
実施箇所	運動場		
内容	施設名	実施日	実施内容
	小林北小学校	平成23年9月1日～ 平成23年10月21日	実証実験の1つとして実施 運動場(約9,000㎡)の表土1cmを削りフレキシブルコンテナバッグに詰め、敷地内の一時仮置場へ移動する作業。

平成23年度			
施設名	市立小学校		
実施箇所	建物敷地及び側溝		
内容	施設名	実施日	実施内容
	小倉台小学校	平成23年11月1日～ 平成23年11月18日	建物敷地(中庭)におけるスポット的に表土を除去すると共に、排水先を確保するため側溝清掃を実施し、汚染土についてはフレキシブルコンテナバッグに詰め敷地内において埋設保管を実施。 なお、埋設にあつての覆土は40cm以上とした。

平成23年度			
施設名	市立小学校		
実施箇所	建屋周辺側溝及び縦樋の放流先		
内容	施設名	実施日	実施内容
	原山小学校	平成23年11月18日～ 平成23年12月15日	浸透性側溝内に敷設している採石及び砂等を除去し防水性のあるシートに包み敷地内において埋設保管を実施。 なお、埋設にあつての覆土は40cm以上とした。

平成23年度			
施設名	市立小学校		
実施箇所	建屋周辺側溝及び縦樋の放流先		
内容	施設名	実施日	実施内容
	原小学校	平成23年11月18日～ 平成23年12月15日	浸透性側溝内に敷設している採石及び砂等を除去し防水性のあるシートに包み敷地内において埋設保管を実施。 なお、埋設にあつての覆土は40cm以上とした。

平成23年度			
施設名	市立小学校		
実施箇所	運動場（あるいは裏庭）汚染土の移動及び埋設		
内容	施設名	実施日	実施内容
	小林北小学校	平成23年12月13日～ 平成23年12月27日	汚染土が入っているフレキシブルコンテナバッグを移動し敷地内において埋設保管を実施。 なお、埋設にあつての覆土は40cm以上とした。

平成23年度			
施設名	市立小・中学校		
実施箇所	建屋敷地		
内容	施設名	実施日	実施内容
	木刈小学校	平成23年12月13日～ 平成23年12月27日	建物敷地(中庭)における表土等を除去。 汚染土入りのフレキシブルコンテナバッグを敷地内において埋設保管を実施。 埋設にあつての覆土は40cm以上とした。なお、フレキシブルコンテナバッグ以外の汚染土については、防水性の有るシートに包み同じく埋設した。
	本埜第一小学校		
	本埜中学校	平成23年12月13日～ 平成23年12月27日	建物敷地(中庭)における表土等を除去。 汚染土入りのフレキシブルコンテナバッグを敷地内において埋設保管を実施。 埋設にあつての覆土は40cm以上とした。なお、フレキシブルコンテナバッグ以外の汚染土については、防水性の有るシートに包み同じく埋設した。

平成23年度			
施設名	市立小学校		
実施箇所	運動場		
内容	施設名	実施日	実施内容
	永治小学校	平成24年3月実施予定	<p>運動場等における表土等の除去、現状回復。</p> <p>汚染土については防水性のシートに包み敷地内において埋設保管する。なお、埋設にあつての覆土は40cm以上とする。</p>

平成23年度			
施設名	市立小学校		
実施箇所	運動場等		
内容	施設名	実施日	実施内容
	小林北小学校	平成24年3月実施予定	<p>運動場等の表土等の現状回復</p> <p>汚染土については防水性のシートに包み敷地内において埋設保管する。なお、埋設にあつての覆土は40cm以上とする。</p>

平成23年度						
区分	市立小・中学校					
実施箇所	運動場（あるいは裏庭）					
内容	実施日	平成24年3月実施予定				
	実施内容	汚染土(フレキシブルコンテナバッグ入り)を敷地内に埋設し保管する。 なお、埋設にあつては覆土を40cm以上とする。				
	施設名	木下小学校	小林小学校	大森小学校	船穂小学校	内野小学校
		原山小学校	小倉台小学校	高花小学校	西の原小学校	原小学校
		宗像小学校	平賀小学校	いには野小学校	本埜第一小学校	本埜第一小学校
		滝野小学校	印西中学校	船穂中学校	木刈中学校	小林中学校
原山中学校		西の原中学校	印旛中学校			

平成23年度			
施設名	学童保育		
実施箇所	運動場		
内容	施設名	実施日	実施内容
	永治学童クラブ	平成24年3月実施予定	運動場等の表土等の除去、原状回復。 汚染土については防水性のシートに包み敷地内において埋設保管する。 なお、埋設にあつての覆土は40cm以上とする。

平成23年度			
区分	公園等		
実施箇所	公園の中心、砂場		
	施設名	実施日	実施内容
内容	大塚前公園	平成23年5月31日～ 平成23年6月3日	<p>土壌中の放射性物質測定 公園の中央付近及び同地点の東西南北5mの地点(計5点)から表土(5cm・200cc)を試料採取し、5地点の試料を混合し1検体、砂場の中央付近及び同地点を中心とした直線上概ね1.5mの地点(計3点)から表土(5cm・200cc)を試料採取し、3地点の試料を混合し1検体とし、1検体中に含まれる放射性ヨウ素(I-131)及び放射性セシウム(Cs-134、Cs-137)について、土壌中(乾土1キログラム(kg)あたり)の濃度(ベクレル(bq))を分析。</p> <p>なお、松山下公園、草深公園、滝野公園については、砂場がないので、未実施。</p>
	印旛中央公園		
	大門下児童公園		
	松山下公園		
	草深公園		
	滝野公園		

平成23年度			
施設名	児童遊園		
実施箇所	砂場及び園庭の一部		
	施設名	実施日	実施内容
内容	木下町並 子どもの遊び場	平成23年9月8日	砂場の砂の入替及び園庭一部の除草作業

平成23年度			
施設名	公園		
実施箇所	砂場		
内容	施設名	実施日	実施内容
	多々羅田公園	平成23年12月5～14日	砂場の砂の入替え
	新山児童公園	平成23年12月17～19日	
	城山公園	平成23年12月15日	
	浅間山公園	平成23年12月21～22日	
	木下南公園	平成23年12月16～17日	
	東埜原幼児公園	平成23年12月16日	
	七畝割第一幼児公園	平成23年11月28日	
	七畝割第二幼児公園	平成23年12月17日	
	木下東1丁目公園	平成23年12月17日	
	木下東2丁目公園	平成23年12月19日	
	かみうし第一幼児公園	平成23年12月6～7日	
	かみうし第二幼児公園	平成23年12月5～6日	
	なかうし第一幼児公園	平成23年12月7～8日	
	なかうし第四幼児公園	平成23年12月5日	
	しもうし第一幼児公園	平成23年11月29日	
	しもうし第二幼児公園	平成23年11月30日～12月5日	
	しもうし第三幼児公園	平成23年11月29～30日	
	稲荷谷公園	平成23年12月20日～21日	
	いなりや第一幼児公園	平成23年12月8日～10日	
	いなりや第二幼児公園	平成23年12月7日	
	だいまん下第一幼児公園	平成23年12月15～16日	
	だいまん下第二幼児公園	平成23年12月16～17日	
	にいやま第一幼児公園	平成23年12月17日	
	中丑西公園	平成23年12月10～13日	
	中丑東公園	平成23年12月13～14日	
	三番割幼児公園	平成23年12月13日	

宿第二幼児公園	平成 23 年 12 月 13～15 日
しろやま第一幼児公園	平成 23 年 12 月 12～13 日
しろやま第二幼児公園	平成 23 年 12 月 10～12 日
大塚街区公園	平成 23 年 11 月 14 日
木刈北児童公園	平成 23 年 11 月 30 日～12 月 5 日
木刈東児童公園	平成 23 年 12 月 7～8 日
木刈中児童公園	平成 23 年 12 月 6 日
木刈西街区公園	平成 23 年 11 月 15 日
小倉台東児童公園	平成 23 年 11 月 21～22 日
小倉台西街区公園	平成 23 年 11 月 16 日
高花東街区公園	平成 23 年 12 月 15～16 日
高花西児童公園	平成 23 年 12 月 22 日
高花北街区公園	平成 23 年 12 月 20 日
高花中児童公園	平成 23 年 12 月 20～21 日
高花南児童公園	平成 23 年 12 月 21 日
内野北児童公園	平成 23 年 12 月 16～17 日
内野南児童公園	平成 23 年 12 月 14～15 日
原山北街区公園	平成 23 年 12 月 19～20 日
原山東街区公園	平成 23 年 12 月 19 日
原山南児童公園	平成 23 年 12 月 17～19 日
みのりの広場公園	平成 23 年 11 月 25 日
西の原東街区公園	平成 23 年 12 月 12 日
吉高大谷公園	平成 23 年 12 月 19～21 日
大塚前公園	平成 23 年 11 月 16～18 日
印旛中央公園	平成 23 年 12 月 19～21 日
大門下児童公園	平成 23 年 12 月 19～20 日

平成23年度			
施設名	公園		
実施箇所	ダスト広場、芝生広場		
内容	施設名	実施日	実施内容
	稲荷谷公園	平成24年2月 ～3月実施予定	ダスト広場の表土等の除去及び埋設を 実施予定。
	戸神台 西街区公園		
	吉高大谷公園		

(2) 平成24年度

平成24年度						
区分	市立小・中学校					
実施箇所	運動場					
内容	実施日	平成24年度実施				
	実施内容	<p>業者による運動場等における表土等の除去、現状回復のためダスト舗装を行う。 なお、現状が芝生の部分は芝張りにより現状回復とする。 汚染土については防水性のシートに包み敷地内において埋設保管する。なお、埋設にあつての覆土は40cm以上とする。</p>				
	施設名	木下小学校	小林小学校	大森小学校	船穂小学校	木刈小学校
		内野小学校	原山小学校	小倉台小学校	高花小学校	西の原小学校
		原小学校	六合小学校	宗像小学校	いには野小学校	本埜第一小学校
		本埜第二小学校	滝野小学校	印西中学校	船穂中学校	木刈中学校
		小林中学校	原山中学校	西の原中学校	印旛中学校	本埜中学校
滝野中学校						

平成24年度						
区分	市立小・中学校					
実施箇所	建物敷地内（中庭等）					
内容	実施日	平成24年度実施				
	実施内容	業者による建物敷地内（中庭）における表土等の除去、現状回復を行う。 汚染土については防水性のシートに包み敷地内において埋設保管する。なお、埋設にあつての覆土は40cm以上とする。				
	施設名	木下小学校	小林小学校	大森小学校	船穂小学校	永治小学校
		木刈小学校	内野小学校	原山小学校	小林北小学校	小倉台小学校
		高花小学校	西の原小学校	原小学校	六合小学校	宗像小学校
		平賀小学校	いには野小学校	本埜第一小学校	本埜第二小学校	滝野小学校
		印西中学校	船穂中学校	木刈中学校	小林中学校	原山中学校
西の原中学校		印旛中学校	本埜中学校	滝野中学校		

平成24年度						
区分	市立小・中学校					
実施箇所	建屋及び敷地					
内容	実施日	平成24年度実施				
	実施内容	業者による建屋（バルコニー、雨樋等）の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄機による洗浄及び敷地内のアスファルト、遊具等のブラシ洗浄、敷地内の側溝洗浄により除染を行う。				
	施設名	木下小学校	小林小学校	大森小学校	船穂小学校	永治小学校
		木刈小学校	内野小学校	原山小学校	小林北小学校	小倉台小学校
		高花小学校	西の原小学校	原小学校	六合小学校	宗像小学校
		いには野小学校	本埜第一小学校	本埜第二小学校	滝野小学校	印西中学校
船穂中学校		木刈中学校	小林中学校	原山中学校	本埜中学校	

平成24年度						
区分	市立小・中学校					
実施箇所	建屋周辺樹木・植込					
内容	実施日	平成24年度実施				
	実施内容	業者による枝葉の剪定、落葉の除去、除草の実施。				
	施設名	木下小学校	小林小学校	大森小学校	船穂小学校	永治小学校
		木刈小学校	内野小学校	原山小学校	小林北小学校	小倉台小学校
		高花小学校	西の原小学校	原小学校	六合小学校	宗像小学校
		いには野小学校	本埜第一小学校	本埜第二小学校	滝野小学校	印西中学校
		船穂中学校	木刈中学校	小林中学校	原山中学校	西の原中学校
印旛中学校		本埜中学校	滝野中学校			

平成24年度			
施設名	子育て支援センター		
実施箇所	芝生等		
内容	施設名	実施日	実施内容
	小林子育て支援センター	平成24年度実施	表土等の上下層の土の入れ替え、芝仕上げ

平成24年度			
施設名	子ども発達センター		
実施箇所	芝生等		
内容	施設名	実施日	実施内容
	子ども発達センター	平成24年度実施	表土等の上下層の土の入れ替え、芝仕上げ

平成24年度			
施設名	児童遊園		
実施箇所	園庭及び砂場		
内容	施設名	実施日	実施内容
	木下児童遊園	平成24年度実施	<p>業者による広場等における表土等の除去、上下層の土の入れ替え、及び埋設。</p> <p>砂場の砂の入替え（※但しH23年度に入替えを実施した公園は除く）、客土。</p> <p>樹木の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草、側溝等の清掃、洗浄、遊具等の洗浄等</p>
	六軒弁天児童遊園		
	木下池田 子どもの遊び場		
	木下町並 子どもの遊び場		
	鎌苅児童遊園		
	造谷児童遊園		
	瀬戸児童遊園		
	師戸児童遊園		
	荒野子どもの 遊び場		
	やわら子ども の遊び場		

(3) 平成24年度～平成25年度

平成24年度～平成25年度						
区分	公園					
実施箇所	公園					
内容	実施日	平成24年度～平成25年度実施				
	実施内容	業者による広場等における表土等の除去、上下層の土の入れ替え、及び埋設。砂場の砂の入替え（※但しH23年度に入替えを実施した公園は除く）、客土。樹木の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草、側溝等の清掃、洗浄、遊具等の洗浄等				
	施設名	大塚前公園	印旛中央公園	大門下児童公園	松山下公園	草深公園
		滝野公園	木下東3丁目公園	原南街区公園	西の原公園	多々羅田公園
		木刈北児童公園	小倉台西街区公園	戸神台東街区公園	戸神台西街区公園	新山児童公園
		城山公園	浅間山公園	中丑西公園	中丑東公園	高花東街区公園
		高花西児童公園	高花公園	西の原北街区公園	木下万葉公園	木下南公園
		まみあな幼児公園	いけした幼児公園	おおた幼児公園	まさか幼児公園	東埜原幼児公園
		西埜原幼児公園	七畝割第一幼児公園	七畝割第二幼児公園	のみうち公園	木下東1丁目公園
		木下東2丁目公園	木下東4丁目公園	かみうし第一幼児公園	かみうし第二幼児公園	なかうし第一幼児公園
		なかうし第二幼児公園	なかうし第三幼児公園	なかうし第四幼児公園	しもうし第一幼児公園	しもうし第二幼児公園
		しもうし第三幼児公園	稲荷谷公園	いなりや第一幼児公園	いなりや第二幼児公園	だいもん下第一幼児公園
		だいもん下第二幼児公園	だいもん下第三公園	だいもん下第四公園	にいやま第一幼児公園	にいやま第二公園
		一番割幼児公園	三番割幼児公園	宿第一公園	宿第二幼児公園	しろやま第一幼児公園
しろやま第二幼児公園		大塚街区公園	木刈東児童公園	木刈中児童公園	木刈西街区公園	

	浦幡新田公園	小倉台東児童公園	武西学園台 街区公園	高花北街区 公園	高花中児童 公園
	高花南児童公園	内野北児童 公園	内野南児童 公園	原山北街区 公園	原山東街区 公園
	原山南児童公園	すなくぼ第 一公園	すなくぼ第 二公園	牧の原公園	滝の杜公園
	みのりの広場公園	ひかりの丘 公園	本埜スポー ツプラザ	松崎台公園	東の原街区 公園
	原東街区公園	原西街区公園	西の原西街 区公園	西の原東街 区公園	松虫姫公園
	萩原公園	いにはの森公園	若萩の丘公園	吉高大谷公園	印旛西部公園
	美瀬の林公園	日だまり公園	かけっこ公園	にぎわい公園	さざなみ公園
	おはよう公園				

平成24年度～平成25年度	
区分	私立幼稚園、保育園、中学校、高校、大学等
実施箇所	建屋、建物周辺、グラウンド、側溝等
内容	施設名
	幼稚園、保育園、 大学その他の私 立学校
	実施日及び実施内容
	協議により検討。

平成24年度～平成25年度			
区分	スポーツ施設		
実施箇所	建屋、建屋周辺、グラウンド、側溝、遊具等		
内容	施設名	実施日	実施内容
	松山下公園	平成24年度～ 平成25年度実施	<p>業者による屋上等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄。</p> <p>雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去、高圧洗浄の実施。</p> <p>アスファルト等のブラシ洗浄の実施。</p> <p>側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去。</p> <p>グラウンド等における表土等の除去及び上下層の土の入れ替え。</p> <p>現場保管の際の残土による現状回復。</p> <p>枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草の実施。</p> <p>除染は原則、空間線量率が高い施設から優先して実施。</p>
	印旛中央公園		
	印旛西部公園		
	本埜スポーツ プラザ		
	高花公園		
	牧の原公園		

平成24年度～平成25年度			
区分	公共施設等		
実施箇所	建屋、建屋周辺、駐車場、駐輪場、玄関、側溝、グラウンド等		
内容	施設名	実施日	実施内容
	市役所	平成24年度～ 平成25年度実施	<p>業者による屋上等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄。</p> <p>雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去、高圧洗浄の実施。</p> <p>アスファルト等のブラシ洗浄の実施。</p> <p>側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去。</p> <p>グラウンド等における表土等の除去及び上下層の土の入れ替え。</p> <p>現場保管の際の残土による原状回復。</p> <p>枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草の実施。</p> <p>除染は原則、空間線量率が高い施設から優先して実施。</p>
	印旛・本埜支所		
	各保健センター		
	各公民館		
	各図書館		
	文化ホール		
	高齢者・障害者福祉施設		
	その他の公共施設		
	道路（通学路）		

平成24年度～平成25年度		
区分	独立行政法人が管理する土地及び施設等	
実施箇所	建屋、建屋周辺、駐車場、駐輪場、玄関、側溝、グラウンド等	
内容	施設名	実施日及び実施内容
	独立行政法人が管理する土地及び施設等	協議により検討

平成24年度～平成25年度		
区分	国、千葉県が管理する土地及び施設等	
実施箇所	建屋、建屋周辺、駐車場、駐輪場、玄関、側溝、グラウンド、道路等	
内容	施設名	実施日及び実施内容
	国、千葉県が管理する土地及び施設等	協議により検討

平成24年度～平成25年度		
区分	一部事務組合が管理する土地及び施設等	
実施箇所	建屋、建屋周辺、駐車場、駐輪場、玄関、側溝、グラウンド等	
内容	施設名	実施日及び実施内容
	印西地区環境整備事業組合	協議により検討

平成24年度～平成25年度		
区分	民地等	
実施箇所	住宅「戸建・集合」、商業施設、工場等、農地、山林	
内容	施設名	実施日及び実施内容
	民有地 (住宅「戸建・集合」、商業施設、工場等)	詳細測定を行い、方針を決定する。 時期については、その時に協議。
	農地、山林 (生活空間に隣接する農地、山林)	

別紙 1

平成23年10月10日災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第1回合同検討会（別添2）

追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方

追加被ばく線量は、空間線量率の測定により確認することができ、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトは、一時間当たりの空間線量率（航空機モニタリング等のNaIシンチレーション式サーベイメータによる）に換算すると、毎時0.23マイクロシーベルトにあたる。

その考え方は、以下のとおり。

追加被ばく線量の考え方

① 事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は毎時0.04マイクロシーベルト、宇宙からの放射線は毎時0.03マイクロシーベルトである。

※ 大地からの放射線、宇宙からの放射線はそれぞれ年間0.38ミリシーベルト、年間0.29ミリシーベルト（文部科学省「学校において受ける線量の計算方法について」（平成23年8月26日））であり、これを一時間当たりに換算（24時間×365日で割る）した数値

② 追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、一時間当たりに換算すると、毎時0.19マイクロシーベルトと考えられる。（1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在するという生活パターンを仮定）

※ 毎時0.19マイクロシーベルト × （8時間 + 0.4 × 16時間） × 365日
= 年間1ミリシーベルト

③ 航空機モニタリング等のNaIシンチレーション式サーベイメータによる空間線量率の測定では、事故による追加被ばく線量に加え、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分が測定されるため、

$0.19 + 0.04 = \underline{\text{毎時 } 0.23 \text{ マイクロシーベルト}}$
が、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトにあたる。

※通常のNaIシンチレーション式サーベイメータでは宇宙からの放射線はほとんど測定されない

※航空機モニタリングに使用する検出器では宇宙からの放射線も検出するが、その分は差し引かれている

印西市放射性物質除染実施計画（素案）に対するパブリックコメント集計結果

1 実施期間 平成24年1月28日～平成24年3月12日

2 意見提出者数 24名

3 提出された意見等

意見番号	項目	意見等（全文）	意見に対する市の考えかた
1	基本的な考え方について	<p>基本的考え方について 特別特措法が施行されたことを受けて除染を実施する、と書かれているのはその通りですが、何のために、という視点があったほうがいいと思います。市民が安心して生活し、とりわけ次世代を担う若者や子供たちの健康を守るためですね。国は年間1ミリシーベルト以下に抑えるべきとしています。これは、外部被爆、内部被爆の合計であるはずなので、空間の線量はより低いことが望ましいです。子供の居る環境はさらに低くする必要があります。だから市独自の除染基準として子供の居る生活空間を地上5cmで毎時0.23マイクロシーベルト未満としたのは、大賛成です。これを単なる努力目標とせず、必ず実現できるという気持ちを含めて、独自基準を設ける理由を明記しておいたほうが、市民にはなぜ国よりも厳しく5cmとするのか、わかりやすいと思います。</p>	<p>国の放射性物質汚染対処特措法に基づき作成する法定計画であり、国の基本方針に基づき、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下とすることを目指し、国の除染関係ガイドラインを踏まえて実施していきます。</p> <p>また、子供への対応を十分配慮することが必要であり、市の方針として、子供の生活空間となる施設に重点をおき、子供の生活空間（幼稚園、保育園、小・中学校）、利用度の高い施設（公園等）を優先して除染を行います。</p> <p>なお、市独自の基準として、子供の生活空間となる施設（幼稚園、保育園、小・中学校、公園）では、部分的に毎時0.23マイクロシーベルト以上となる箇所を市独自の除染推進区域とします。</p> <p>さらに、幼稚園、保育園、小・中学校では、地表面から5cmの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所を除染いたします。</p>
2		<p>流山市では、子供が利用する場所、保育園、幼稚園、小・中学校は、放射線量の数値にかかわらず全施設で表土の除去など除染を実施するそうです。これには子供が遊ぶ民有地も含まれます。これは子供の居る</p>	<p>印西市でも、市独自の基準として、子供の生活空間となる施設（幼稚園、保育園、小・中学校）においては、地表面から5cmでの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となることを目指しますので、1箇所でも毎時0.23マイクロシ</p>

		生活空間では、地表5cmで毎時0.23マイクロシーベルト未満を目指すという市の独自基準を実現するために必要なことで、素晴らしいと思います。ぜひ印西市でも同じよう実施していただけるようお願いします。	ーベルト以上の場合は、その施設が毎時0.23マイクロシーベルト未満になるよう除染いたします。
3		<p>内部被爆に関しては今回触れられていませんでしたが、長期的に年間1ミリシーベルトを目指すということであれば、今回は0.23マイクロシーベルトを目標にされていますが、先々内部被爆分を加算してもっと厳しい値にしてもいいかと思います。</p> <p>数値に反映させないまでも、市民に対して内部被爆について(特に肺に入ってしまう危険性に関して)情報発信する必要はあると思います。～風が強いのでマスクをしましょう・・・とか～</p>	<p>本計画は、国の放射性物質汚染対処特措法に基づいて汚染状況重点調査地域に指定されたことにより、作成する法定計画であるため、法に基づく項目で作成し、国の基本方針に基づき、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下とすることを目指します。</p> <p>また、学校等においては、外で遊んだ後の手洗い、うがいについて、徹底して行うよう指導を行っております。市民の方に対しての情報発信については、今後、検討いたします。</p>
4		<p>施設の後には、速やかに全ての道路の洗浄、継続を！まずは、小さい子供が長時間過ごす公園・幼稚園・小学校の施設の洗浄を優先で除染ですが、各施設の除染が進んだ段階で速やかに全ての道路の洗浄に移って下さい。</p> <p>基準値は、あくまでも、これ位なら大丈夫でしょうという仮定での基準値でしかありません。震災前の、放射線量など気にも止めなかったレベルに限りなく近づいた生活をする為に、2～3年での計画に留まらず継続的に除染の計画を続けて下さい。</p>	<p>道路側溝等の線量が高い場合は、側溝清掃を順次実施しております。</p> <p>また、道路側溝等から出た汚泥等については、現場保管できないため、仮置き場の確保が急務となっております。</p> <p>なお、計画期間については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づいて汚染状況重点調査地域に指定されたことにより、作成する法定計画であるため、法に基づく項目で作成することから、平成23年度を初年度とする3カ年計画です。</p>

5		<p>年間1ミリシーベルト未満という基準は、外部被曝と内部被曝の合計で考えるべき問題であり、内部被曝を考慮に入れると、除染目標を最低でも0.08マイクロシーベルト未満程度にお願いしたい。</p>	<p>本計画は、国の放射性物質汚染対処特措法に基づいて汚染状況重点調査地域に指定されたことにより、作成する法定計画であるため、法に基づく項目で作成し、国の基本方針に基づき、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下とすることを目指します。</p> <p>市としては、年間1ミリシーベルト以下を目指すことは、妥当なものであると考えております。当面は、国の方針に従い外部被曝分として、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となることを目標として取り組むとともに、内部被曝もできるだけ低減するように食品の放射性濃度の測定体制を強化いたします。</p>
6		<p>除染基準となる毎時0.23マイクロシーベルトについて</p> <p>市の測定では学校等で数箇所測定していますが、毎時0.23マイクロシーベルトを1箇所でも越えた場合全体の除線対象とされていますでしょうか。</p>	<p>市独自の基準として、子供の生活空間となる施設（幼稚園、保育園、小・中学校）においては、地表面から5cmでの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となることを目指しますので、1箇所でも毎時0.23マイクロシーベルト以上の場合は、その施設が毎時0.23マイクロシーベルト未満になるよう除染いたします。</p>
7	<p>除染実施状況等の公表について</p>	<p>7ページ 8. その他 (3) 実施状況の公表・除染の実施状況については、結果を公表するだけで無く事前に個別の予定日が判明した時点で具体的な実施予定日を公表して頂きたい。また結果の公表にあたっては、実施範囲（敷地内の実施部分と未実施部分が分かるように）、実施前線量、実施後線量等も含めて頂きたい。あわせて、広報、ホームページだけでなく、実際に対象施設を使用される方がすぐに確認できるよう対象施設においても掲示等を行なっていただきたい。</p>	<p>実施状況の公表ということで、本計画に基づく、放射線量の測定結果、実施予定日も含め除染作業の実施状況については、広報、ホームページ等により随時公表します。と明記してありますので、今後、広報の1ページの紙面を使い、詳しい情報発信をいたします。</p> <p>なお、実施状況については、実施予定日も含むものです。</p> <p>また、対象施設の掲示等についても今後、検討いたします。</p>

8		<p>24年度、25年度の除染スケジュールが具体的ではありません。優先順位をつけることは書いてありますが、どのように進めるのかはわかりません。予算の関係もあると思うので、どう進めるのかスケジュールを具体的に示してください。私立幼稚園、保育園、大学その他私立学校については、協議検討だけでなく、具体的な提案をしてください。</p>	<p>平成24年度のスケジュールについては、国に補助金交付申請し、補助金交付決定後に、除染作業を実施する予定ですので、詳細が決まり次第、別途お知らせいたします。</p> <p>私立の幼稚園、保育園は既に除染作業を実施しております。その他の私立の学校等については、除染方針や方法について協議します。</p>
9		<p>除染状況については随時広報・ホームページで公表するとありますが、なるべく詳しい情報をあらゆる媒体で公表していただきたいと思えます。</p> <p>除染状況だけでなく、除染計画・放射線量の推移(定期的に測定されることなので)を回覧板・場合によっては折込にいれるとかは出来ないでしょうか？</p> <p>防災無線を使うのもいいのではないのでしょうか。広報にはいつも小さくしか掲載されませんが、もっと紙面を増やして詳しく掲載していただきたいです。</p>	<p>放射線の情報等につきましては、市ホームページや広報で公表しております。</p> <p>今後、広報の1ページの紙面を使い、詳しい情報発信をいたします。</p>
10		<p>33ページ 9. 除染実施スケジュール(3) 平成24年度～平成25年度区分 公園・草深公園等の芝生の公園について、表土等の除去、上下層の土の入れ替え等を実施後の芝張りによる原状回復について他の区分と同様に明記すべき。</p>	<p>除染等の措置については、原則として国の除染関係ガイドラインに示す方法及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の中から施設に応じた除染方法で実施していきます。</p>

11	民有地の除染について	<p>私有地の除染ですが・・・詳細に測定を行えば時間が掛かりますので、まずは標高の高いところから行うのはどうでしょうか？</p> <p>また、住民個人でも出来る除染方法を発信できないでしょうか？</p>	<p>民有地の除染につきましては、国の支援内容等に不明な点が多いため、今後、環境省等と協議を進め、別途お知らせいたします。</p> <p>除染の実施については、別途皆様にお知らせいたします。</p>
		<p>それと、除染にはかなりのノウハウが必要と聞きます。</p> <p>大手の住宅建設業者にはそれがあるとか。市の業者に研修してもらい、それを印西市が公認するというのはどうでしょうか？</p> <p>市民は助成金で、きちんと除染が出来る業者に依頼できるという仕組みは出来ないでしょうか。〇〇工務店など、どうでしょうか。</p>	<p>個人でもできる除染方法については、環境省から除染関係ガイドラインが策定され、除染方法について、明記されていますので、そちらを参考に除染等を実施することが妥当と考えられます。</p> <p>なお、除染作業にあたっては、厚生労働省の定める電離放射線障害防止規則に基づく除染業務特別教育を受講した業者を選定し、当該規則に基づいて安全に作業を行なわなければなりません。</p> <p>民有地の除染につきましては、市が実施者で除染を実施した場合に、国の補助金の対象になりますので、今後の民有地の除染については、市が実施者で除染をする予定です。また、民有地の除染については、国の支援内容等に不明な点が多いため、今後、環境省等と協議を進め、別途お知らせいたします。</p>
12		<p>民有地の放射線測定の地表面からの高さについて （計画素案の該当箇所…1ページの1. 基本的な考え方について） 基本的には地表面から1mの高さ （幼児、小学校等子供の生活空間は50cm。市独自に5cm）で測定とあるが、民有地の家庭の庭地等も、地表から1mの高さで生活している訳ではないので、地表面5cmの高さで測定すべきである。</p>	<p>民有地の高さの除染の基準のつきましては、国の支援内容等に不明な点が多いため、今後、環境省等と協議を進め、別途お知らせいたします。</p>

13		<p>民有地の除染実施スケジュールについて (計画素案の該当箇所…8ページからの9. 除染実施スケジュールの項の38ページ目)「詳細測定を行い、方針を決定する。時期についてはその時に協議する。」とあるが、この記述では曖昧過ぎて実行されるか不安である。5W1Hに基づいて、誰が、何時、何処で、何を、どのように、どのような考え方で詳細測定を行うのか、もう少し具体的に記述すべきである。例えば下記のように記述することを提案する。</p> <p>除染対象となる学校や公園と同地区にある民有地も同程度の汚染状態にあると推測されるが、除染は公共施設を優先とし、民有地は24年10月から放射線測定を開始する。測定は民有地所有者の申請に基づき市が実施し、毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所は除染対象とする。具体的な除染方法と時期は市と民有地所有者とで協議する。</p>	<p>民有地の除染につきましては、具体的に記述すべきである。というご意見を受けまして、除染実施計画中のP7 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期の中で、詳細測定を実施し、平成24年度から除染することで明記しました。</p> <p>また、民有地の除染につきましては、子供のいる家庭、子供の利用する施設の優先度は高いと認識はしておりますので、除染の実施については、国の支援内容等に不明な点が多いため、今後、環境省等と協議を進め、別途お知らせいたします。</p> <p>また、除染方法につきましては、除染等の措置については、原則として国の除染関係ガイドラインに示す方法及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の中から施設に応じた除染方法を進めていきます。</p>
14		<p>私有地の除染方針は、これから決定する予定という話ですが、市民の要望として 一戸建ての除染内容に庭の土の入れ替えを対応範囲として入れてほしい。芝生をはがし、土壌を入れ替えなければ、除染の効果をあげることは難しいと思う。市民が行うことが難しいことを対処してほしい。</p> <p>直接市ができないのであれば市民が対処した費用を助成金として補助してほしい。</p>	<p>民有地の除染内容につきましては、原則として国の除染関係ガイドラインに示す方法及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の中から施設に応じた除染方法を進めていきます。</p> <p>民有地の除染につきましては、面的な表土の除去等については、要綱等には明記されておりませんので、今後、市としても、民有地の除染について、表土等の剥ぎ取りの実施、除染に伴い発生する除去土壌等の仮置き場の設置など、国に要望等をしていきたいと考えております。</p> <p>また、国から示されています民有地の除</p>

			<p>染内容は下記のとおりです。</p> <p>(住宅「戸建」)</p> <p>家屋の除染</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面等の清掃、拭き取り、 ・雨樋等の清掃、洗浄 ・汚泥の除去 <p>コンクリート等の除染</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去草木除去 ・枝葉の剪定、落葉の除去、除草 <p>(住宅「集合」、商業施設、工場等)</p> <p>建屋の洗浄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上、壁面の清掃、拭き取り ・雨樋等の清掃、洗浄 <p>アスファルト等の除染</p> <ul style="list-style-type: none"> ・側溝等の清掃、洗浄 <p>草木除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
15		<p>一部事務組合所有物件、民有地などの対応が不明です。とくに子供がスポーツや遊び場で集まる民有地などはどう進めるのかわかりません。適切に対応するよう具体的に明記してください。</p>	<p>一部事務組合（環境整備事業組合）とも計画策定時に協議しておりますので、平成24年度～平成25年度に一部事務組合が除染を実施いたします。</p> <p>また、民有地の除染につきましては、子供のいる家庭、子供の利用する施設の優先度は高いと認識はしておりますが、国の支援内容等に不明な点が多いため、今後、環境省等と協議を進め、別途皆様にお知らせいたします。</p>
16		<p>5ページ</p> <p>戸建住宅 除染作業等の内容に、・庭等における表土等の上下層の入替えを入れていただきたい。</p>	<p>民有地の除染内容につきましては、原則として国の除染関係ガイドラインに示す方法及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の中から必要なものを選定し実施しますので、面的な表土の除去等については、要綱等に明記されておられませんので、今後、市としても、民有地の除染につきましては、表土等の剥ぎ取り等の実施、除染に伴い発生する除去土壌等の仮</p>

			置き場の設置など、国に要望等をしていきたいと考えております。
17		<p>9. 除染実施スケジュール</p> <p>(3)平成24年度～平成25年度 区分 民地等・民有地について、実施の時期や内容によっては所有者自らが除染を実施することも検討しなければならないため、早期の方針決定が必要。他の区域同様、優先的に子供のいる世帯、子供の利用する施設について早急に検討していただきたい。検討にあたっては方針決定後に市民に知らせるのではなく、検討段階から市民の意見を取り入れていただきたい。</p>	<p>民有地の除染につきましては、子供のいる家庭、子供の利用する施設の優先度は高いと認識はしておりますが、国の支援内容等に不明な点が多いため、今後、環境省等と協議を進め、別途皆様にお知らせいたします。</p>

18	<p>民家、特に木造の現住建造物及びその周辺地の除染に関する要請</p> <p>民家及び民有地の除染方針は、まだ決定されていないようですが、これらの除染を優先して実施していただきたいと考えます。</p> <p>1日のうちで、子供を含めた印西市の住民が最も長い時間を過ごす場所は、一般的にはそれぞれの住居のはずです。</p> <p>また、住居が木造住宅の場合、屋外からのガンマ線に対する遮蔽率は、鉄筋コンクリート造りの建物の遮蔽率よりも通常は低いとされています。</p> <p>従いまして、住民が1日に受ける外部被曝のうちで、住居における外部被曝量は、他場所（例えばオフィスビル等の職場、学校、幼稚園、図書館などの公共施設）における被曝量に比して最も大になると危惧しています。</p> <p>このように民家における外部被曝は、住民の健康に対する重大な問題であると考えますので、民家及び周辺地の除染計画を早急に作成していただき、優先順位を上げて実施していただけますよう、お願いいたします。</p>	<p>民有地の除染につきましては、子供のいる家庭、子供の利用する施設の優先度は高いと認識はしておりますが、国の支援内容等に不明な点が多いため、今後、環境省等と協議を進め、別途皆様にお知らせいたします。</p> <p>本計画は、国の放射性物質汚染対処特措法に基づき作成する法定計画であり、国の基本方針に基づき、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下とすることを目指します。</p> <p>市としては、年間1ミリシーベルト以下を目指すことは、妥当なものであると考えております。当面は、国の方針に従い外部被ばく分として、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となることを目標として取り組むとともに、内部被ばくもできるだけ低減するように食品の放射性濃度の測定体制を強化いたします。</p>
----	--	--

19		<p>住宅において線量の高いところは数多く存在するものと推測されます。</p> <p>5.除染の実施主体に「私有地」が含まれており、9.除染実施スケジュール（3）平成24年度～25年度にて民地等の区分の内容に「詳細測定を行い、方針を決定する。時期については、その時に協議」とあります。この文章から「詳細測定は平成24年度から実施を開始し、除染の方針を決定する。除染の時期の時期については、その都度協議する」と解釈します。</p> <p>具体的にどのようなルールのもとで詳細測定を実施するのか、明記して頂きたい。</p> <p>4. 優先順位の考え方の第一に「子供の生活空間」とあり、子供の住む住居は優先度を高くし、対応してもらいたいと考えます。</p>	<p>私有地の除染につきましては、子供のいる家庭、子供の利用する施設の優先度は高いと認識はしておりますが、国の支援内容等に不明な点が多いため、今後、環境省等と協議を進め、別途皆様にお知らせいたします。</p> <p>また、除染の前には、環境省の除染関係ガイドラインに沿った適切な方法で、詳細測定を予定しております。</p>
20		<p>9. 除染実施スケジュール （3）平成24年度～平成25年度 区分 民地等</p> <p>・私有地について除染作業そのものの優先度が一律低い訳では無く子供が使用する施設もある。実施の時期や内容によっては所有者自らが除染を実施することも検討しなければならないため、早期の方針決定が必要。検討にあたっては方針決定後に市民に知らせるのではなく、検討段階から市民と意見交換をしながら進めるべき。</p>	<p>私有地の除染につきましては、子供のいる家庭、子供の利用する施設の優先度は高いと認識はしておりますが、国の支援内容等に不明な点が多いため、今後、環境省等と協議を進め、別途皆様にお知らせいたします。</p>

21		<p>商業施設や私有地の除染是非、市主導の下公共場所と同じようなスピードで除染をして頂きたい。</p> <p>特に人が集まる商業施設や北総線の線路敷地、住宅地に近い更地等</p>	<p>商業施設や私有地の除染につきましては、子供のいる家庭、子供の利用する施設の優先度は高いと認識はしておりますので、私有地の除染につきましては、国の支援内容等に不明な点が多いため、今後、環境省等と協議を進め、別途皆様にお知らせいたします。</p> <p>なお、北総鉄道の線路敷地につきましては、除染実施計画では除染対象区域外です。</p> <p>また、住宅地に近い更地につきましては、所有者が除染を実施することになっております。</p>
22	私立幼稚園等について	<p>計画の内容は、子供対象施設を優先して考えてあり、ありがたく思います。計画後は、できるだけ早急に、作業して頂きたいと思っております。なお、私立の幼稚園・学校等への対応についてですが、基本的に、公立と同等の対応を希望致します。施設管理者は、放射線物質について詳しくは、関心があるとは限りません。市の方から、積極的に情報を提供して頂き、早期に協議の上、除染が実施されることを、希望致します。</p>	<p>私立の幼稚園、保育園につきましては、平成23年度にほとんどの施設で除染を実施しており、放射線量についても、市のホームページで公表しておりますが、まだ、施設によっては、市が目指す除染の目標値以上の線量の箇所が部分的にありますので、公立、私立いずれの幼稚園・保育園でも除染目標が達せられるよう、平成23年度から実施している市独自の補助を平成24年度に大幅に拡充し、私立の幼稚園、保育園の除染を速やかに進めることとしております。</p>
23		<p>34ページ</p> <p>私立幼稚園、保育園、中学校、高校、大学等の実施日及び実施内容→協議により検討としている事について公立私立に関わらず印西市に暮らす同じ子供です。私立であるために時期が遅れるようなことがないように早急に協議をしていただきたい。施設自身で作業を行う事になった場合も、費用の問題で時期が遅れる事のないように協議をまた、ガイドラインに沿った内容で行わ</p>	<p>私立の幼稚園、保育園につきましては、平成23年度にほとんどの施設で除染を実施しており、放射線量についても、市のホームページで公表しておりますが、まだ、施設によっては、市が目指す除染の目標値以上の線量の箇所が部分的にありますので、公立、私立いずれの幼稚園・保育園でも除染目標が達せられるよう、平成23年度から実施している市独自の補助を平成24年度に大幅に拡充し、私立の幼稚園、保育園の除染を速やかに進めることとしております。</p>

		れるように指導を行って欲しい。	
24		<p>私立幼稚園についてですが、協議により検討となっていますが、子供の健康に公立も私立も関係ありません。</p> <p>印西市内の子供の生活空間となる施設と言うことで、ぜひ平等に除染が進むように働きかけてください。</p> <p>子供にとって、個人経営とか関係ありませんので、よろしくお願い致します。</p>	<p>私立の幼稚園、保育園につきましては、平成23年度にほとんどの施設で除染を実施しており、放射線量についても、市のホームページで公表しておりますが、まだ、施設によっては、市が目指す除染の目標値以上の線量の箇所が部分的にありますので、公立、私立いずれの幼稚園・保育園でも除染目標が達せられるよう、平成23年度から実施している市独自の補助を平成24年度に大幅に拡充し、私立の幼稚園、保育園の除染を速やかに進めることとしております。</p>
25		<p>私立幼稚園等の実施内容も早急に決めてください。もう原発事故から1年です。その間子供達は無用な被曝をし続けていることを忘れないで欲しい。</p>	<p>私立の幼稚園、保育園につきましては、平成23年度にほとんどの施設で除染を実施しており、放射線量についても、市のホームページで公表しておりますが、まだ、施設によっては、市が目指す除染の目標値以上の線量の箇所が部分的にありますので、公立、私立いずれの幼稚園・保育園でも除染目標が達せられるよう、平成23年度から実施している市独自の補助を平成24年度に大幅に拡充し、私立の幼稚園、保育園の除染を速やかに進めることとしております。</p>
26		<p>除染の具体的実施計画が作れら、少し安心しました。</p> <p>長期の対応となり大変だと思いますが宜しくお願い致します。</p> <p>私立幼稚園は対象になっていないようですが、地域的にも市立幼稚園に通える子供は限定されており、市民への平等の対応という観点からも、私立幼稚園も含めた対応をお願い致します。</p>	<p>私立の幼稚園、保育園につきましては、平成23年度にほとんどの施設で除染を実施しており、放射線量についても、市のホームページで公表しておりますが、まだ、施設によっては、市が目指す除染の目標値以上の線量の箇所が部分的にありますので、公立、私立いずれの幼稚園、保育園でも除染目標が達せられるよう、平成23年度から実施している市独自の補助を平成24年度に大幅に拡充し、私立の幼稚</p>

			園、保育園の除染を速やかに進めることとしております。
27		<p>この度は印西市における除染計画作成並びにパブリックコメントの実施をありがとうございます。除染計画の内容は全体的に納得ができるものであり、子供の生活への配慮を行なっていただいたことがよくわかるものでした。</p> <p>一点だけ意見させて下さい。私立幼稚園における表土除去などの除染計画には、協議により検討とあります。私立幼稚園に通う児童も同じ印西市民であるので等しく対策を行なっていただきたいです。よって、”他の園と同等の対策を市が率先して一律に提供する”姿勢で、園にとって不利益が発生するなど特別な理由がない限り実施するつもりで協議を行なっていただきたいと存じます。</p> <p>どうかよろしく願いいたします。今後は除染の実施結果とその他の放射線対策を期待しております。</p>	<p>私立の幼稚園、保育園につきましては、平成23年度にほとんどの施設で除染を実施しており、放射線量についても、市のホームページで公表しておりますが、まだ、施設によっては、市が目指す除染の目標値以上の線量の箇所が部分的にありますので、公立、私立いずれの幼稚園・保育園でも除染目標が達せられるよう、平成23年度から実施している市独自の補助を平成24年度に大幅に拡充し、私立の幼稚園・保育園の除染を速やかに進めることとしております。</p>
28	公園の除染について	<p>33ページ 9. 除染実施スケジュール(3)平成24年度～平成25年度区分 公園・草深公園等の芝生の公園について、表土等の除去、上下層の土の入れ替え等を実施後の芝張りによる原状回復について他の区分と同様に明記すべき。</p>	<p>除染作業の内容といたしましては、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要領の2-2比較的線量の低い地域の中の除染対象によって、除染作業等も内容も違ってきますので、公園については、公共施設のうち、学校等子供が長時間生活するものの除染内容を明記しました。</p>
29		<p>市内の公園について。</p> <p>芝生の部分に関しては土の入れ替え、芝の張替えを行わないのでしょうか。</p>	<p>公園の除染につきましては、広場等における表土等の除去、上下層の土の入れ替え及び埋設としており、表土等には芝生も含まれておりますので、線量の高い公園につ</p>

		<p>個人で線量を測った際には、芝の部分も比較的高く出ていると感じます。</p> <p>寝転がったり座ったり、子供にとっては直接触れやすい場所です。</p> <p>面積が広く作業も大変になるかと思いますが、計画に盛り込んでほしいと思います。</p>	<p>きましては、上記内容のとおり除染いたします。</p>
30		<p>県立の公園についてです。県立ですから、県の管轄です。っというのはごもっともですが、内野小学校はマラソン大会を県立の花の丘公園で行っています。</p> <p>学校の行事で使う場所に関しては、市の管轄ではありません。で済ませないで頂きたいです。子供は、学校の行事で強制的に被ばくさせられてしまいます。ぜひ、県の管轄の場所についてもしっかり除染計画に入れてください。</p>	<p>県立公園の花の丘公園については、管理者は、千葉県です。</p> <p>除染実施計画の中でも、千葉県が管理する土地及び施設については、施設管理者が除染実施主体と明記してありますので、今後、千葉県と協議しながら除染を進めてまいります。</p>
31		<p>公園などの放射線量を測定して公表して頂いておりますが、公園そのものに、数値を示す立て札のようなものを設置すべきではないかと考えます。</p> <p>そして除染作業に従い、立て札・数値を更新していくのはどうでしょうか。</p> <p>放射線に関する情報は自分から取りに行かないとなかなか手に入らないものです。</p> <p>気にしていない人（子供）がいつの間にか被曝し、年間1ミリを超えてしまうことを、行政の立場としては防がなければならないと思います。</p>	<p>公園での測定結果の公表につきましては、全ての公園で入口付近、又は案内看板にて測定結果を掲載しております。</p>

32	道路側溝の除染について	<p>通学路以外の道路の除染に関する要請</p> <p>「印西市放射性物質除染実施計画(案)」では、公共施設等の除染を対象として通学路以外の道路が記されていないようですが、公共の道路、特に住宅地の生活道路の側溝等は、通学路ではなくても、除染対象にして直ちに除染を行うべきと考えます。</p> <p>下記資料によれば、雨水の流れ込む道路の側溝及びその周辺は、ホットスポットが生じる可能性が高く、除染を先送りしないで、直ちに除染すべき所のひとつとされています。</p> <p>実際、拙宅の敷地に接した市道の側溝上で放射線量率を測定しましたところ、約毎時0.43マイクロシーベルトでした。</p> <p>印西市のような放射線物質で汚染されたホットエリアでは、高い放射線量率を示す側溝が、通学路以外でも多数散在していると考えられます。</p> <p>ちなみに、拙宅近辺の道路沿いでは、子供たちがボール遊びなどをして毎日遊んでいます。</p> <p>外部被爆をできるだけ抑制するため、このような場所の除染を速やかに実施していただきますようお願いいたします。</p>	<p>道路側溝等の線量が高い場合は、ご連絡等をいただき、側溝の線量を再計測後、線量が高ければ、側溝清掃を順次実施しております。</p> <p>なお、道路側溝等から出た汚泥等については、現場保管ができないため、仮置き場の確保が急務となっております。</p>
33		<p>住宅周りの側溝の数値について</p> <p>戸神台の戸建て住宅の側溝周りの数値が高くなっています。</p> <p>除染作業を進めると、その数字はますます高くなると予想できます。</p> <p>速やかな対策計画を、お願いします。</p>	<p>道路側溝等の線量が高い場合は、ご連絡等をいただき、側溝の線量を再計測後、線量が高ければ、側溝清掃を順次実施しております。</p> <p>なお、道路側溝等から出た汚泥等については、現場保管ができないため、仮置き場の確保が急務となっております。</p>

34		<p>近隣住民から自宅の側溝付近の放射線量が高いという連絡がありました。</p> <p>幼児のいる世帯が多いエリアであり、自分たちだけで対処するには限界もあるので早急に対応してほしい。</p>	<p>道路側溝等の線量が高い場合は、ご連絡等をいただき、側溝の線量を再計測後、線量が高ければ、側溝清掃を順次実施しております。</p> <p>なお、道路側溝等から出た汚泥等については、現場保管ができないため、仮置き場の確保が急務となっております。</p>
35	汚染土壌等の一時保管	<p>除去した土砂の保管にあたっては、二次汚染の無いよう、配慮をお願いいたします。特に子供が集まる場所の保管は、定期的なモニタリングが必要だし、近づかないよう、子供に分かるように掲示をしてください。</p>	<p>除染実施計画の「8. 除去土壌等の保管及び管理について」に明記しております。</p> <p>除去土壌等の保管及び管理は、安全確保と周辺環境の二次的汚染を起こさないよう、環境省の除染関係ガイドライン、廃棄物関係ガイドライン（平成23年12月第1版）に沿った適切な方法により実施していきます。</p>
36		<p>除染で発生した汚染物は東京電力の敷地に運搬する。</p> <p>（汚染者負担の原則）</p>	<p>除染で発生した除去土壌等の処分も含め今後、東京電力に賠償等を求めて行きます。</p>
37	除染方針について	<p>道路、側溝も対象になっていますが、除染対象となる区域を示した地図がありません。これは例えば「大森の一部」とされても、どこを指すのかわかりませんし、そこに住む住民にも理解してもらわないといけません。効率的に作業をすすめるために、放射線量マップの作成が欠かせないと思います。</p>	<p>除染実施計画の策定時に、マップを添付いたします。</p>
38		<p>地域への事前説明、了解などをどのようにされるのでしょうか。道路交通や生活への一時的影響が考えられます。除染計画の中に盛り込んでください。</p>	<p>本計画に基づく、放射線量の測定結果、除染作業の実施状況については、広報、ホームページ等により随時公表します。</p>
39		<p>特措法に基づく管理台帳の作成を明記してください。</p>	<p>除染実施計画中の8. 除去土壌等の保管及び管理について環境省の除染関係ガイドライン、廃棄物関係ガイドライン（平成23年12月第1版）に沿った適切な方法により実施していきます。</p>

40	<p>より厳しい基準での除染計画に感謝していますが、</p> <p>1. 特に学校は、早期に実現できるようにお願い致します。砂場や側溝などより、より多くの時間を過ごす校庭を優先して除染して欲しいです。</p> <p>2. 学校の除染作業は、児童・生徒の安全を必ず確保するように、徹底してください。</p> <p>例えば柏市では、以下のように配慮することです。強風時は作業を中断します。砂埃が舞い上がらないよう状況に応じて水撒き等の措置をとります。校庭表土の除去作業期間中と高圧洗浄作業中の児童の屋外活動は禁止します。作業中は、教室等の窓を閉めます。</p> <p>※気温や室温に注意しながら、健康を損なわない範囲で実施します。</p> <p>また、業間休みや昼休みは工事を中断しますので、その際、窓を開けて空気の入替えを行います。</p> <p>作業中はガードマンを配置し、児童が作業現場へ近づかないよう配慮します。また、学校でも児童への指導を行います。</p> <p>3. 学校内で、授業で作物を育てる畑の除染対策もしっかりおこなって下さい。種などを巻く前、春休み中などに、土の入替えなど必要な措置をお願い致します。</p> <p>4. また、我孫子市のように、学校で栽培した物もきちんと検査してから食する体制を整えてください。</p>	<p>除染の実施につきましては、環境省の除染関係ガイドライン、廃棄物関係ガイドライン（平成23年12月第1版）に沿った適切な方法により早急に校庭等の除染を実施していきます。</p> <p>学校生活につきましては、各学校の実態に依りて、対応しております。留意事項に関しましても、既に同様の対応をしております。</p> <p>今後、除染の進捗状況を見ながら対応して参りたいと考えております。</p> <p>給食の食材に関しましては、納入業者を絞り、信頼のおける業者のみと取引をしており、安全証明書等の添付を義務付けております。産地につきましても、複数の産地の中からより安全性が高いものを選んで使用しております。</p> <p>食材の放射能測定につきましては、市に配備されております放射能測定器を使い、食品1kg当たり20ベクレルを検出下限</p>
----	---	---

	<p>さつまいもで検出されたので、使用しなかった事例もあります。</p> <p>5. 小倉台小学校には、ピオトープがあります。自然環境の保持と除染とは相反すると思われませんが、除染作業を優先させて下さい。学内活動も盛んに行われている様子で、表彰されたばかりですが、まず児童の安全を第一に除染を考えてください。</p> <p>6. 除染作業が終了し安全になるまで、学校での屋外の活動は、気をつけてくださるようお願いいたします。柏市では、教育委員会から保護者に文書が配布されています。虫取りや落ち葉などを用いた活動を避ける、体験学習実施の工夫など明記されています。また運動会の練習や昼食などについても注意されています。印西市でも是非、教育委員会からの指導の下、徹底して欲しいです。遠足や旅行なども配慮して下さい。</p> <p>7. 汚染状況重点調査地域に指定され、これだけの大規模な除染が必要な環境下で、地産地消中心の給食は疑問です。除染の必要がなくなるまで、非汚染地域、せめて千葉県内南部などの米・野菜などを使用して欲しいです。また、給食食材の検査の検出下限をもっと下げて、精度をあげて欲しいです。一食まるごと検査も外注して検査していただきたいです。また、食材の産地公表の品目が少なすぎるので、果実類、乾物類なども公開してください。事前に産</p>	<p>値に、週2回、1回につき5品目の食材を測定しております。</p> <p>検出下限値を下げることにつきましては、限られた時間の中で測定していることから、測定に時間がかかるため品目数を減らさないといけないこと、皮をむいたり、洗ったり、調理したりすることによって、大幅に低減するため、ほとんど数値に差がなくなることなどから、現時点では変更の予定はございませんが、今後、国の基準等が変更されれば対応して参ります。</p> <p>地産地消につきましては、印西市産の米や野菜等の生鮮品については農政課と協力して測定に取り組んでいるため、東葛地域の自治体よりも測定品目数は多い状況でございます。測定開始以来、検出下限値を超える食材は出ておりません。地域の食材を長期にわたり細かく測定していきながらデータを収集していった方が、より安全性が確保されるのではないかと考えております。</p> <p>福島県的那須川市や郡山市でも、地産地消の推進を積極的に進めており、測定に努めながら地元の食材を積極的に使用しているとのことです。</p> <p>今後も食品の放射能等に関する情報収集に努めながら、安全で安心な給食の提供に努めて参りたいと考えております。</p>
--	--	---

	<p>地を予定でも公開して欲しいです。高い数値の出ている椎茸なども使用しないで欲しいです。汚染されているのですから、外部被爆の多い分、内部被爆には細心の注意を払ってください。</p> <p>8. 約一年たってからの除染ですので、健康状況などの検査体制も整えて頂きたいです。昨年実施した実証実験を踏まえ、より効果のあった方法(例えば深刈りよりも天地返し)にて対策して下さるようお願いいたします。</p> <p>9. 私立幼稚園や保育園も、同様の基準で除染して下さい。市立の環境が乏しいので、大多数が私立に通っているのが現状と思います。</p> <p>10. 民有地についても、汚染土の保管場所など提供していただけるとありがたいです。</p>	<p>国の放射性物質汚染対処特措法に基づき作成する法定計画であり、国の基本方針に基づき、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下とすることを目指します。</p> <p>私立の幼稚園、保育園につきましては、平成23年度にほとんどの施設で除染を実施しており、放射線量についても、市のホームページで公表しておりますが、まだ、施設によっては、市が目指す除染の目標値以上の線量の箇所が部分的にありますので、公立、私立いずれの幼稚園・保育園でも除染目標が達せられるよう、平成23年度から実施している市独自の補助を平成24年度に大幅に拡充し、私立の幼稚園、保育園の除染を速やかに進めることとしております。</p> <p>民有地の除染に伴い発生する除去土壌等については、最終処分が可能となるまでの間は、原則として除染関係ガイドラインに沿って除染を実施した施設の敷地内において適切に管理(現場保管)することを基本とします。</p> <p>除去土壌等の保管及び管理は、安全確保と周辺環境の二次的汚染を起こさないよう、環境省の除染関係ガイドライン、廃棄物関係ガイドライン(平成23年12月第1</p>
--	---	---

		<p>1 1. 早期の除染を望みますが、時間もかかることですので、屋内で遊べる環境も拡充して下さい。</p>	<p>版)に沿った適切な方法により実施します。</p> <p>除染実施計画の期間は平成23年度から平成25年度としておりますが、出来る限り前倒して推進していきます。</p>
4 1		<p>除染作業中の安全対策の徹底をお願いします。今でも学校によって、対策に差がある様なのでそういった事の無いように指導をしていただきたい。</p>	<p>除染作業をする場合は、厚生労働省が示した「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」に則して行うものとします。</p>
4 2		<p>芝の処理に対する補助を是非お願いします。</p> <p>芝を剥がさなければ、放射線量はほぼ下がりません。逆に、芝をはがせば放射線量はかなり下げられるのではないかと思います。戸建て部分の芝をはがせば、住宅街全体の道路部分の数字まで下げられます。</p> <p>公園の芝を剥がせば、その周りの道路部分の数字も下げられます。芝に吸着している放射線量を根本的に下げるとは、手間はかかりますが結局の所、効率的です。芝を刈る労力を、初めからはがす労力に回した方が賢明ではないでしょうか。そのため、アナウンス、補助を是非お願いしたいです。</p>	<p>ご提案の件につきましては、国からの補助対象の民有地の除染等の内容に、表土等の剥ぎ取りはありません。</p> <p>また、除染に伴い発生する除去土壌等については、最終処分が可能となるまでの間は、原則として除染関係ガイドラインに沿って除染を実施した施設の敷地内において適切に管理（現場保管）することを基本としておりますので、敷地内で保管をお願いいたします。</p> <p>なお、市といたしましても、今後、国等に表土の剥ぎ取りの実施についても、補助対象と認めるよう、仮置き場の設置も含め要望等してまいります。</p>

43	<p>これまで、子供の生活空間となる施設（幼稚園、保育園、小・中学校）の空間放射線量および積算放射線量の測定や除染などを行ってきたと思いますが、これからは民有地（住宅「戸建・集合」、商業施設、工場等）や農地、山林（生活空間に隣接する農地、山林）等についても早々に、空間放射線量の測定や必要な場合は除染等を行なっていただきたいと思ひます。</p> <p>「空間放射線量の測定について」</p> <p>①「集合住宅」「戸建」⇒それぞれの自治会または管理組合組織に依頼</p> <p>②商業施設・工場等・農地・山林⇒所有者に依頼。困難な場合のみ、市の担当者が協力して行なう</p> <p>③高線量の場所⇒市の担当者が再度計測して確認除染について」 国が示した特別措置法に汚染された土壌の除染までは含まれていないようです。</p> <p>土壌の除染で表土等を除去するだけでは、どんどん汚染物質が貯まりその保管場所も満杯になります。土壌の除染については、①表土等の除去、②上下層の土の入替えを行ない、高線量の場合を除き原則現場保管がいいのではと思ひます。</p>	<p>民有地の除染につきましては、子供のいる家庭、子供の利用する施設の優先度は高いと認識はしており、民有地の除染は、国の支援内容等に不明な点が多いため、今後、環境省等と協議を進め、別途お知らせいたします。</p> <p>表土等の除去につきましては、除染に伴い発生する除去土壌等については、最終処分が可能となるまでの間は、原則として除染関係ガイドラインに沿って除染を実施した施設の敷地内において適切に管理（現場保管）することを基本とします。</p> <p>また、除染方法につきましては、除染等の措置については、原則として国の除染関係ガイドラインに示す方法及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の中から施設に応じた除染方法を進めていきます。</p>
----	--	---

44		<p>除染作業の時間 今後、学校等で除染作業が行われる場合、作業の予定時間はその学校等の除染場所に伝わるのでしょうか。出来れば児童がいない時間での作業をお願いしたい。</p>	<p>学校の休業日だけでは、速やかな除染作業ができないため、作業時間を限定することは難しいと考えております。</p>
45		<p>継続的な測定調査や、必要に応じて見直し、評価検証も必要になるかと思えます。実施主体は印西市となっていますが、漠然としています。計画の進行管理は誰が行うのか、責任の所在を明らかにし、確実に遂行するために、市長のもとに「対策会議」（我孫子市の例です）などの機関が必要になると思えます。ぜひ宜しくお願いします。</p>	<p>除染実施計画の進行管理は、市が行います。</p>
46		<p>4. 除染後のマップ 地図上で解り易く“除染済み”が解るようなマップを作って頂きたい。 経験のない事故処理という事で相当な予算・労力となる事は重々承知しており、そんな中このような期待できる計画案を出して頂いた事に大変感謝しております。 何卒、宜しくお願い致します。</p>	<p>現在市では、ホームページにて印西市内放射線量測定MAPを公開しており、ご指摘につきましては、今後、検討いたしますので宜しくお願いいたします。</p>
47		<p>印西市内の国・県の所有地に関しては主体が各所有機関になることですが、国・県より権限を一任してもらうようには出来ないでしょうか？</p>	<p>国、千葉県が管理する土地及び施設については、それぞれの管理者が除染実施主体となります。 それぞれの機関と今後、除染について協議しながら除染を進めてまいります。</p>

48		<p>除染区域についてですが、1点でも毎時0.23マイクロシーベルトを超える箇所が見つかった際には、その敷地内全てを除染して欲しい。出来るだけ原発事故前の線量に近づけて欲しい。</p>	<p>市独自の基準として、子供の生活空間となる施設（幼稚園、保育園、小・中学校）においては、地表面から5cmでの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未滿となることを目指します。1点でも毎時0.23マイクロシーベルト以上の場合は、その施設が毎時0.23マイクロシーベルト未滿になるよう除染いたします。</p>
49	内部被ばくについて	<p>内部被曝のリスクが大きいという学説もある以上、除染に際しては、極力飛散がない除染方法の選択をお願いします。</p> <p>特に高圧水を用いた洗浄は、付着した放射性物質を再飛散させるもの（別の場所に吹き飛ばすだけのもの）と認識しており、私の認識に誤りがあるようであれば、その回答を計画の補足資料としてご提示いただければ幸いです。</p> <p>また、実施する場合は事前に近隣へのアナウンスを行い、個人の判断で除染時にその場を離れることができるように配慮をお願いします。</p>	<p>除染等の措置については、原則として国の除染関係ガイドラインに示す方法及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の中から必要なものを選定し、実施しますので、高圧洗浄での清掃は、除染項目にないため実施予定はありません。</p> <p>しかし、洗浄だけでは除染の効果が見えない場合には、高圧洗浄を行う場合がございます。</p> <p>また、除染作業をする場合は、厚生労働省が示した「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」に準拠して行うものとします。</p>
50		<p>該当項目 『2. 除染目標』 「長期的な目標として追加被曝線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指します。」とあり、それを実現するための平均空間放射線量を「毎時0.23マイクロシーベルト未滿」としていますが、これは内部被曝をまったく考慮していないので、「追加被曝線量年間1ミリシーベルト以下」は達せられません。</p> <p>印西市における空間線量と市民それぞれが摂取する飲料水・食物の平均的な放射線数値から、外部被曝と内部被曝それぞれの比率を暫定</p>	<p>本計画は、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されたことにより、作成する法定計画であるため、法に基づく項目で作成し、国の基本方針に基づき、市としては、追加被曝線量を年間1ミリシーベルト以下とすることを目指し、当面は、国の方針に従い外部被曝分として、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト未滿とすることを目標として除染に取り組むとともに、今後、内部被曝もできるだけ低減するように食品の放射性濃度の測定体制を強化いたします。</p>

	<p>的であるにしても算出し、その比率に応じて空間線量の目標値を定めるべきではないでしょうか？ 外部被曝だけで年間1ミリを“使い切る”計算は誤っていると思います。</p> <p>また、そもそも別紙1の環境省公表資料も、現実に即していないと思われる。</p> <p>「屋内は屋外に比べて40%にまで線量が下がる」という計算は曖昧で楽観的です。</p> <p>せいぜい90%程度でしかない、という意見や実験結果もあるようですし、1日の3分の2にあたる16時間を0.4倍して低く見積もるのはいかがなものかと。よって</p> <p>第一段階・・・空間線量毎時0.23マイクロシーベルト以下 第二段階・・・空間線量毎時0.19マイクロシーベルト（内部被曝を20%と仮定） 第三段階・・・空間線量毎時0.13マイクロシーベルト（第二段階プラス屋内も1.0倍計算）</p> <p>など、段階を踏んだ目標設定をし、外部・内部被曝を含めた総追加被曝線量を、本当に着実に年間1ミリシーベルト以下に抑えられるような計画で除染を進めて頂きたいと思えます。</p> <p>該当項目 『5. 除染の実施主体』 私の住まいの近くには北総花の丘公園がありますが、県立だという理由で今回の除染計画には含まれておりません。</p> <p>市有地以外の除染主体が市とな</p>	<p>県立公園の花の丘公園については、管理者は、千葉県ですので、除染実施計画の中に、千葉県が管理する土地施設管理者が除染実施主体と明記してありますので、今後、千葉県と協議しながら除染を進めて行きたいと考えております。</p>
--	---	--

	<p>らないのはきっと止むを得ないことなのかもしれませんが、そこを利用するのがほかならぬ印西市民であることを考えれば、国や県に対し、印西市民を守るための働きかけを起こして頂きたいと思います。</p> <p>千葉県は放射線量の高い地域が北西部に限られているということもあってか、県の動きは極めて鈍いと感じております。</p> <p>是非とも、こうした状況を印西市の力で改善してほしいと思っています。</p> <p>印西市は汚染地域に指定されるほど高線量で外部被曝量も高いはずですので、年間1ミリ以下を目指そうと思えば、必然的に内部被曝線量の基準を厳しくしなければなりません。</p> <p>横並びで国の基準値を用いていては、それが果たせなくなります。</p> <p>現段階の汚染度合（空間線量）と今後の除染進行度合に連動する形で、年間1ミリを下回ることが可能となる内部被曝基準（具体的には食物に含まれる放射性物質の基準）を設定してほしいと思います。</p> <p>空間線量と農産物の汚染は比例関係にあらうかと思っておりますので、両方が高い今、1ミリシーベルトをいきなり目指すのは確かに難しいかもしれません。</p> <p>しかし感受性の高い子供たちだけは、本来は1ミリ以下の環境をすぐにでも与えてあげるべきですから、「国の基準値以下なんだから大丈夫だよ」と煙に巻くのではなく、</p>	<p>本計画は、国の放射性物質汚染対処特措法に基づいて汚染状況重点調査地域に指定されたことにより、作成する法定計画であるため、法に基づく項目で作成し、国の基本方針に基づき、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下とすることを目指します。</p> <p>当面は、国の方針に従い外部被曝分として、空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となることを目標として取り組むとともに、内部被ばくもできるだけ低減するように食品の放射性濃度の測定体制を強化いたします。</p>
--	---	--

		「〇歳以下は〇〇ベクレル・・・」 という年齢別の基準値設定も必要 になると考えます。	
51	健康診断	<p>児童の健康診断等について、以下のように希望します。</p> <p>小中学校では、保健室で来室者の件数・理由を記録していますので、それを利用して、来室者の傾向に異変がないか、データ整理・保管・必要に応じて医師に相談・連携、保護者へのデータ開示をする。</p> <p>さらに、身体測定では一般的な成長指針である、体重と身長を学期毎に毎年測定して頂いていますので、これも同じく成長曲線に異常がないかをチェックする機能とする。</p> <p>また、交通安全教室のような位置づけで、放射能教室を子供たち（保護者も含めたらなお可）に提供する。今後何十年も放射能と付き合っていくためには、正しい知識が必要不可欠となります。そのためにも、早急に体制作りが望まれます。</p> <p>すべてにおいて、今までとは全く違って、放射能被害についての正確な情報・知識がない中での体制作りなので、大変な作業にはなると思いますが、今からでも始めないと今後重大なミスとなり得るので、慎重に判断して頂きたいと思います。</p>	<p>小中学校においては、健康診断の記録や保健室業務の記録等のデータを整理・保管し、データベース化に努めております。</p> <p>また、毎年学期ごとに、学校で行った健康診断等の数値を記録した「健康の記録」というファイルにまとめ、保護者に健康状況をお知らせしております。</p> <p>更に、教育委員会では、学校ごとのデータを集約し、印西市全体のデータベース化も図っており、この結果を全ての学校医に配布し、いつまでも指導を受けられる体制を整えております。</p> <p>現在、印西市の児童生徒の健康管理体制につきましては、他の自治体より進んでいる状況でございますが、今後もより一層の充実に努めて参りたいと考えております。</p> <p>小中学校における放射能教室に関する件ですが、本年、文部科学省で作成した「放射線等に関する副読本」が全国の小中高等学校に配布されました。併せて、小学生副読本の教師向け解説編も配布されました。</p> <p>この副読本を活用して各学校において、放射線や放射能、放射性物質の基礎的な知識について指導することとなっております。</p> <p>また、平成24年度からの中学校の新学習指導要領の実施に伴い、理科の学習において、放射線の測定など放射能に関する内容の学習も始まります。</p> <p>現在、放射能に関する情報につきましては、諸説様々な情報が入り乱れている現状を鑑み、できるだけ正しい情報収集に努めながら、学校現場に提供して参りたいと考えております。</p>

52		除染にあたる職員、作業員の健康管理への配慮を明記してください。	除染実施計画の中の(2)注意点 除染作業をする場合は、厚生労働省が示した「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」に則して行うものとします。
53	意見	原則として、除染実施主体は全て東京電力とし、市全域を除染対象とする事。 (国土を汚染した責任は東京電力にあり、除染を市民の税金負担とする事はおかしい。)	計画の中「9. その他(1)財源の確保」に明記してありますが、原因者負担の原則からすれば、東京電力株式会社が除染に係る費用の全額を負担するべきものです。また、このたびの原子力発電所の事故は、国のエネルギー政策の結果として生じたものです。従って、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負っていることから、国も除染に係る費用等の財政措置を講じるべきものと考えます。 このため、費用については、国には法に基づく確実な財政措置を、東京電力株式会社には、あらゆる機会を通じて賠償を求めていきます。
54		計画期間を短縮する事。(例えば1年前倒し)(セシウム134の2年の半減期を待つ事により、未除染とならない事。)	計画期間は、国の放射性物質汚染対処特措法に基づき作成する法定計画であることから平成26年3月末日までとしていますが、できる限り早急な除染を実施してまいります。
55		もっと積極的になって除染していることをPRするべき。印西市を離れる市民を増やさないためにも、市が全力で市民を守るために協力してくれていることを示してください。	ご提案・ご要望を参考にしつつ、放射線の情報等につきましては、ホームページや広報で公表し、今後とも情報発信に努めてまいります。
56		汚染状況重点調査地域に指定された印西市は、柏市などと同じくかなりの放射能に汚染されています。目にも見えず臭いもしないのですから、これほど怖い物質はありません。被曝により、特に子供たちには予想のつかないさまざまな悪影響が出てくると予想されます。	除染等の実施については、原則として国の除染関係ガイドラインに示す方法及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の中から必要なものを選定し実施します。 また、公共施設のうち学校等の子供の生活空間となる施設を優先して実施します。 除染実施後につきましても、現在、ホー

	<p>すでに原発事故から一年も過ぎてしまいました。ようやく除染が始まるのですから、是非、一日も早く子供の生活空間となる施設（幼稚園、保育園、小・中学校）、さらに公園、道路などの除染を確実に実施されるよう要望します。セシウムは時間とともに地下に深く浸み込むそうです。なるべく深く土を削る必要があると思います。また子供達の遊び場となるような建物の裏や植栽周り、茂みなども細かく丁寧な除染を望みます。</p> <p>除染後も頻繁にモニタリングし、その数値は速やかに公表してください。子供達が近寄らないよう汚染マップ作成も必要かと考えます。</p> <p>校庭の草むしり、夏のプール清掃などの学校行事は、汚染状況重点調査地域に指定された以上、子供たちにはやらせないようお願いいたします。国や県の方針を待つのではなく、市として市民を守るという立場で、積極的にどんどん行動していただきたいと考えます。</p>	<p>ムページ、広報で公表しておりますが、幼稚園・保育園、小・中学校等の放射線量の測定については、除染後も引き続き測定を実施し公表してまいります。</p>
57	<p>放射線量基準は、法律に則って毎時0.114マイクロシーベルト/時間（1ミリシーベルト/年）とすること。</p> <p>理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大気、土壌が放射性物質で汚染されている状況で、内部被曝が考慮されていない。 2. 子供は被曝に対して、大人の約4倍の影響を受ける。 3. 追加被曝線量の考え方は、屋外8時間、屋内16時間の生活パターンが強制されたものであり、これを 	<p>本計画は、印西市が国の放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されたことにより、作成する法定計画であるため、法に基づく項目で作成し、国の基本方針に基づき、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下（毎時0.23マイクロシーベルト未満）とすることを目指します。</p>

		認めることはダブルスタンダードとなる。 4. 印西市は、放射線管理区域指定が必要な程、高濃度に汚染されている。	
58		小学校のプール水の測定前の洗浄とプールの水の測定を予定されていますが、その前にプール及びプール周りのブラシ洗浄もきちんと計画に入れて下さい。	プールの水質の検査については、平成23年に実施し、平成24年度につきましては、ご提案・ご要望を参考にしつつ、今後、協議してまいりたいと考えております。
59		表土と下層土の入れ替えは実施しないこと。 (放射性物質が土地内に残留する。)	除染等の措置については、原則として国の除染関係ガイドラインに示す方法及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の中から施設に応じた除染方法を進めていきます。
60		土壌の表層削り取りを最優先とする。 (土壌を撤去しないと、埃となって除染済みの場所が再汚染される。)	除染等の措置については、原則として国の除染関係ガイドラインに示す方法及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の中から施設に応じた除染方法を進めていきます。
61		除染区域対象を市全域(田、畑、山林含む)とすること。	毎時0.23マイクロシーベルト以上の区域を除染実施区域とし、農地、山林等については、今後、詳細な測定行い、方針、方法等を決定します。
62		市で貸し出ししてもらった線量計で測ったところ、1階も2階も家の中で畑側がコンクリート側の2倍の線量でしたので、優先順位は子供の施設より低いかもしれませんが農地の除染も進めていただけるとよいです。 幼稚園などは高圧洗浄で建物、遊具をきれいにするのでしょうか。園庭は除染済みですが建物の除染の際はもとの幼稚園も一緒に考えてください。 30年の半減期のものがずっとあ	農地、山林等については、今後、詳細な測定行い、方針、方法等を決定します。 幼稚園等での除染方法といたしましては、原則、国の除染関係ガイドラインに示す方法及び放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の中から必要なものを選定し、実施します。

	<p>るより少しでも低減されると安心です。</p> <p>県立花の丘公園は市の管轄外なのでしょうか。</p> <p>県立の場所でも市内の子供たちが安心して訪れることができるように除染を進めて頂きたいと思えます。</p> <p>市の通常の業務の他に放射性物質への対応があり大変忙しい事と思えます。感謝しています。</p> <p>子育てのしやすい、自然の多い魅力的な印西市に戻れることを願っています。</p> <p>※自宅でしいたけを栽培しているのに(家庭菜園のような感じです)印西市産しいたけが出荷停止になっていることも知らないというかたが身の回りでいらっしまいました。もう少し市民全員に放射能の汚染についてアナウンスしてもよいのではないかと感じます。</p>	<p>県立公園の花の丘公園については、管理者は、千葉県です。</p> <p>除染実施計画の中でも、千葉県が管理する土地及び施設については、施設管理者が除染実施主体と明記してありますので、今後、千葉県と協議しながら除染を進めてまいります。</p> <p>放射線関連の情報等につきましては、ホームページや広報で公表し、今後とも情報発信に努めます。</p>
--	---	---



[ホーム](#) > [生活・福祉・医療](#) > [生活](#) > [防災・国民保護](#) > [東日本大震災関連情報](#) > [放射線・放射能関連情報-東日本大震災](#) > [しいたけ・野生きのこ等の県産特用林産物の放射性物質検査結果](#) > [県産しいたけの放射性物質検査結果について\(第16報\)](#)

報道発表資料

更新日:平成24(2012)年2月22日

県産しいたけの放射性物質検査結果について(第16報)

発表日:平成24年2月22日

千葉県農林水産部森林課
電話:043-223-2954

県では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連して、県産しいたけの安全確認を行うため、国の協力を得ながら放射性物質検査を行い、その結果が判明したため、お知らせします。
今回、3市4検体を分析した結果、印西市産のしいたけ(原木・露地栽培)から暫定規制値を超える放射性物質が検出されました。
このため、県は、印西市産のしいたけ(原木・露地栽培)の出荷自粛について印西市に要請しました。
なお、当該しいたけについては、24年春期の出荷前の検査であり、市場には出回っておりません。
また、検査を行った他の2市3検体については、いずれも暫定規制値以下でした。
今後も定期的に林産物の放射性物質検査を継続して行い、県産林産物の安全性について迅速な検査結果の公表に努めます。

検査結果

分析機関:(No.1,2)県農林総合研究センター、(No.3,4)厚生労働省東京検疫所

単位:ベクレル/kg

No.	栽培地	採取日	品目	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137
1	成田市	2月20日	しいたけ (原木・露地栽培)	検出せず (2.135未満 ^{注2})	87.31	114.29
2	印西市	2月20日	しいたけ (原木・露地栽培)	検出せず (3.338未満 ^{注2})	<u>424.44</u>	<u>568.90</u>
3	南房総市	2月20日	しいたけ (原木・露地栽培)	検出せず	7.27	10.9

4	南房総市	2月20日	しいたけ (原木・露地栽培)	(1.37未満 ^{注2})	8.20	10.9
				検出せず (1.25未満 ^{注2})		

赤字下線は放射性セシウム134と137の合計が暫定規制値を超えたもの

【参考】暫定規制値(野菜類)

放射性ヨウ素:2,000ベクレル/kg

放射性セシウム:500ベクレル/kg

注1:ベクレル:放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表す。

注2:検出限界値未満であることを示す。各検体測定時における検出限界値は以下のとおり。(単位:ベクレル/kg)

No.	放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	2.135	1.772	1.565
2	3.338	2.875	2.350
3	1.37	1.24	1.33
4	1.25	1.41	1.51

関連情報

[農林水産業関連情報\(東北地方太平洋沖地震\)](#)

[平成23年東北地方太平洋沖地震関連情報](#)

[しいたけ・野生きのこ等の県産特産林産物の放射性物質検査結果](#)

このページに関するお問い合わせ

所属課室: [農林水産部森林課](#) 林業振興室

電話:043-223-2966

ファクス:043-225-7448

千葉県庁 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 電話番号:043-223-2110(代表)

Copyright © Chiba Prefectural Government. All rights reserved.



たけのこの出荷制限・出荷自粛解除について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響により、県内産たけのこの一部が出荷制限・出荷自粛となっております。このページには、たけのこの出荷制限・出荷自粛解除に関する情報を掲載しています。

市町村別出荷制限・出荷自粛状況

地区	市町村名	品目	形態	現在の状況	開始日	解除日
千葉	市原市	たけのこ	出荷制限	解除済	平成24年4月5日	平成25年10月23日
	八千代市	たけのこ	出荷制限	解除済	平成24年4月11日	平成25年10月23日
東葛飾	船橋市	たけのこ	出荷制限	解除済	平成24年4月12日	平成25年10月23日
	柏市	たけのこ	出荷制限	継続中	平成24年4月11日	
	流山市	たけのこ	出荷自粛	継続中	平成24年3月27日	
	我孫子市	たけのこ	出荷制限	継続中	平成24年4月6日	
印旛	印西市	たけのこ	出荷自粛	継続中	平成24年3月27日	
	白井市	たけのこ	出荷制限	継続中	平成24年4月11日	
	栄町	たけのこ	出荷制限	継続中	平成24年4月6日	
香取	香取市	たけのこ	出荷自粛	解除済	平成24年3月21日	平成25年10月23日
山武	芝山町	たけのこ	出荷制限	解除済	平成24年4月18日	平成25年10月23日
君津	木更津市	たけのこ	出荷制限	解除済	平成24年4月5日	平成25年10月23日
計	12市町					

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の（一）の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 31 号）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の（一）の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件（平成 24 年厚生労働省告示第 129 号。以下「乳等告示」という。）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 130 号）が本日公布され、これにより乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号。以下「乳等省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されたところであるが、その改正の概要等は下記のとおりであるので、当該改正の概要等につき、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

記

第 1 改正の概要

平成 23 年 3 月の東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を受けて、厚生労働省は食品の安全性を確保する観点から、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、これを上回る放射性物質が検出された食品については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 号に該当するものとして取り扱ってきた。

暫定規制値に適合している食品については、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、厚生労働省としては、より一層、食品の安全

と安心を確保するため、食品から許容することのできる放射性セシウムの線量を、現在の年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げることが基本として、薬事・食品衛生審議会において新たな基準値設定のための検討を進めてきた。平成24年2月24日に行われた同審議会食品衛生分科会において、食品中の放射性物質に係る基準値案が了承されたことを受け、法第11条第1項に基づき、乳等省令及び告示の一部の改正等を行い、食品中の放射性物質の規格基準を設定するものである。

第2 改正等の内容

1 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

別表の二の(一)の(1)の乳等(乳等省令第1条に規定する乳等をいう。)に含有してはならない物質として、厚生労働大臣が定める放射性物質を加えたこと。

2 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件

次の各号に掲げる乳等の区分に応じ、含有してはならない放射性物質として、それぞれ当該各号に定める濃度を超えるセシウム(放射性物質のうち、セシウム134及びセシウム137をいう。以下同じ。)を以下のとおり、規定したこと。

(1) 乳等省令第2条第1項に規定する乳(以下「乳」という。)及び同条第40項に規定する乳飲料(以下「乳飲料」という。)の濃度は、50Bq/kg。

(2) 乳児の飲食に供することを目的として販売するものであって、乳等省令第2条第12項に規定する乳製品(以下「乳製品」という。)(乳飲料を除く。)並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品の濃度は、50Bq/kg。

(3) 前2号に掲げる食品以外の乳製品並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品の濃度は、100Bq/kg。

3 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件

(1) 第1食品の部A食品一般の成分規格の項の1の食品に含有してはならない物質として放射性物質を加えたこと。

(2) 食品に含有されるセシウムは、次の表の第1欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める濃度を超えるものであってはならないとしたこと。

第1欄	第2欄
ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水をいう。)	10Bq/kg
原料に茶を含む清涼飲料水	10Bq/kg
飲用に供する茶	10Bq/kg
乳児の飲食に供することを目的として販売する食品(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第1項に規定する乳及び同条第12項に規定する乳製品並びにこれらを主要原料とする食品(以下この表において「乳等」とい	50Bq/kg

う。)であって、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。)	
上記以外の食品（乳等を除く。）	100Bq/kg

なお、第2欄に定める濃度の測定については、以下の状態で行わなければならないとしたこと。

- ① 製造し、又は加工した食品については、原材料だけでなく、製造し、又は加工された状態
- ② 飲用に供する茶にあつては、飲用に供する状態
- ③ 食用植物油品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1672号）第2条に規定する食用サフラワー油、食用綿実油、食用こめ油及び食用なたね油にあつては、油脂の状態
- ④ 原材料を乾燥し、通常水戻しをして摂取する食品のうち、加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）別表2に規定する乾燥きのこ類及び乾燥野菜並びに乾燥させた海藻類及び乾燥させた魚介類等にあつては、水戻しをして食用に供する状態

乾燥きのこ類は、日本標準商品分類（以下「商品分類」という。）に示された乾燥きのこ類のうち、しいたけ、きくらげなどが該当する。乾燥野菜は、商品分類に示された乾燥野菜のうち、フレーク及びパウダーを除くものとし、かんぴょう、割り干しだいこん、切り干しだいこん、ぜんまい、わらび、いもがらなどが該当する。乾燥させた海藻類は、商品分類に示された加工海藻類のうち、こんぶ、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天などが該当する。乾燥させた魚介類は、商品分類に示された素干魚介類のうち、本干みがきにしん、棒たら、さめひれなど、煮干魚介類のうち、干あわび、干なまこなどが該当する。

第3 施行・適用期日

1 乳等省令

平成24年4月1日から施行すること。

2 告示関係

平成24年4月1日から適用すること。

ただし、乳等告示の本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入された乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品のうち、乳及び乳製品に係る放射性物質にあつては200Bq/kgを超える濃度のセシウムを、乳及び乳製品を主要原料とする食品に係る放射性物質にあつて500Bq/kgを超える濃度のセシウムを含有してはならないこと。

また、規格基準告示の第1食品の部A食品一般の成分規格の項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入された食品のうち、清涼飲料水（果実飲料品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1683号）第2条に規定する果実飲料、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1634号）第2条に規定するにんじん

ジュース及びにんじんミックスジュース並びにトマト加工品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1632号）第2条に規定するトマトジュース、トマトミックスジュース及びトマト果汁飲料を除く。以下同じ。）及び酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類（以下「酒類」という。）（いずれも米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用に供される部分（筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。）並びに大豆を原材料とするものを除く。）にあつては200Bq/kg、同日までに製造され、加工され、又は輸入された食品（清涼飲料水、酒類、米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分並びに大豆並びに米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分並びに大豆を原材料として製造され、加工され、又は輸入された食品を除く。）にあつては500Bq/kg、米並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分にあつては500Bq/kg（平成24年9月30日までの間に限る。）、米並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分を原材料として平成24年9月30日までに製造され、加工され、又は輸入された食品（清涼飲料水及び酒類を除く。）にあつては500Bq/kg、米並びに牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用部分を原材料として平成24年9月30日までに製造され、加工され、又は輸入された清涼飲料水及び酒類にあつては200Bq/kg、大豆にあつては500Bq/kg（平成24年12月31日までの間に限る。）、大豆を原材料として平成24年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入された食品（清涼飲料水及び酒類を除く。）にあつては500Bq/kg、大豆を原材料として平成24年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入された清涼飲料水及び酒類にあつては200Bq/kgを超える濃度のセシウムを含有するものであつてはならないものとしたこと。

第4 その他の留意事項

1 規格基準告示の第1欄に定める茶の範囲

チャノキの茶葉とすること。ただし、発酵工程を経た茶葉は除くものとしたこと。

2 「乳児用食品」の範囲

(1) 法に基づく規格基準において規定された「乳児用食品」の対象となる「乳児」の年齢については、児童福祉法等に準じて「1歳未満」をその対象とすること。

(2) 一般消費者がその表示内容等により乳児（1歳未満）向けの食品であると認識する可能性が高いものとする。

(3) 消費者庁において、法に基づく乳児用食品の表示に関する基準が設定される予定であること。

3 食品取扱施設で使用する水は、水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定がされることを踏まえ、適切に管理されたいこと。

4 試験法関係

食品中の放射性物質の試験法については、別途通知することとしていること。

第5 消費者等への情報提供

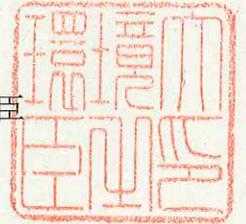
食品中の放射性物質については、厚生労働省ホームページにおいてQ&Aを掲載し、消費者等に対して情報提供を行う予定であるので、貴職においても情報提供に際し活用されたいこと。

契

環水大総発第120426003号
平成24年4月26日

印西市長 殿

環 境 大 臣



平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく除染実施計画の策定について（回答）

平成24年4月26日付け印西環第75号をもって協議のあったこのことについて、異存はない。

印西市放射線対策情報

No.6

民有地の除染(戸建て住宅などの除染)の受け付けを開始します

今年1月1日に完全施行された「放射線物質汚染対処特措法」に基づき、市では「印西市放射線物質除染実施計画」を4月に策定しました。

【除染の内容】

この計画では、長期的な目標として「追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指します」としています。これから民有地における住宅についても、主に国による財政措置の下、市が除染実施主体となり、空間放射線量を測定した上で、その結果に応じて除染を進めていきます。

除染対象となっている人は、次の内容を確認し申し込んでく

▼枝葉のせん定、落ち葉の除去

▼側溝などの清掃、洗浄、汚泥の除去。

▼壁面の清掃、ふき取り。

▼雨どいなどの清掃、洗浄、汚泥の除去。

▼側溝などの清掃、洗浄、汚泥の除去。

▼雨どいなどの清掃、洗浄、汚泥の除去。

▼壁面の清掃、ふき取り。

●除染実施区域●

Table with 2 columns: 学区 (District) and 学区に含まれる除染対象区域(街区名※) (Targeted decontamination areas within the district (block names ※)). Rows include districts like 大森小学校区, 木下小学校区, etc.

※複数の学区にまたがる字は「〇〇の一部」と表記。

【対象】 除染の申し込みができる人は、除染実施区域内(印西市放射性物質除染実施計画内の除染実施区域)の戸建て住宅所有者、または借受人(借受人が申し込む場合は、所有者の同意が必要で...)

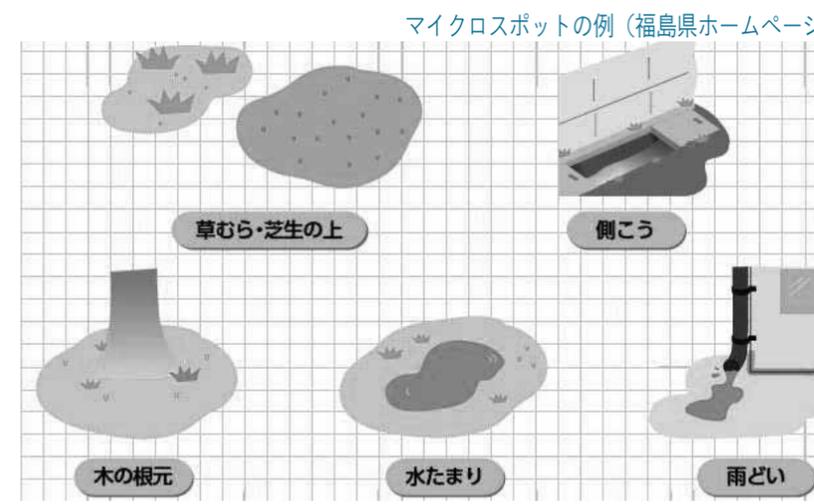
【測定の実施日時決定】 申し込み受け付け後は、市で日程を調整し、申込者に現地の事前測定実施予定日時を通知します。都合の悪い場合は、市役所環境経済部環境保全課に連絡してください。

生活空間(住宅など)における除染の手引き

1. 環境中の放射性物質による被ばく線量を下げるとの方法(環境省HPより) 環境中にある放射性物質による被ばく線量を低減するための方法には、放射性物質を、「取り除く」、「遮(さえぎ)る」、「遠ざける」の3つがあります。



2. 除染作業を行うための自宅の空間放射線量の把握 現在、住宅環境において原因となっている放射性物質は放射性セシウム(Cs-134:半減期約2年、およびCs-137:半減期約30年)です。放射性セシウムの大部分は、地表面(地面、草木の表面、埃、泥、枯葉など)、屋根、樹木に存在し、局所的に周辺と比べ、放射線量が高い場所のことをマイクロスポットといいます。



【除染の流れ】 空間放射線量の事前測定を行い、地表から1mの高さでの測定値が、毎時0.23マイクロシーベルト以上の場合、申込者と除染作業について協議し、合意を整え、後日作業を行います。合意のない場合は除染作業を行いません。

【申し込み方法】 申し込み希望者は「住宅の除染測定申込書兼同意書(環境保全課、各支所・出張所、市ホームページから入手可)に必要事項を記入し、郵送・FAX・メールで市環境保全課まで。持参の場合は、市環境保全課、各支所総務課・各出張所の窓口へ直接提出してください。

3. 除染作業について 除染作業は、放射性セシウムを除去し、放射線を低減させるために行うもので、その作業内容は一般家庭で行われている清掃の手法とほぼ同じです。目に見える一般の汚れを清掃することによって、目に見えない放射性セシウムによる汚染も一緒に除去できるものです。

【作業時の注意点】 ①服装は、放射性セシウムが付着してもすぐに落とせるような服装が望ましい。例: マスク(サージカル・防塵マスクなど) 雨カッパおよびゴム長靴、ゴム手袋など ②こまめに水分補給を行い熱中症には十分気をつける。 ③高所作業を行う場合には、安全対策(ヘルメットなど)をしっかり講じ注意を払う。 ④子どもを放射能から守るために行う作業なので、子どもや妊婦などには作業をさせないだけでなく、作業場所の周辺に立ち入りさせない。

放射性物質を含むごみ焼却灰の一時保管施設に係る工事について

平成24年9月21日
千葉県環境生活部資源循環推進課
電話 043-223-2634

県では、4市1組合から緊急要望のあった、放射性物質を含むごみ焼却灰に係る一時保管場所について、6月18日に手賀沼流域下水道終末処理場に設置することを決定し、一時保管に関する手続きを進めてきました。

本日、建築基準法に基づく確認済証が交付されましたので、一時保管施設の建設工事に着手します。

記

1 工事の概要

(1) 工事の種類

- (ア) 植栽移植工事：植栽の移動、計画地の整地、砂利舗装
- (イ) 場内整備工事：囲い等の外溝設置、場内通路工事、遮へい物の設置
- (ウ) 施設建築工事：保管施設建屋（当初5棟）の設置、管理棟の設置

(2) 工事期間

平成24年9月21日（金）～平成24年11月30日（金）

2 一時保管（搬入）開始予定

平成24年10月末

参考：一時保管施設の概要

- (1) 保管施設：最大15棟を設置
- (2) 保管量：約2,500トン

放射性物質を含む焼却灰等の一時保管場所について

この度、千葉県から手賀沼終末処理場において、一時保管施設の設置工事を開始するとの表明がありました。

市長就任後、県から直接説明を受け、また、15日には地元市民への説明会も開催されました。更に、13日には、焼却灰の保管に関する5市長会談が行われ、柏市・松戸市・流山市の東葛3市より焼却灰の危機的な状況についても伺いました。

私としましても、この焼却灰の問題に関しましては、自治体間の共助の重要性を深く認識するものでありますが、焼却灰の一時保管に不安を持っている周辺の市民の感情を考えたとき、容認できる状況にはないと考えています。

そうした状況の中で、本日、県は工事の着手を決定しました。

今後は、県の事業実施に当たって、市民の安全・安心を第一に、徹底した安全性の確保を求めていくとともに、しっかりと監視をしていくことが重要と考えます。

併せて、この一時保管が、決して恒久化することのないよう、強く求めてまいりたいと考えています。

お知らせ

パート III

凡例 曜日 会場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ ホームページ メールアドレス その他 携帯番号

健康

食事で防ぎ！

生活習慣病講座

高血圧、脂質代謝異常、高血糖など生活習慣病が心配な人。一緒に食生活を振り返ってみましょう。

1月29日(火)・午前10時～午後2時。

ふれあい文化館(原)。

講義(健康食生活のポイント) および試食。

市内在住で、ご本人、家族の生活習慣病が心配な人。ただし、食事の大切さやメニュー作りの

糖尿病性腎食には対応できません。

定員 30人。費 500円(材料費)。

他 エプロン、三角きん、ふきん 2枚持参。

1月25日(金)までに、電話で左記まで。

健康増進課成人保健班 (☎45595)。

元気モロモロ子どもの

はなはな出前健康講座

2月15日(金)・午前10時～午後3時(受け付け9時40分)。

場 中央駅前地域交流館1号館。

対象 児童・生徒を持つお母さんに、食事の大切さやメニュー作りの

ポイントを紹介し、調理実習あり。

対象 高花近隣に住む保護者。

定員 20人。

費 300円程度(材料費)。

他 エプロン、三角きん、ふきんを持参。

1月25日(金)までに、左記へ。

高花地区健康推進員・奥山(☎090-9854-5126)。

歯科衛生士の復職支援研修会

千葉歯科医師会では歯科衛生士復職支援を目的とし、『千葉歯科医師会歯科衛生士復職支援研修会』を開催します。

1月20日(日)、27日(日)・両日とも午前9時30分～午後5時(全2日)。

場 千葉歯科医師会館(千葉市美浜区)。

定員 100人。

費 無料。

☎電話で左記へ。

場 千葉歯科医師会(☎043-241-6471)。

相談

街かど心の相談番外編

一歩ふみだす「若者塾」

1月17日(木)・午後1時30分～3時30分。

場 そうふけふれあいの里。

場 グループワークを中心に、対人関係・ソーシャルスキルの改善・学習。

対象 15歳～35歳のひきこもりがち若者とその家族。

初参加者は、事前面接を行います。左記まで問い合わせください。

場 中央保健センター母子保健班(☎0595)。

場 社会福祉課障害福祉班(☎内線268)。

障がい福祉 巡回相談

障がい福祉サービスの利用や悩みなどの相談に相談員が応じます。

場 ①毎週火曜日(1月1日は除く)・午前10時～正午、②毎週水曜日(1月2日は除く)・午前10時～正午。

場 ①印旛支所1階相談室、②本笠支所1階相談室。

☎いんば障害者相談センター(☎2501)。

場 社会福祉課障害福祉班(☎内線268)。

環境

リサイクル施設見学会を開催

みなさんが出している家庭ごみ、資源物がどのように選別され、処理、再生されているかご存じですか。この見学会は、ごみの分別と、減量化の大切さを学ぶため、ごみ処理施設、リサイクル施設などを見学するバスツアーです。印西クリーンセン

ター(一般廃棄物最終処分場(埋め立て処分/岩戸)、(株)佐久間・印西リサイクルセンター(古紙、廃プラスチックなどの中間処理/松崎台)、(株)印旛共進(ビン・カンなどの中間処理/小林)。

市市民。定員 30人。費 無料。

他 弁当、筆記用具持参。

2月7日(木)・土・日曜日、祝日は除く)までに、電話かメール、または直接左記窓口まで(先着順)。

場 クリーン推進課クリーン推進班(☎内線383・cleank a@city.inzai.jp)。



剪定枝粉碎机(エンジン式)



剪定枝粉碎机(電気式)



生ごみ処理機

剪定枝の粉碎机、生ごみ処理機の貸し出し

市では、各家庭から排出される生ごみおよび剪定枝の減量化、資源化を推進することを目的に、剪定枝粉碎机(エンジン式、電

気式)、生ごみ処理機の普及、促進を図るため機器の貸し出しを行っています。

なお、機器の貸し出しにつきましては、いくつかの条件があります。

詳しくは、左記までお問い合わせください。

場 クリーン推進課クリーン推進班(☎内線383)。

都市

耐震相談会

市では住宅や建築物の耐震化を推進するため、千葉県建築士会や千葉県建築士事務所協会と連携を図り、市内の住宅・建築物を対象に、耐震相談を行います。

1月27日(日)・午後1時～。

場 ふれあいセンターいんば(美瀬)。

相談可能な内容：市内に建つ住宅・建築物の耐震診断・耐震設計・耐震改修に関すること。

ただし特殊構造・大規模の建築物は相談員の手配ができる場合にお受けします。相談には図面などが必要です。当日の診断などはできません。詳細は申込時にご確認ください。

相談時間：一件当たり30分～1時間程度。

応募者要件：市内に建つ住宅・建築物の所有者・管理者も

場 建築課住宅班(☎内線776)。

県営住宅空家入居資料の配付

県営住宅の募集および空家状況資料などを配布しています。

募集資料は二種類、空家入居(年4回/4・7・10・1月)・常時(毎月)です。資料は募集月の前月末ごろから配布します。

配布場所：市役所建築課および各支所、中央駅前出張所、牧の原出張所。

資料などについてのお問合せは、千葉県住宅供給公社県営住宅管理部募集課(☎043-221-9200)へ。

場 建築課住宅班。



説明を聞きながら、実際のリサイクル処理作業を見学

放射線物質による内部被ばくの状態を皆さん自身で確認できるように、妊婦と高校生相当までの年齢にある人を対象にホールボディカウンタによる内部被ばく測定に要した費用の一部を助成します。

ホールボディカウンタ測定費用を助成

※ホールボディカウンタとは、体内に存在する放射性物質から放出されるガンマ線を体外に設置した検出器を用いて計測するものです。

測定日に印西市に住民票があり、次のいずれかに該当する人。

●測定日に妊娠している人。

●高校生相当までの年齢にある人。

ただし、乳幼児で測定が困難な場合は、生活を共にしている保護者が代わりに測定可。測定が困難な乳幼児が2人以上いる

場合でも代わることが出来る保護者は1人だけ。

助成金額：一人3,000円以内。生活保護者受給世帯の人は、一人6,000円以内。

一人1回のみ。

助成対象となる測定期間：1月1日～3月31日。

測定機関：指定は、ありません。市ホームページをご参照ください。

4月1日(月)までに、測定結果が確認できる書類と領収書の原本、振り込みを希望する口座の通帳(本人か同世帯の方のもの)認め印、妊婦の人は、母子健康手帳、生活保護受給世帯の人は生活保護受給証明書を持ってきてください。

場 中央保健センター母子保健班(☎0595)。

印西市産たけのこの出荷自粛が解除されました

[2015年1月23日]

印西市産たけのこ生産者の皆さまへ

平成24年3月27日付で千葉県から出荷自粛の要請を受けていた印西市産たけのこが、平成27年1月22日をもって**条件付きで出荷自粛が解除されました。**

安全性を高めるため、出荷・販売をするには、下記の手続きが必要です。

出荷・販売するための方法

1. 平成27年春産のたけのこについて、千葉県が放射性物質検査を3検体(3箇所)実施します。この検査結果が基準値内であることが大前提となります。

2. 出荷・販売を希望する生産者は、「印西市たけのこ生産者台帳」に登録されていること。

3. 台帳に登録された生産者は、出荷前に市の簡易検査を受け、「たけのこ出荷可能生産者証明書」の交付を受けること。

生産者台帳に登録していないと、出荷前検査を受けることができません。

出荷前検査が開始されると混雑が予想されるため、生産者台帳の登録はお早めにお済ませください。

証明書がないと出荷・販売はできませんのでご注意ください。

各申請用紙は、印西市役所農政課・印旛支所・本埜支所の窓口にご用意しておりますが、提出は農政課の窓口のみとなります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

印西市産たけのこを販売される皆さんへ

消費者の方に安全な商品を購入していただくために、印西市産たけのこを仕入れる場合には、「たけのこ出荷可能生産者証明書」の交付を受けている生産者であることを、必ず確認してください。

自分で採取したたけのこを、個人経営の直売所・無人直売所で販売する場合も、証明書の取得は必要です。

生産者台帳登録申請書

 [\(ファイル名:takeokodaicvou.docx サイズ:15.44KB\)](#)

印西市たけのこ生産者証明交付申請書

 [印西市たけのこ生産者証明交付申請書\(ファイル名:takenokosvoumei.docx サイズ:15.35KB\)](#)



docファイルの閲覧には Microsoft社のWord Viewerが必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Microsoft社のサイトから Word Viewer をダウンロード\(無償\)してください。](#)

リンク

- ・ [しいたけ・野生きのこ等の県産特用林産物の放射性物質検査結果](#)

ご意見をお聞かせください

このページの内容は役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

このページに関するご質問やご意見は、下記「お問い合わせ」へご連絡ください。

お問い合わせ

印西市役所環境経済部農政課農政班

電話: 0476-42-5111(代) ファクス: 0476-42-7242(代)

和解仲介申立書

平成27年3月27日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2

申立人 印西市

印西市長職務代理者

印西市副市長 高橋 諭

〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

相手方 東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己

申立ての趣旨

相手方は、申立人に対し、金1億464万7円を支払えとの和解の仲介を求める。

和解の仲介を求める事項及び理由

第1 本申立てについて

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故は、広範囲に深刻な影響をもたらしている。この影響は本市にも及んでいることは明らかである。

本市は、環境省より汚染状況重点調査地域に指定され、印西市放射性物質除染実施計画により放射線量の低減化を実施している。また、農産物の一部が出荷自粛制限となっている状況である。

事故の対応は、平成23年4月5日の飲料用地下水の放射性物質検査を皮切りに、放射線対策の総合調整を担当するための放射線対策室の設置、印西市除染実施計画の策定、公共施設等の空間放射線量の測定、農産物・流通食品・給食等の食品の放射能濃度の測定、市民を対象とした放射線に対する講演会、除染の実施、放射線に対する健康不安の相談の実施、内部被ばく測定に対する補助金の交付など全庁を挙げてこの問題に取り組んでいる。

現在も、除染が必要な箇所が発見されること、指定廃棄物を市内に保管していること及び除染により発生した多くの除去土壌を現場保管しているなど、放射線対策業務の必要性がなくなる見込みは立っておらず、今後も継続的に行われていくことが見込まれる。

2 申立てに至る経緯の概要

本市は平成23年度分を平成24年5月21日に、平成24年度分を平成25年5月23日にそれぞれ請求し、平成27年2月6日には平成23年度・平成24年度及び平成25年度分を精査して改めて請求している。また、東京電力株式会社で賠償の枠組みが定まったものとして、平成25年1月21日、平成25年3月4日、平成25年3月22日、平成25年9月6日、平成25年10月4日及び平成26年8月6日に別途請求している。しかし、東京電力株式会社は、「中間指針などを踏まえ、損害賠償範囲や手続きなどの検討を鋭意進めている」など曖昧で抽象的な回答を繰り返している。

そのため、千葉県や県内市町村と連携して平成26年8月5日付けで「原子力損害賠償に係る質問」を東京電力株式会社に対し提出したが、平成26年10月15日の東京電力株式会社からの回答は、「原子力損害賠償紛争審査会が決定した中間指針などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えており、引き続き検討を進めてまいります。」であり、これまで同様の見解の繰り返しや形式論に終始するものが多く、具

体的な内容が認め難く、損害賠償を誠実に進めていくという姿勢に欠けると言わざるを得ない内容であった。

本市は、その後も継続的に交渉しているが、東京電力株式会社は自社の都合による説明を繰り返すのみであり、任意の交渉進展が期待できない状況となっている。

以上のことから、東京電力株式会社が賠償に応じていない損害について適正な賠償を求めるべく、本件申立てに至ったものである。

なお、本件申立てに含まれない、平成26年度分は今後本件と同様に対応する予定である。

第2 和解の仲介を求める事項（損害）

1 概要

既述のように、本市は、多大な放射線対策業務を迫られることとなったが、これらの業務は、これまでの自治体業務として行われていなかった業務であり、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故がなければ行う必要のなかった業務である。

本申立ては、本市における平成23年度、平成24年度及び平成25年度に生じた損害の賠償を求めるものである。

本申立ての対象となっている損害は、①放射線量低減対策費用、②検査費用、③人件費という3つの分類としてる。

それぞれの概要は、①放射線量低減対策費用は、保育園や道路などの除染及び道路除染に伴って発生した側溝汚泥を保管するための仮置場を設置するために要した費用、②検査費用は、給食や農産物出荷前などの検査に要した費用、③人件費は、放射線対策全般に専任で対応した職員の人件費である。

2 損害について（別表について）

上記損害概要が①から③までの各損害の詳細な項目は多岐にわたるため、それぞれ別表として整理した。

別表1が放射線量低減対策費用について、別表2が検査費用について、別表3が人件費についてのものである。

それぞれ、「項目」及び「内容」欄記載の損害につき、「金額」欄記載欄の額の賠償を求めるものである。

以 上

添付書類

申立書副本 2通

別表1 放射線量低減対策費用

	担当課	支出年度	項目(契約件名)	支出額	金額 (支出額のうち申立額)	内容(詳細な状況説明)
1	保育課	23	除染用消耗品	¥6,612	¥3,760	保育園を除染する際に必要となった費用
2	保育課	23	除染用消耗品	¥19,845	¥19,845	保育園を除染する際に必要となった費用
3	保育課	23	除染用消耗品	¥26,915	¥1,890	保育園を除染する際に必要となった費用
4	保育課	23	除染用消耗品	¥5,694	¥4,400	保育園を除染する際に必要となった費用
5	管財課	24	除染土保管ボックス設置工事	¥7,350,000	¥7,350,000	道路側溝の除染に伴い発生した汚泥を保管するため のコンクリート製の保管箱の設置費用
6	本埜支所	24	除染土保管ボックス設置工事	¥2,520,000	¥2,520,000	道路側溝の除染に伴い発生した汚泥を保管するため のコンクリート製の保管箱の設置費用
7	本埜支所	24	本埜支所駐車場外構工事	¥493,500	¥493,500	除染土保管ボックスの外周に立入防止の防護柵を 設置した費用
8	土木管理課	24	平成24年度印西市除染作業業務委託	¥249,522	¥249,522	道路の側溝等を除染する際に必要となった費用
9	土木管理課	24	印西地区除染作業業務委託(H24-2)	¥441,000	¥441,000	道路の植樹帯等を除染する際に必要となった費用
10	環境保全課	25	平成25年度民有地放射線量低減化業務委託 (H25-1)	¥7,350,000	¥2,000,484	民有地を除染する際に必要となった費用
11	環境保全課	25	平成25年度民有地放射線量低減化業務委託 (H25-2)	¥2,985,150	¥1,245,466	民有地を除染する際に必要となった費用
12	環境保全課	25	平成25年度民有地放射線量低減化業務委託 (H25-4)	¥1,365,000	¥106,916	民有地を除染する際に必要となった費用
13	環境保全課	25	平成25年度民有地放射線量低減化業務委託 (H25-5)	¥490,350	¥79,634	民有地を除染する際に必要となった費用
14	土木管理課	25	印西市除染作業業務委託(25-2)	¥454,230	¥454,230	道路の植樹帯等を除染する際に必要となった費用
			合 計		¥14,970,647	

別表2 検査費用

	担当課	支出年度	項目(契約件名)	支出額	金額 (支出額のうち申立額)	内容(詳細な状況説明)
1	農政課	23	農地土壌の放射性物質検査に係る備品取得 定温乾燥機SDN27P	¥82,635	¥41,635	農地の土壌を検査する際、必要となる定温乾燥機の費用
2	農政課	23	農地土壌の放射性物質検査に係る備品取得	¥186,795	¥70,125	農地の土壌を検査する際、必要となる土壌採取器の費用
3	経済政策課	24	放射性物質検査に関する研修会(第4回)	¥2,220	¥2,220	消費者庁における放射能濃度検査の研修会への交通費
4	経済政策課	24	放射性物質検査に関する研修会(第5回)	¥2,500	¥2,500	消費者庁における放射能濃度検査の研修会への交通費
5	経済政策課	24	放射性物質検査機器用消耗品	¥25,200	¥25,200	消費者庁から貸与された放射能濃度検査機器による一般食料品を検査する際、必要となる消耗品類
6	経済政策課	24	消耗品(放射性物質検査用・着ぐるみ用)	¥13,536	¥13,536	消費者庁から貸与された放射能濃度検査機器による一般食料品を検査する際、必要となる消耗品類
7	経済政策課	24	放射性物質検査用プリンター・掃除シート	¥19,750	¥19,750	消費者庁から貸与された放射能濃度検査機器による一般食料品を検査する際、必要となる消耗品類
8	農政課	24	放射能測定機器校正業務(ガン線スベクトロメーターLB2045)	¥70,000	¥35,000	農産物出荷前検査の測定に関わる測定器の校正費用
9	農政課	24	農産物の放射性物質検査事業消耗品(LB2045用マリネリ・カー)	¥84,000	¥42,000	農産物の検査用試料を検査する際、必要となる消耗品類
10	農政課	24	農産物の放射性物質検査事業消耗品(LB2045用マリネリ・カー専用蓋)	¥21,000	¥11,000	農産物の検査用試料を検査する際、必要となる消耗品類
11	経済政策課	25	放射性物質検査に関する研修会	¥5,700	¥5,700	消費者庁における放射能濃度検査の研修会への交通費
12	農政課	25	平成25年度農産物の放射性物質検査用車両賃借(4月分)	¥68,880	¥34,880	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の賃借費用
13	農政課	25	平成25年度農産物の放射性物質検査用車両賃借(5月分)	¥61,530	¥30,530	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の賃借費用
14	農政課	25	平成25年度農産物の放射性物質検査用車両賃借(6月分)	¥50,400	¥25,400	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の賃借費用
15	農政課	25	平成25年度農産物の放射性物質検査用車両賃借(7月分)	¥51,030	¥25,030	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の賃借費用
16	農政課	25	平成25年度農産物の放射性物質検査用車両賃借(8月分)	¥51,030	¥25,030	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の賃借費用
17	農政課	25	平成25年度農産物の放射性物質検査用車両賃借(9月分)	¥50,400	¥25,400	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の賃借費用
18	農政課	25	平成25年度農産物の放射性物質検査用車両賃借(10月分)	¥51,030	¥25,030	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の賃借費用

別表2 検査費用

	担当課	支出年度	項目(契約件名)	支出額	金額 (支出額のうち申立額)	内容(詳細な状況説明)
19	農政課	25	平成25年度農産物の放射性物質検査用車両賃貸借(11月分)	¥50,400	¥25,400	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の賃借費用
20	農政課	25	平成25年度農産物の放射性物質検査用車両賃貸借(12月分)	¥79,957	¥39,957	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の賃借費用
21	農政課	25	平成25年度農産物の放射性物質検査用車両賃貸借(1月分)	¥51,030	¥25,030	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の賃借費用
22	農政課	25	平成25年度農産物の放射性物質検査用車両賃貸借(2月分)	¥49,140	¥24,140	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の賃借費用
23	農政課	25	平成25年度農産物の放射性物質検査用車両賃貸借(3月分)	¥61,530	¥30,530	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の賃借費用
24	農政課	25	放射能測定機器校正業務(ガンマ線スペクトロメーターLB2045)	¥157,500	¥83,500	農産物出荷前検査の測定に関わる測定器の校正費用
25	農政課	25	農産物の放射性物質検査用車両 ガソリン代	¥4,139	¥2,139	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の燃料費
26	農政課	25	農産物の放射性物質検査用車両 ガソリン代	¥3,753	¥1,753	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の燃料費
27	農政課	25	農産物の放射性物質検査用車両 ガソリン代	¥5,232	¥2,232	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の燃料費
28	農政課	25	農産物の放射性物質検査用車両 ガソリン代	¥5,073	¥2,073	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の燃料費
29	農政課	25	農産物の放射性物質検査用車両 ガソリン代	¥5,073	¥2,073	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の燃料費
30	農政課	25	農産物の放射性物質検査用車両 ガソリン代	¥4,817	¥2,817	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の燃料費
31	農政課	25	農産物の放射性物質検査員用長靴	¥4,800	¥2,800	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる長靴
32	農政課	25	農産物の放射性物質検査事業消耗品(キッチンペーパー、ティッシュ、除菌タオル)	¥4,470	¥2,470	農産物の検査用試料を検査する際、必要となる消耗品類
33	農政課	25	農産物の放射性物質検査事業消耗品(ホリ袋 No.10、No.15)	¥3,550	¥1,550	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる消耗品類
34	農政課	25	農産物の放射性物質検査事業消耗品(キッチンペーパー、ティッシュ、除菌タオル)	¥5,130	¥2,130	農産物の検査用試料を検査する際、必要となる消耗品類
35	農政課	25	農産物の放射性物質検査事業用消耗品(ホリ袋)	¥2,000	¥1,000	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる消耗品類
36	農政課	25	農産物の放射性物質検査事業用消耗品(包丁、まな板等)	¥10,310	¥5,310	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる消耗品類

別表2 検査費用

	担当課	支出年度	項目(契約件名)	支出額	金額 (支出額のうち申立額)	内容(詳細な状況説明)
37	農政課	25	農産物の放射性物質検査事業用消耗品(粘着マット、使い捨て手袋等)	¥19,644	¥9,644	農産物の検査用試料を検査する際、必要となる消耗品類
38	農政課	25	農産物の放射性物質検査事業用消耗品(LB2045用マリネリ [®] -カー)	¥84,000	¥42,000	農産物の検査用試料を検査する際、必要となる消耗品類
39	農政課	25	農産物の放射性物質検査事業用消耗品(EPSONトナー-LPA3ETC15)	¥29,400	¥14,400	農産物の検査用試料を検査する際、必要となる消耗品類
40	農政課	25	農産物の放射性物質検査事業用消耗品(除菌剤)	¥3,980	¥1,980	農産物の検査用試料を検査する際、必要となる消耗品類
41	農政課	25	農産物の放射性物質検査事業用消耗品(LB2045用マリネリ [®] -カー専用蓋)	¥21,000	¥10,000	農産物の検査用試料を検査する際、必要となる消耗品類
42	農政課	25	農産物の放射性物質検査用車両ガソリン代	¥4,817	¥2,417	農産物の検査用試料を採取する際、必要となる車両の燃料費
			合計		¥797,311	

※ No.1、2は請求番号1760000004で賠償対象外とされたもの。

No.8、9、10は請求番号1P500000006で賠償対象外とされたもの。

No.12～42は請求番号1PG00000006で手続中であったもの。

別表3 人件費

	担当課	支出年度	項目(契約件名)	支出額	金額 (支出額のうち申立額)	内容(詳細な状況説明)
1	環境保全課	23	職員人件費	¥11,644,822	¥11,644,822	放射線対策専任職員人件費 (うち時間外1,181,577円)
2	環境保全課	24	職員人件費	¥41,072,778	¥41,072,778	放射線対策専任職員人件費 (うち時間外767,693円)
3	環境保全課	25	職員人件費	¥36,154,449	¥36,154,449	放射線対策専任職員人件費 (うち時間外296,264円)
			合 計		¥88,872,049	

議案第 37 号

あっせんの申立てについて

次のとおりあっせんを申し立てるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 6 日提出

印西市長 板 倉 正 直

1 申立ての概要

相手方に対し、本市が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、平成 26 年 3 月 31 日までに被った損害について、賠償を求めるもの

2 申立て額

金 104,640,007 円

3 申立て相手方

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己

4 あっせんの申立て先

東京都港区西新橋一丁目 5 番 13 号

原子力損害賠償紛争解決センター

「除染に関する緊急実施基本方針」等に関する要望書

東京電力福島第一原子力発電所事故は、収束まで長期化することが予想され、同事故により放出された放射性物質による健康や生活環境への影響について、住民の不安が高まっております。

印旛郡市7市2町では、きめの細かい測定を行い、その結果を公表して住民の不安を払拭すべき努力をしてまいりました。

現在、新たに政府が示した「除染に関する緊急実施基本方針」等により、低減対策に取り組み、除染実施に向けて順次作業を進めているところでございます。

しかしながら、除染作業に不可欠な汚染土壌等の仮置場を確保することは極めて困難であり、除染した後の土、枝葉等の処理をどこにするのか苦慮しております。

つきましては、住民の不安を一日も早く解消し、健康と安全・安心な生活環境を確保するため、下記事項について、万全な対策を早急に講じていただきたく、国に働きかけるよう切にお願いいたします。

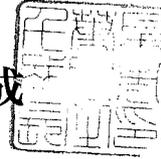
記

1. 除染において発生する汚染土壌等の保管施設及び処分場を早急に確保するよう国に、働きかけること。
2. 汚染土壌等の保管施設を設置、管理するまでの間、市町が一時保管する施設の設置及び維持管理について、国が経済的、技術的な支援を行うよう国に、働きかけること。
3. 市町が負担し、又は負担することとなる放射線対策費用について、責任を持って全額補償するよう国に、働きかけること。
4. 放射能に関し、国民が正しく理解できるよう直接説明するよう国に、働きかけること。

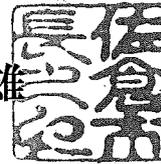
千葉県知事 鈴木 栄 治 様

平成23年11月24日

成田市長 小泉 一成



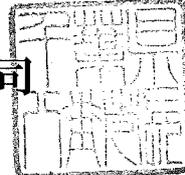
佐倉市長 藤 和雄



四街道市長 佐渡 斉



八街市長 北村 新司



印西市市長 山崎 山洋



白井市長 伊澤 史夫



富里市長 相川 堅治



酒々井町長 小坂 泰久



栄町長 岡田 正市



「除染に関する緊急実施基本方針等に関する」

要 望 書

成 田 市
佐 倉 市
四 街 市
八 街 市
印 西 市
白 井 市
富 里 市
酒 々 町
栄 町

「除染に関する緊急実施基本方針」等に関する要望書

東京電力福島第一原子力発電所事故は、収束まで長期化することが予想され、同事故により放出された放射性物質による健康や生活環境への影響について、住民の不安が高まっております。

印旛郡市7市2町では、きめの細かい測定を行い、その結果を公表して住民の不安を払拭すべく努力をしております。

現在、新たに政府が示した「除染に関する緊急実施基本方針」等により、低減対策に取り組み、除染実施に向けて順次作業を進めているところでございます。

しかしながら、除染作業に不可欠な汚染土壌等の仮置場を確保することは極めて困難であり、除染した後の土、枝葉等の処理をどこにするのか苦慮しております。

つきましては、住民の不安を一日も早く解消し、健康と安全・安心な生活環境を確保するため、下記事項について、万全な対策を早急に講じていただくことを切にお願いいたします。

記

1. 国は、除染において発生する汚染土壌等の保管施設及び処分場を早急に確保すること。
2. 国は、汚染土壌等の保管施設を設置、管理するまでの間、市町が一時保管する施設の設置及び維持管理について、国が経済的、技術的な支援を行うこと。
3. 国は、市町が負担し、又は負担することとなる放射線対策費用について、責任を持って全額補償すること。
4. 国は、放射能に関し、国民が正しく理解できるよう直接説明すること。

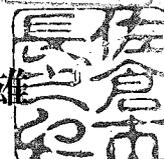
環境大臣 細野豪志様

平成23年12月27日

成田市長 小泉 一成



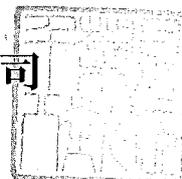
佐倉市長 藤 和雄



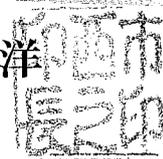
四街道市長 佐渡 斉



八街市長 北村 新司



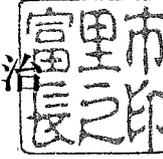
印西市市長 山崎 山洋



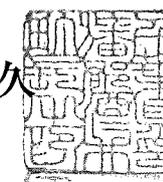
白井市長 伊澤 史夫



富里市長 相川 堅治



酒々井町長 小坂 泰久



栄町長 岡田 正市



「除染に関する緊急実施基本方針等に関する」

要 望 書

成	田	市
佐	倉	市
四	街 道	市
八	街	市
印	西	市
白	井	市
富	里	市
酒	々 井	町
栄		町

「除染に関する緊急実施基本方針」等に関する要望書

東京電力福島第一原子力発電所事故は、収束まで長期化することが予想され、同事故により放出された放射性物質による健康や生活環境への影響について、住民の不安が高まっております。

印旛郡市7市2町では、きめの細かい測定を行い、その結果を公表して住民の不安を払拭すべく努力をしてまいりました。

現在、新たに政府が示した「除染に関する緊急実施基本方針」等により、低減対策に取り組み、除染実施に向けて順次作業を進めているところでございます。

しかしながら、除染作業に不可欠な汚染土壌等の仮置場を確保することは極めて困難であり、除染した後の土、枝葉等の処理をどこにするのか苦慮しております。

つきましては、住民の不安を一日も早く解消し、健康と安全・安心な生活環境を確保するため、下記事項について、万全な対策を早急に講じていただくことを切にお願いいたします。

記

1. 国は、除染において発生する汚染土壌等の保管施設及び処分場を早急に確保すること。
2. 国は、汚染土壌等の保管施設を設置、管理するまでの間、市町が一時保管する施設の設置及び維持管理について、国が経済的、技術的な支援を行うこと。
3. 国は、市町が負担し、又は負担することとなる放射線対策費用について、責任を持って全額補償すること。
4. 国は、放射能に関し、国民が正しく理解できるよう直接説明すること。

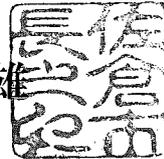
民主党幹事長 興石東様

平成23年12月27日

成田市長 小泉 一成



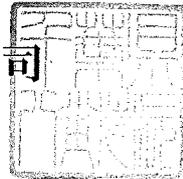
佐倉市長 藤 和雄



四街道市長 佐渡 斉



八街市長 北村 新司



印西市市長 山崎 山洋



白井市長 伊澤 史夫



富里市長 相川 堅治



酒々井町長 小坂 泰久



栄町長 岡田 正市



環 境 大 臣 細 野 豪 志 様

放射性物質汚染対処特別措置法に基づく市町村等の
除染実施に対する国費による措置に関する緊急要望

平成24年2月17日

松戸市長

本郷谷 健 次



野田市長

根 本 崇



佐倉市長

藤 和 雄



柏市長

秋 山 浩 保



流山市長

井 崎 義 治



我孫子市長

星 野 順一郎



鎌ヶ谷市長

清 水 聖 士



印西市長

山 崎 山 洋



白井市長

伊 澤 史 夫



平成24年1月25日の環境省主催「市町村等の除染実施に対する補助金に係る市町村説明会」において示された、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき汚染状況重点調査地域で行われる除染に対する国の補助金措置案及び2月1日に改定版として示された補助金措置は、自治体の実施する一部の除染のみが国費措置の対象となるものであり、私有地の所有者等が行った除染に対する国費措置が含まれない等、早急かつ計画的な除染の推進を妨げかねないものであります。

国費措置の対象を自治体の実施する事業のみに限定するという事は、放射性物質汚染対処特別措置法第三十五条第三項の規定を損ねるものであり、自治体が除染できる範囲を結果的に狭めると同時に、除染を完了するまでの期間をいたずらに長引かせることになると思われます。

当該措置のままでは、地域住民と自治体の協働や地域住民間の連携による早急な放射線量低減は果たせず、各自治体の規模や財政力により除染範囲や方法を決定していかざるを得ないと危惧しております。

また、補助事業の対象を極めて限定的に策定された結果、地域の実情に応じて自治体の実施する除染事業の内容を大幅に規制し、実質上、計画の策定や除染事業が実施できない状況も懸念されており、大きな問題であると考えております。

つきましては、放射性物質汚染対処特別措置法に規定する「国は、原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任がある」ことに立ち返っていただき、各自治体が除染に関しての適切な役割を確実に果たすことができるよう下記の事項について、緊急的にかつ強く要望いたします。

記

1. 私有地の所有者等が行う除染に対しては、国がその実施者に対して直接的に費用負担をする仕組みを検討する等、住民および自治体の手続きを簡素化し事務負担の軽減を図ること。
2. 私有地の所有者等が行う除染に対して、自治体が補助金交付や関連資機材の貸与等を行う場合にも、この措置を補助の対象とし、国が全額負担すること。
3. 地域の実情に応じて実施する公園や子ども関連施設以外の公共施設、戸建て住宅等の除染のうち、表土除去及び客土あるいは現場保管についても補助対象に含め、国が全額負担すること。

4. 除染実施区域外であっても、雨どいの下や側溝汚泥などに放射性物質が集積し、指定廃棄物と同等の線量となる場合が想定されることから、地域の実情に応じて実施する局所的に放射線量の高い箇所の除染に要する費用も国が全額負担すること。
5. 公共施設（学校、幼稚園、保育園等については私立を含む）のうち、学校等の子どもが長時間生活する施設については、除染実施計画に基づく除染実施時の放射線量が 0.23 マイクロシーベルト/時未満であっても、事故後の放射線量が一度でも 0.23 マイクロシーベルト/時以上を示していた場合は、その除染に要する費用も国が全額負担すること。
6. 除染則や廃掃法など関係法令と、放射性物質汚染対処特別措置法の関係を徹底的に整理し、自治体が直面する具体的事例に対し、実効ある運用が図れるよう、規則等の調整や修正を行うこと。
7. 国の補助金措置等の交付申請に当たっては、自治体の実情を十分に考慮し、その申請期間を十分に設けること。
8. 除染により発生した土壌等の最終処分地を確定するなど、処分に至る具体的工程を今年度中に示すこと。
9. 除染等により発生した特定一般廃棄物や特定産業廃棄物、その他の放射性物質を含むために処分が滞っている廃棄物等の処分が可能となるよう、具体的対応を実施すること。
10. 仮置き場設置のための施設解体等費用についても補助対象経費とすること。

平成24年6月27日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

印西市長 山 崎 山 洋



放射性物質を含む焼却灰の一時保管場所を手賀沼流域下水道終末
処理場に設置することに関する要望

平成24年6月18日、千葉県知事は、放射性物質を含む焼却灰の一時保管場所について、手賀沼流域下水道終末処理場に設置する決定を下した。

この決定に際し、千葉県は、候補地周辺の3自治会・町内会に対する住民説明会を1回開催したのみで、市民全体に対する説明会を行わず、十分な説明を行ったとは言い難い。また、印西市が要望してきた一時保管場所の複数の提示について新たな提案もなく、一時保管場所設置の決定を容認することはできないものである。

については、下記事項について、緊急的かつ強く要望する。

記

1. 一時保管場所設置についての地元理解が得られるよう、より丁寧な説明を求める。
2. 手賀沼流域下水道終末処理場以外の一時保管場所の候補地を早急に提示すること。
3. 一時保管場所が恒久的な保管場所とならないよう、国が平成26年度末までに設置する最終処分場の候補地を国と協議・検討し、提示すること。

放射性物質を含む焼却灰の手賀沼終末処理場を一時保管場所とする決定に対し、より丁寧な説明を求める決議

平成24年6月18日、千葉県知事は、放射性物質を含む焼却灰の一時保管場所について、手賀沼流域下水道終末処理場に一時保管場所を設置する決定を下した。

この決定に際し、千葉県は、平成23年10月31日に手賀沼流域下水道終末処理場を候補地として提案後、本年4月26日に印西市議会への説明、6月9日に近隣住民に対する住民説明会を実施したが、到底住民の理解を得られたものとは言い難く、ましてや我孫子市議会への説明はいまだに実現していない状況でもあり、広域自治体としての県の責務（説明責任）を十分果たしていない中での決定には、印西市議会としては納得のいくものではない。

緊急要望した各市等は逼迫した状況であり、共助という点では十分理解できるものではあるが、住民説明会での質問に対しても、その後回答もなく、千葉県と地元住民との溝が深まった感が否めない。

候補地周辺の3自治会・町内会に対する住民説明会で十分な説明ができたとは言い難く、市民に対する全体説明会の実施、施設の安全性や風評被害に対する対応、終末処理場以外の一時保管場所の早急な提示、一時保管場所を恒久的な保管場所としないこと等を慎重に検討していただき、より丁寧な説明を強く求めるものである。

以上、決議する。

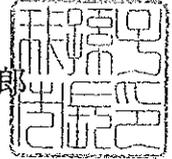
平成24年6月19日

印西市議会

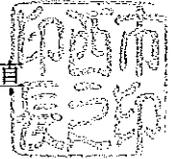
平成24年9月7日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

我孫子市長 星 野 順一郎



印西市市長 板 倉 正 直



放射性物質を含む4市1組合のごみ焼却灰一時保管施設に関する要請

放射性物質を含む4市1組合のごみ焼却灰一時保管施設については、これまで我孫子市・印西市の両市は県に対し地元住民への丁寧な説明、他の候補地や最終処分場の提示等を要請してきました。

千葉県も地元住民に丁寧な説明を行うとの説明がありましたが、6月9日に説明会を1回開催したのみです。

また、6月18日に一時保管施設を手賀沼流域下水道終末処理場に設置する決定を下したことに對し、容認できない旨を文書にて通知したところです。

このような状況の中、要請に対する新たな提案も示されず、地元住民及び我孫子市・印西市の両市に事前説明もなく一時保管施設設置に向けた事前工事の入札公告がされたことは大変遺憾です。

今後、このような強行に事業を進めると受け取れる行動の無いよう強く要請します。



指定廃棄物を処理するための最終処分場を早期に設置すること
を求める意見書

印西地区環境整備事業組合をはじめとする、松戸市・柏市・流山市・我孫子市の4市1組合では、指定廃棄物の保管が限界に近づきつつあり、その対応に苦慮している。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法によると、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超過する指定廃棄物は、国が責任をもって処分するものとしている。環境省が示した、指定廃棄物の今後の処理の方針によると、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が排出された都道府県内で行うものとしており、新たに建設する必要がある場合には、都道府県内に集約して設置することとしている。

しかしながら、先行した栃木県矢板市・茨城県高萩市の状況を鑑みると、指定廃棄物の最終処分場の確保に大きな不安と疑問を抱かざるを得ない。

また、千葉県は4市1組合で発生した指定廃棄物を印西市と我孫子市に隣接する手賀沼流域下水道終末処理場に一時保管することとし、その期間として平成26年度末までという期限を示したが、残すところ30ヶ月を切り、平成24年9月末を目途とした、千葉県内に設置する最終処分場の候補地さえ明らかになっていない状況では、一時保管の期限を担保できないばかりか、無期限の滞留が懸念され将来不安が払拭できない。

よって、印西市議会は、市民の安心と安全を守る観点から国に対し、下記の事項について強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 国は、指定廃棄物の最終処分場の確保に係る工程表に基づき、遅滞なく指定廃棄物の最終処分場を確保すること。

平成24年10月3日

千葉県印西市議会議長 金丸和史



内閣総理大臣 野田佳彦様



指定廃棄物を処理するための最終処分場を早期に設置すること
を求める意見書

印西地区環境整備事業組合をはじめとする、松戸市・柏市・流山市・我孫子市の4市1組合では、指定廃棄物の保管が限界に近づきつつあり、その対応に苦慮している。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法によると、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超過する指定廃棄物は、国が責任をもって処分するものとしている。環境省が示した、指定廃棄物の今後の処理の方針によると、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が排出された都道府県内で行うものとしており、新たに建設する必要がある場合には、都道府県内に集約して設置することとしている。

しかしながら、先行した栃木県矢板市・茨城県高萩市の状況を鑑みると、指定廃棄物の最終処分場の確保に大きな不安と疑問を抱かざるを得ない。

また、千葉県は4市1組合で発生した指定廃棄物を印西市と我孫子市に隣接する手賀沼流域下水道終末処理場に一時保管することとし、その期間として平成26年度末までという期限を示したが、残すところ30ヶ月を切り、平成24年9月末を目途とした、千葉県内に設置する最終処分場の候補地さえ明らかになっていない状況では、一時保管の期限を担保できないばかりか、無期限の滞留が懸念され将来不安が払拭できない。

よって、印西市議会は、市民の安心と安全を守る観点から国に対し、下記の事項について強く要望する。

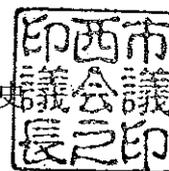
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 国は、指定廃棄物の最終処分場の確保に係る工程表に基づき、遅滞なく指定廃棄物の最終処分場を確保すること。

平成24年10月3日

千葉県印西市議会議長 金丸 和史



環境大臣 長 浜 博 行 様



高濃度の放射性物質を含む焼却灰の一時保管施設の設置に関する意見書

千葉県においては、住民の意向を無視する形で、去る9月21日、手賀沼流域下水道終末処理場に高濃度の放射性物質を含む焼却灰の一時保管施設の設置をするための工事に着工することが印西市に通知された。

これは、建築基準法第18条に規定する計画通知を、印西市を經由せず、直接、印旛土木事務所に提出するという行為は、明らかに千葉県の条例に反する行為である。

さらには、都市計画法第65条許可申請についても千葉県は行わないことと聞き及ぶ。このことについては、「許可権限は印西市」との国土交通省の見解があるにもかかわらず、この法令をも無視することとなっている。

本来、住民や業者等を指導・監督し、また、最も法令を遵守すべき立場である千葉県がこのようなことを行ったことは、民間業者等が同じ手続を行った場合、地方公共団体である千葉県としてどのような対応をしていくのか、今後の行政運営に著しく支障を来すことも考えられ、印西市議会として到底容認できない。

よって、下記の事項及び別紙の平成24年第3回印西市議会定例会で採択した請願内容を十分に確認した上で、県民の安全・安心を守るべき千葉県が違法ともとれる行為を一時凍結し、再度、地域住民に対して丁寧な説明を強く求めるため、意見書を提出するものである。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

記

1. 再度、地域住民に対しての説明会を開催し、意見及び要望を受け入れること。
2. 一連の行為についての法令上の根拠と、そこに至った経緯及びそ

の理由について、文書にて回答すること。

3. 指定廃棄物の最終処分場を早期に確保するよう、国に働きかけること。

平成24年10月3日

印西市議会議長 金丸和



千葉県知事 鈴木栄治様

環境大臣 長 浜 博 行 様

指定廃棄物の最終処分場の確保に係る緊急
要望

平成24年11月9日

松戸市長 本郷谷 健 次



柏市長 秋 山 浩 保



流山市市長 井 崎 義 治



我孫子市長 星 野 順一郎



印西市市長 板 倉 正 直



千葉県における東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質を含む焼却灰の処理については、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の各市において苦慮しており、問題解決に至っていない状況です。

その現状に対処していく上では、指定廃棄物の処理責任者である国において、当初のスケジュールどおり最終処分場を確保していただくことが重要です。

つきましては、下記の事項について緊急要望いたします。

記

千葉県における指定廃棄物の最終処分場候補地を早期に示すこと。

環境大臣 石原伸晃様

指定廃棄物の最終処分場の確保に係る緊急
要望

平成25年1月29日

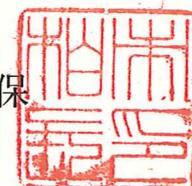
松戸市長

本郷谷 健 次



柏市長

秋山 浩 保



流山市長

井崎 義 治



我孫子市長

星野 順一郎



印西市長

板倉 正 直



千葉県における東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質を含む焼却灰の処理については、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西市の各市において苦慮しており、問題解決に至っていない状況です。

その現状に対処していく上では、指定廃棄物の処理責任者である国において、当初のスケジュールどおり最終処分場を確保していただくことが重要です。

つきましては、下記の事項について緊急要望いたします。

記

国は、平成27年4月から指定廃棄物の引受けが可能となるよう、最終処分場を確保すること。

復興大臣 根本 匠 様

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に係る緊急要望

平成25年2月26日

松戸市長 本郷谷 健次



野田市長 根本 崇



佐倉市長 藤 和雄



柏市長 秋山 浩保



流山市長 井崎 義治



我孫子市長 星野 順一郎



鎌ヶ谷市長 清水 聖士



印西市市長 板倉 正直



白井市長 伊澤 史夫



東京電力福島第一原子力発電所事故による大量の放射性物質が環境中に放出されたことで、千葉県内汚染状況重点調査地域に指定された住民等の放射能による健康や生活上の不安は、現在も続いています。

そのような中、平成24年6月21日に超党派による議員立法として成立した「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」は、子どもに特に配慮した被災者生活支援等に関する施策を推進し、被災者の不安解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とした画期的な法律であると認識しています。

については、本法律に基づく施策の着実な遂行により、千葉県内汚染状況重点調査地域の住民等が、放射能による健康や生活上の不安を持つことなく、安心して暮らしていけるよう、下記事項について緊急要望します。

記

- 1 本法律における支援対象地域に、放射性物質対処特別措置法による千葉県内汚染状況重点調査地域を指定すること
- 2 被災者生活支援等施策は、本法律における支援対象地域の住民等に対し、現在から将来に亘って、具体的な放射能に関する健康管理対策と安心して暮らしていける生活等について支援をするよう、実効性のある施策とすること
- 3 被災者生活支援等施策に係る費用は、全額国が負担すること

復興大臣 根本 匠 様

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に規定する「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」に係る緊急要望

平成25年10月3日

松戸市長 本郷谷 健次



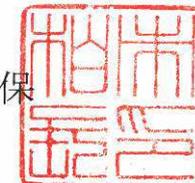
野田市長 根本 崇



佐倉市長 巖 和雄



柏市長 秋山 浩保



流山市長 井崎 義治



我孫子市長 星野 順一郎



鎌ヶ谷市長 清水 聖士



印西市市長 板倉 正直



白井市長 伊澤 史夫



汚染状況重点調査地域に指定されている千葉県9市は、これまでも「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下、「子ども・被災者支援法」という。）」に基づく支援対象地域への指定のほか、健康管理にかかる実効性のある支援策の実現等を要望してまいりました。

千葉県9市では、政府による今後の基本方針の決定にあたっては、被災者の不安解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とした同法律の理念に則り、福島県以外の地域においても、各種支援施策が住民のニーズに基づいて着実に遂行されるものとするのが重要であると認識しています。

このため、先に示された子ども・被災者支援法に規定する「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」のパブリックコメントにおいても、支援対象地域への指定や健康管理施策の推進等について、千葉県9市それぞれからの意見を提出していますが、千葉県内汚染状況重点調査地域の住民等が、現在から将来に亘って、放射能による健康や生活上の不安を持つことなく安心して暮らしていけるよう、改めて千葉県9市長の連名により下記事項について緊急かつ強く要望します。

記

- 1 子ども・被災者支援法に基づく各種支援施策は、基本方針（案）において支援対象地域として示された市町村以外の地域においても、東京電力福島第一原子力発電所事故による環境汚染の実態及

- び住民の不安に照らして、広く適用されるものとする事
- 2 特に、子ども・被災者支援法に基づく健康管理並びに医療施策に関する支援は、汚染状況重点調査地域においても、子ども及び妊婦に対して特別な配慮がされた施策として推進すること
 - 3 上記施策の検討にあたっては、広く被災者等の意見を反映するとともに、その過程を透明性の高いものとする事
 - 4 子ども・被災者支援法に基づく各種支援施策に係る費用は、全額国が負担すること

環境大臣 石原伸晃様

指定廃棄物の最終処分場の確保に係る緊急
要望

平成 25 年 11 月 28 日

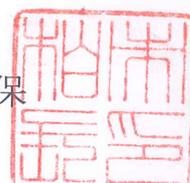
松戸市長

本郷谷 健 次



柏市長

秋山 浩 保



流山市長

井崎 義 治



我孫子市長

星野 順一郎



印西市長

板倉 正 直



「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」第17条に規定する「指定廃棄物」は、国が処理することとなっています。

しかし、最終処分場についての具体的な情報は未だに示されず、各市は焼却灰等の保管について、大変苦慮しているところです。

国においては、当初のスケジュールどおり平成27年3月31日までに最終処分場を確保し、指定廃棄物を引き受けていただくよう要望します。

環境大臣 石原伸晃様

指定廃棄物の最終処分場の確保等に関する
緊急要望

平成26年5月15日

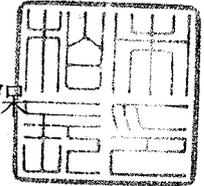
松戸市長

本郷谷 健次



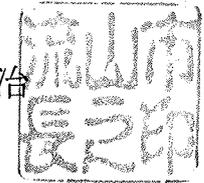
柏市長

秋山 浩保



流山市長

井崎 義治



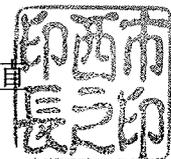
我孫子市長

星野 順一郎



印西市長

板倉 正直



千葉県における東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質を含む焼却灰の処理については、各市において大変苦慮しており、未だ問題解決に至っていない状況です。

特に、千葉県に依頼して保管していただいている、手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場内の指定廃棄物については、その処理責任者である国が示したスケジュールの平成27年3月末が保管期限となっており、その期限が迫っています。

しかしながら、千葉県内における指定廃棄物の最終処分場については、現時点では、候補地の選定手順が定まった段階にあり、今後のスケジュール等は不透明な状況にあると危惧しております。

つきましては、下記の事項について緊急に要望します。

記

- 1 指定廃棄物の最終処分場の確保に関するスケジュールをあらためて明示したうえで、一刻も早く確保すること。
- 2 各市の仮保管について、それぞれの実情に合わせて、技術的な協力や財政的な支援を行うこと。
- 3 引き受け先が見つからず、適正な処理に支障が生じている、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の焼却灰について、適切かつ効果的な措置を講じること。

環境大臣 望月 義夫 様

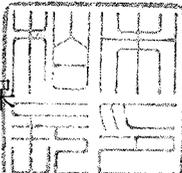
「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下、「子ども・被災者支援法」という。）」に基づく「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議（以下、「専門家会議」という。）」に係る緊急要望

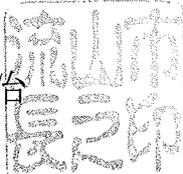
平成26年11月14日

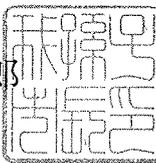
松戸市長 本郷谷 健次 

野田市長 根本 義 

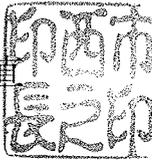
佐倉市長 蕨 和雄 

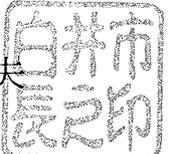
柏市長 秋山 浩保 

流山市長 井崎 義治 

我孫子市長 星野 順一郎 

鎌ヶ谷市長 清水 聖士 

印西市市長 板倉 正直 

白井市長 伊澤 史夫 

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方につきましては、子ども・被災者支援法に基づく専門家会議の中で、医学的な見地からの議論が重ねられているところですが、汚染状況重点調査地域に指定されている千葉県9市（以下、「千葉県9市」という。）では、被災者の不安解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とした同法律の理念に則り、福島県以外の地域においても、各種支援施策が住民のニーズに基づいて着実に遂行されるものとするのが重要であると認識しています。

このような認識のもと、千葉県9市では、これまでも様々な機会を通じて、支援対象地域への指定や健康管理にかかる実効性のある支援策の実現等について、繰り返し要望してきました。

こうした現状を踏まえ、千葉県9市では、千葉県内汚染状況重点調査地域の住民等が、健康上の不安が早期に解消され、安心して暮らしていけるよう、改めて千葉県9市長の連名により下記事項について緊急かつ強く要望します。

記

- 1 子ども・被災者支援法に基づく健康管理並びに医療施策に関する支援は、千葉県9市を含む汚染状況重点調査地域において、すべての住民が実情に則した適正な検査や医療を選択できるようにすること。
- 2 上記について、専門家会議において具体案の議論がなされるよう引き続き検討を進めること
- 3 また、上記施策の検討にあたっては、広く住民の意見を反映すると

ともに、その過程を透明性の高いものとする

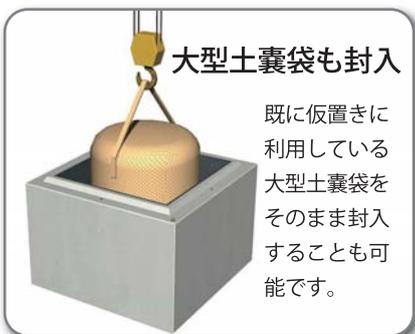
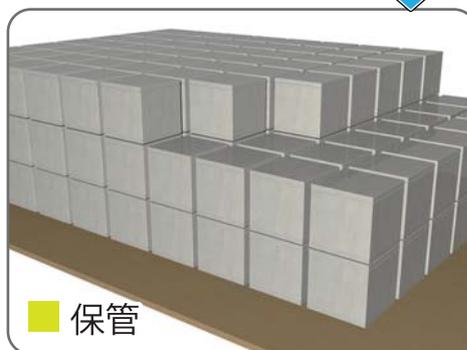
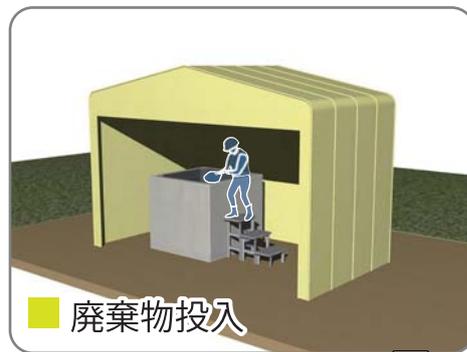
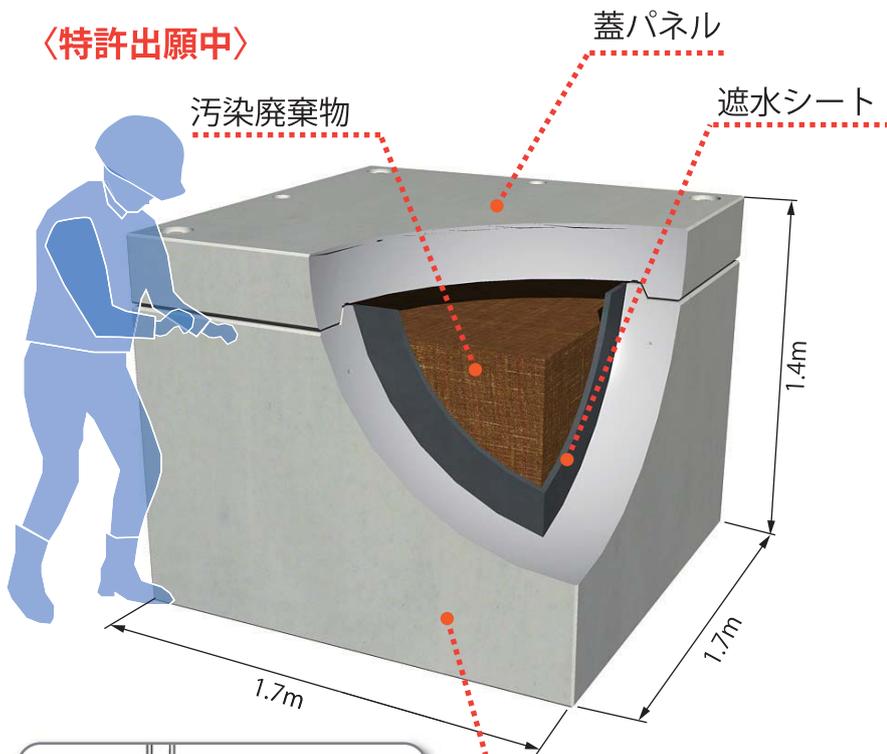
- 4 子ども・被災者支援法に基づく各種支援施策に係る費用は、全額国が負担すること

タイプⅢ 移動式保管ボックス

コミュニティ単位など、小区画での仮置き保管が可能です。

- 宅地の表土や除草などを、コミュニティ単位で仮置きできます。
- 設置面積が 1.7m 四方とコンパクトなため、狭い場所でも設置可能です。
- 廃棄物の放射線量に応じて、コンクリート厚さの異なる 2つのサイズを揃えました。
- 全てのサイズがトラックに積載可能なので、ボックスが満杯になったら蓋をして収集運搬し、新しいボックスに交換することも可能です。

〈特許出願中〉



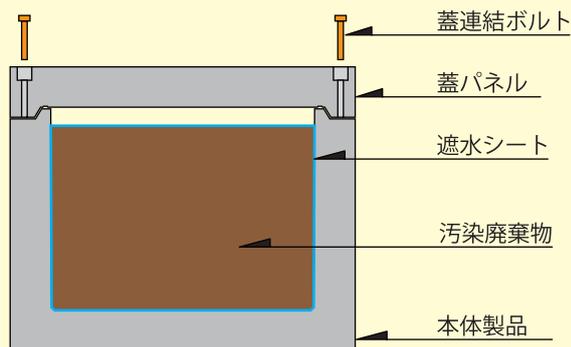
既に仮置きに利用している大型土嚢袋をそのまま封入することも可能です。

ボックス本体

施設イメージ
内空容量：約 1.7m³
※寸法、構造は条件に応じて設定が可能です。

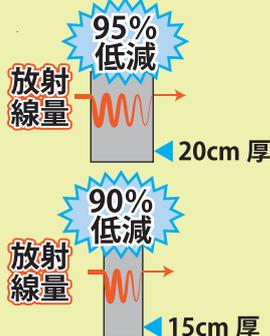
施設概要

プレキャストコンクリート製のボックスで、コンクリートと内側に設置する遮水シートで、外部環境と汚染廃棄物を遮断する構造です。ボックスのサイズや壁厚は、要求される放射線の低減量や、移動・運搬設備等により決定します。



※形状・仕様は変更になる場合があります。

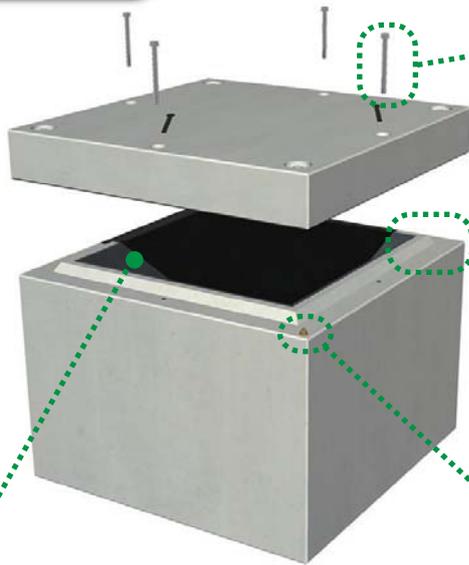
コンクリートによる低減効果



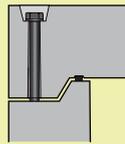
部材厚 20cm のコンクリートにより、放射線量を約 95%、部材厚 15cm のコンクリートにより、放射線量を約 90% 低減します。

※タイプⅠでの試算結果です。
※現地の空間線量率以下には低減しません。

各部詳細



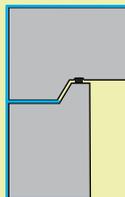
蓋固定ボルト



素早く確実に蓋を固定

4本の専用固定ボルトで、素早く確実に「蓋パネル」を固定します。

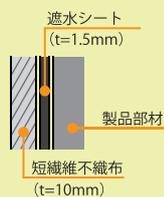
蓋ジョイント部構造



高い遮蔽性と止水性を確保

本体側のジョイントを凸構造として、放射線の低減効果を高めます。また、ボックス内部への雨水の侵入も最小限に抑えます。

遮水シート

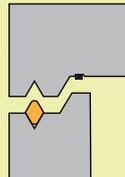


高い遮水性を確保

丈夫な遮水シートで、雨等の影響を抑えます。

※仕様によっては設置しない場合もあります。

調芯ピン



作業時間を短縮

本体のコーナー部に取り付けられた調芯ピンにより、蓋パネルを短時間で正確に設置します。

製品規格

(単位: mm)

内空サイズ			外形サイズ(蓋込)			部材厚	参考質量(蓋込) (kg)	内部容量 (m ³)	放射線量の 低減率
幅	長さ	高さ	幅	長さ	高さ				
1,400	1,400	1,100	1,700	1,700	1,400	150	4,790	2.1	90%
1,300	1,300	1,000	1,700	1,700	1,400	200	5,920	1.7	95%

※放射線量の低減率は「放射線施設の遮蔽計算実務マニュアル(2007)」を基に行った試算結果
※上記以外の規格についてはお問い合わせ下さい。

製品写真



お問い合わせ

汚染廃棄物仮置保管施設研究会 事務局

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 2-15 昭和コンクリート工業(株) 東北支店内
TEL 022-227-2100 FAX 022-225-1202